

## Ⅱ 震災対策編

### 第1部 災害予防計画

1-1	市民消火隊.....	1
1-2	水防協力隊.....	1
1-3	地域防災組織防災資器材格納庫の所在一覧.....	2
1-4	対象物の現況.....	6
1-5	石油等危険物施設の現況.....	6
1-6	変電設備等の現況.....	6
1-7	消防車両の現況.....	6
1-8	消防団体制の現況.....	7
1-9	消防団活動用資機(器)材の現況.....	7
1-10	消防団資機(器)材格納庫所在一覧.....	8
1-11	消防水利の整備状況.....	8
1-12	消防水利の現況.....	8
1-13	小型貯水槽所在一覧.....	9
1-14	居住環境総合整備事業等地区一覧.....	13
1-15	東京都不燃化推進特定整備地区一覧.....	13
1-16	都市防災不燃化推進特定地区一覧.....	14
1-17	校地等の整備状況.....	14
1-18	都市計画道路の整備状況.....	15
1-19	地区道路の整備.....	16
1-20	豊島区都市計画道路の整備状況.....	16
1-21	狭あい道路の整備状況.....	17
1-22	自動車専用道路の現況.....	17
1-23	道路管理施設の現況.....	17
1-24	鉄道施設の現況.....	17
1-25	応急給水槽一覧.....	18
1-26	配水管の現況.....	18
1-27	防火地域の指定状況.....	18
1-28	区有施設の耐震化の状況.....	19
1-29	急傾斜地崩壊危険箇所一覧.....	19
1-30	土砂災害(特別)警戒区域一覧.....	20



## 1-1 市民消火隊（3隊）

(平成31年4月1日現在)

消 火 隊 名	人 員	災 害 時 の 役 割	平 常 時 の 役 割
南長崎五丁目地区災害対策部 市民消火隊 (南長崎五丁目町会)	1 隊 約10名 編 成	○初期消火活動 ○延焼拡大防止 ○避難道路の確保 ○避難誘導	○ポンプ運用訓練 ○火災防ぎょ訓練 ○防災知識の普及 啓発 ○ポンプ等の整備 と保守管理
山手市民消火隊 (南長崎一丁目みどり会・目白 協和会)			
池袋本町二丁目地区市民消火隊 (池袋本町二丁目町会)			

## 1-2 水防協力隊（1隊）

(平成31年4月1日現在)

協 力 隊 名	編 成	協 力 事 項
高田一丁目町会地区 水防協力隊	約15名	○河川の水位等の監視に関する事 ○地域住民への災害情報の周知に関する事 ○土のう点検及び地域配備に関する事 ○区、防災関係機関及び地域防災組織相互の連絡に 関する事 ○被害状況調査に関する事 ○水防及び排水作業に関する事 ○り災者に対する炊き出し及び配分に関する事

1-3 地域防災組織防災資器材格納庫の所在一覧

(平成31年4月1日現在)

第 1 地 区	設 置 場 所
巣鴨一丁目地区災害対策部	巣 鴨 1-2-8 / 巣鴨一丁目児童遊園
江戸橋町会災害対策部	巣 鴨 1-37-1 / 江戸橋公園
巣鴨親和町会地区災害対策部	巣 鴨 3-21-21 / 真性寺講堂下倉庫を使用(ポンプのみ)
巣鴨三四丁目清和町会地区災害対策部	北 大 塚 1-12-10 / 巣鴨公園
折戸地区災害対策部	北 大 塚 2-34-2 / 北大塚二丁目公園
巣鴨四丁目協和町会地区災害対策部	北 大 塚 2-34-2 / 北大塚二丁目公園
巣鴨三親町会地区災害対策部	巣 鴨 4-22-11 / 巣鴨四丁目児童遊園
栄和町会地区災害対策部	巣 鴨 4-34-12 / 巣鴨四丁目第2児童遊園
巣鴨三明町会地区災害対策部	巣 鴨 5-1-5 / 中央卸売市場豊島市場
巣鴨五丁目朝日町会地区災害対策部	巣 鴨 5-22-1 / 朝日公園
巣鴨五丁目大親町会地区災害対策部	巣 鴨 5-35-18 / 巣鴨五丁目児童遊園
西巣鴨新田町会地区災害対策部	西 巣 鴨 1-3-9 / 西巣鴨公園
西巣鴨共和会災害対策部	西 巣 鴨 2-24 / 都営西巣鴨二丁目アパート
西巣鴨二丁目町会防災対策部	西 巣 鴨 2-27-7 / 西巣鴨二丁目公園
庚申塚地区災害対策部	西 巣 鴨 3-17-1 / 巣鴨北中学校
西巣鴨睦町会災害対策部	西 巣 鴨 3-26 / 朝日メトロステージ内
西巣鴨四丁目親交町会地区災害対策部	西 巣 鴨 4-10 / (旧) 区民集会室前

第 2 地 区	設 置 場 所
宮仲地区災害対策部	上 池 袋 1-37-16 / ピーコックストア北側
北大塚伸和町会地区災害対策部	北 大 塚 3-12-15 / 北大塚公園
上池袋昭和町会地区災害対策部	上 池 袋 1-28-7 / 上池袋中央公園
池袋東一町会地区災害対策部	上 池 袋 2-25-3 / 上池袋公園
上池袋地区災害対策部	上 池 袋 2-38-4 / 子安稲荷神社 上 池 袋 2-45-15 / 上池袋さくら公園
上池袋三丁目町会災害対策部	上 池 袋 3-37-5 / 上池袋三丁目第2児童遊園 上 池 袋 3-13-12 / 上池袋三丁目第3児童遊園
池八町会地区災害対策部	上 池 袋 4-19 / 上池袋くすのき公園
東雲町会地区災害対策部	上 池 袋 4-39-6 / 上池袋四丁目第2児童遊園
池袋東口本町会地区災害対策部	東 池 袋 1-16-1 / 中池袋公園
東池袋一丁目中央町会災害対策部	東 池 袋 1-50-23 / 池袋駅前公園
東池袋南大塚伸和町会地区災害対策部	東 池 袋 2-38-10 / 区民ひろば朋有
東二町会地区災害対策部	東 池 袋 2-51-4 / 帝京平成大学北側
新東一町会地区災害対策部	東 池 袋 2-58-4 / 東池袋二丁目第三公園
東和町会地区災害対策部	東 池 袋 3-14-1 / 東池袋公園
東池袋サンシャイン町会地区災害対策部	東 池 袋 4-41-30 / 総合体育場駐車場
東池袋中部地区災害対策部	東 池 袋 4-32 / 東池袋四丁目防災ミニひろば
東池袋四丁目南町会地区災害対策部	東 池 袋 4-18-11 / 東池袋四丁目公園内町会倉庫にポンプのみ
宮新町会地区災害対策部	上 池 袋 1-36-1 / 宮仲公園

第 3 地 区	設 置 場 所
西池袋一丁目町会地区災害対策部	西池袋1-1 /メトロポリタンプラザ駐輪場内 西池袋1-28-1先/区道上
西池袋南町会地区災害対策部	西池袋4-7-1 /西池袋中学校 南西角 西池袋3-20-1 /西池袋備蓄倉庫1階の一部を使用
西池袋丸山町会地区災害対策部	西池袋5-22-5 /谷端川南緑道
池袋二丁目曙町会地区災害対策部	西池袋1-37先 /ロサ会館横
池袋二丁目原町会地区災害対策部	池袋2-74-1 /池袋ふれあい公園
池二親睦地区災害対策部	池袋2-74-1 /池袋ふれあい公園
池袋御嶽町会地区災害対策部	池袋3-58 /池袋三丁目自転車保管所
池袋三業町会地区災害対策部	池袋3-58 /池袋三丁目自転車保管所
池袋恵比寿町会災害対策部	池袋3-58 /池袋三丁目自転車保管所
池袋仲町会地区災害対策部	池袋3-29-4 /池袋第二公園
池袋二丁目南町会防災隊	池袋3-22-13 /池袋三丁目公園
池袋三丁目北町会地区災害対策部	池袋3-44-20 /御嶽北公園
池三親交町会地区災害対策部	池袋3-19先 /谷端川南緑道
池袋四丁目町会地区災害対策部	池袋4-22-9 /池袋公園 池袋4-23先 /池袋小脇区道上
池袋四丁目西町会地区災害対策部	池袋4-13-4 /谷端川南緑道
西山地区災害対策部	池袋1-8-11 /池袋一丁目第2公園

第 4 地 区	設 置 場 所
池袋通西睦町会防災対策部	南池袋4-23-12 /首都高5号線高架下 東池袋5-6-12 /第3辻広場 (鎮守の森)
南池袋一丁目地区災害対策部	南池袋1-4-3 /南池袋一丁目公園
南池袋二三四地区災害対策部	南池袋3-24-17 /特別区道 (東通り拡幅事業用地) 南池袋2-4-3 /東通りふれあい広場
光和会地区災害対策部	南池袋3-5-12 /区民ひろば南池袋
池袋東口親和町会地区災害対策部	南池袋2-21-1 /南池袋公園
青葉会地区災害対策部	南池袋4-1-3 /雑司が谷中央児童遊園
日出防災隊	南池袋4-12-16 /南池袋四丁目日出公園
上り屋敷町会防災隊	西池袋2-14-2 /上り屋敷公園
雑司が谷一丁目地区災害対策部	雑司が谷1-22-8 /雑司が谷保育園前
雑司が谷一丁目東部町会地区災害対策部	雑司が谷1-36-3 /雑司が谷一丁目公園
柳下会地区災害対策部	雑司が谷3-15-20 /雑司が谷みみずく公園
雑司が谷二丁目地区災害対策部	雑司が谷2-11-8 /雑司が谷公園
雑司が谷三丁目町会地区災害対策部	雑司が谷3-15-20 /雑司が谷みみずく公園

第 1 部 災害予防計画

第 5 地 区	設 置 場 所
東目白自治会地区災害対策部	雑司が谷 2-1-6 / 雑司が谷二丁目四つ家児童遊園
東目白本町会地区災害対策部	雑司が谷 3-1-7 / 千登世橋教育文化センター駐車場
高田一丁目地区災害対策部	高 田 1-28-3 / 高田公園
東目白坂下睦会地区災害対策部	高 田 2-12-7 / 高南小学校南側
高田中央町会災害対策部	高 田 3-38-6 / 高田三丁目公園
高田三丁目町会地区災害対策部	高 田 3-18-2 / 高田第二区民集会室倉庫
東目白千登世町会地区災害対策部	雑司が谷 3-1-7 / 千登世橋教育文化センター駐車場
目白二丁目町会防災対策部	目 白 2-5-10 / 目白二丁目第 2 児童遊園
目白東町会地区災害対策部	目 白 2-15-7 / 目白二丁目児童遊園
目白三丁目町会地区災害対策部	目 白 3-15-17 / 目白三丁目公園
目白山紫町会災害対策部	目 白 4-19-11 / 目白四丁目旭出児童遊園

第 6 地 区	設 置 場 所
西池袋四丁目町会地区災害対策部	西 池 袋 4-28 / 谷端川南緑道
西池袋四丁目自治会地区災害対策部	西 池 袋 4-16 / 谷端川南緑道
目白協和会地区災害対策部	目 白 5-24-12 / (旧)真和中学校 (池袋第三小学校 (仮校舎)) 目 白 4-11-21 / 目白の森
南長崎一丁目みどり会防災対策部	南 長 崎 1-20-1 / 椎名町公園
長崎一丁目地区災害対策部	千 早 1-8-1 / 千早フラワー公園
長崎二丁目地区災害対策部	長 崎 2-27-18 / 長崎二丁目児童遊園
長崎三丁目地区災害対策部	長 崎 3-24-6 / 長崎三丁目児童遊園
千早一丁目地区災害対策部	千 早 1-23-18 / 千早第二公園

第 7 地 区	設 置 場 所
南長崎二丁目地区災害対策部	南 長 崎 2-2-21 / 南長崎二丁目児童遊園
南長崎三丁目南部地区災害対策部	南 長 崎 3-9-22 / 南長崎花咲公園
南長崎三丁目北部町会地区災害対策部	南 長 崎 3-40-13 / 南長崎三丁目第 2 児童遊園 南 長 崎 3-37-2 / 南長崎公園
南長崎四丁目地区災害対策部	南 長 崎 4-29-10 / 南長崎第 4 区民集会室
南長崎五丁目地区災害対策部	南 長 崎 5-12-7 / 五郎久保稲荷神社境内 南 長 崎 6-1-20 / 南長崎はらっぱ公園
南長崎六丁目地区災害対策部	南 長 崎 6-1-20 / 南長崎はらっぱ公園 南 長 崎 6-15-6 / 風かおる里 (施設建物内倉庫)

第 8 地 区	設 置 場 所
長崎四丁目町会地区災害対策部	長 崎 4-45-6 / 長崎いずみの郷
長崎五丁目地区防災対策部	長 崎 5-28-5 / 長崎五丁目公園
長崎六丁目地区災害対策部	長 崎 6-16-1 / さくら小学校
千早二丁目地区災害対策部	千 早 2-31-10 / 千早公園
千早三丁目地区災害対策部	千 早 3-13-9 / 千早児童館
千早四丁目地区災害対策部	千 早 4-31-13 / 千早四丁目公園 千 早 4-10-14 / 千早四丁目なかよし広場公園
要町三丁目地区災害対策部	要 町 3-47-8 / 豊島体育館

第 9 地 区	設 置 場 所
要町一丁目町会地区災害対策部	要 町 1-42-7 / 要町一丁目広場
要町二丁目町会災害対策部	要 町 2-3-20 / 要小学校
高松一丁目地区災害対策部	高 松 1-9-21 / 千川中学校
高松二丁目地区災害対策部	高 松 2-57-22 / 高松小学校
高松三丁目町会地区災害対策部	高 松 3-5-6 / 高松三丁目児童遊園
千川一丁目地区災害対策部	千 川 1-24-2 / 千川彫刻公園
千川二丁目町会地区災害対策部	千 川 2-5-15 / 千川二丁目第2児童遊園

第 1 0 地 区	設 置 場 所
駒込一丁目地区災害対策部	駒 込 1-22-1 / 駒込東公園
駒込二丁目地区災害対策部	駒 込 2-10-8 / 駒込二丁目児童遊園
駒込三丁目地区災害対策部	駒 込 3-16-16 / 妙義児童遊園
駒込染井よしの町会地区災害対策部	駒 込 6-1-6 / そめいよしの児童遊園
駒込六丁目東文化会地区災害対策部	駒 込 6-25-2 / 駒込六丁目児童遊園
駒込七丁目特設防火団	駒 込 7-7-4 / 駒込七丁目第2児童遊園

第 1 1 地 区	設 置 場 所
池袋本町南町会地区災害対策部	池袋本町 1-6-8 / 池袋本町一丁目児童遊園
池袋本町末廣町会防災部	池袋本町 1-27-1 / 池袋本町公園
池袋本町一丁目町会防災組織	池袋本町 4-36-1 / 池袋中学校
池袋本町中央地区災害対策部	池袋本町 1-7-9 / 豊島清掃事務所敷地
池袋本町宮元町会地区災害対策部	池袋本町 3-9-4 / 区民ひろば池袋本町
池袋本町二丁目地区災害対策部	池袋本町 2-34-1 / 池袋えびすの郷
池袋親和町会地区災害対策部	池袋本町 3-31-14先 / 谷端川北緑道
池袋本町四丁目町会地区防災対策部	池袋本町 4-22-12 / 池袋本町四丁目児童遊園

第 1 2 地 区	設 置 場 所
北大塚一丁目(睦)地区災害対策部	北 大 塚 1-12-10 / 巣鴨公園
南大塚東南町会地区災害対策部	南 大 塚 2-27-1 / 南大塚公園 南 大 塚 2-5-1 / 南大塚からたち公園
南松町会災害対策部	南 大 塚 1-12-11 / 南大塚一丁目児童遊園
南大塚一丁目南町会地区災害対策部	南 大 塚 1-26-10 / 東福寺
南大塚一丁目宮若町会地区災害対策部	南 大 塚 2-36-3 / 南大塚二丁目児童遊園
南大塚仲町会防災部	南 大 塚 1-12-10 / 巣鴨公園
南大塚二丁目西町会地区災害対策部	南 大 塚 2-27-1 / 南大塚公園
南大塚二丁目北町会地区災害対策部	南 大 塚 2-36-3 / 南大塚二丁目児童遊園
南大塚三丁目地区災害対策部	南 大 塚 3-18-1 / 西巣鴨中学校
東池袋五丁目本町会地区災害対策部	東 池 袋 5-21-7 / 東池袋五丁目第2児童遊園
東池袋五丁目東町会地区災害対策部	東 池 袋 5-39 / まちづくり用地
南大塚自治会地区災害対策部	南 大 塚 2-36-3 / 南大塚二丁目児童遊園

### 1-4 対象物の現況

(平成31年4月1日現在)

対 象 物	件 数	対 象 物	件 数
劇場、公会堂等	2	工場、作業所、映画スタジオ等	72
キャバレー、遊技場等	35	自動車車庫、駐車場、格納庫等	61
待合、飲食店等	169	倉庫	74
百貨店、マーケット等	109	官公署、銀行、事務所等	945
旅館、寄宿舍、共同住宅等	5,284	複合用途対象物（混在ビル）	3,874
病院、老人福祉施設、幼稚園等	205	地下街	2
小中高大各種学校等	271	文化財	6
図書館、博物館等	6	アーケード	2
公衆浴場等	20	舟車	0
停車場、航空機の発着場	17		
神社、寺院、教会等	112	合 計	11,266

### 1-5 石油等危険物施設の現況

(平成31年4月1日現在)

施 設 区 分	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所						合 計	
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所			移 送 取 扱 所	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所		
									営 業 用		自 家 用					そ の 他
									屋 内	屋 外						
数	0	10	0	20	38	4	0	0	5	5	5	0	0	6	28	121

### 1-6 変電設備等の現況

(平成31年4月1日現在)

変 電 設 備		発 電 設 備		蓄 電 池 設 備		計
特別高圧	高 圧	高 圧	低 圧	100V未満	100V以上	
56	2,616	44	580	172	188	3,656

### 1-7 消防車両の現況

(( ))内は非常用、平成31年4月1日現在)

ポンプ車	はしご車	救助車	救急車	活動二輪		その他	合 計
14(4)	2	1	8(1)	2(1)		12	39(6)



## 1-8 消防団体制の現況

(平成31年4月1日現在)

団本部	分団数	団員数	可搬ポンプ数	可搬ポンプ積載車
2	13	460名	21台	6台

## 1-9 消防団活動用資機材の現況

(平成31年4月1日現在)

資 機 材 名	数
可 搬 ポ ン プ 積 載 車	6台
可 搬 ポ ン プ	21台
ホ ー ス	495本
担 架	52基
応 急 セ ッ ト	41個
トランジスターメガホン	36台
発 動 発 電 機	26機
デ ジ タ ル 受 令 機	25機
携 帯 無 線 機	64機
携 帯 型 救 助 器 具	13機
簡 易 救 助 資 器 材	21機
チ ェ ー ン ソ ー	21機
救 命 胴 衣	444着

### 1-10 消防団資機(器)材格納庫所在一覧

(平成31年4月1日現在)

分団・団名	豊島消防団	池袋消防団
第1分団	豊島区駒込 4丁目1番6号 —————	豊島区池袋本町 3丁目13番7号 豊島区 池袋 2丁目44番4号
第2分団	豊島区北大塚 1丁目15番12号 —————	豊島区西池袋 2丁目43番3号 豊島区西池袋 3丁目20番
第3分団	豊島区北大塚 3丁目29番11号 豊島区西巣鴨 2丁目22番	豊島区 要町 2丁目3番20号 豊島区 高松 3丁目3番17号
第4分団	豊島区東池袋 2丁目39番1号 豊島区上池袋 3丁目27番5号	豊島区 目白 5丁目24番12号 豊島区南長崎 1丁目21番
第5分団	豊島区南池袋 4丁目7番9号 —————	豊島区 千早 2丁目35番15号 豊島区 千早 4丁目26番
第6分団	豊島区高田 2丁目11番2号 —————	豊島区 長崎 5丁目29番4号 豊島区南長崎 4丁目23番21号
第7分団	豊島区目白 2丁目5番10号 —————	————— —————

### 1-11 消防水利の整備状況

(平成31年4月1日現在)

総メッシュ数	充足メッシュ数		不足メッシュ数			
206	平常時	206	0			
	震災時	205	1	不足水利	100 m <sup>3</sup>	1
					60 m <sup>3</sup>	0
					40 m <sup>3</sup>	0

### 1-12 消防水利の現況

(平成31年4月1日現在)

種 別		設置数	種 別	設置数
消 火 栓		2,469	貯 水 池	0
防 火 水 槽	100m <sup>3</sup> 以上	84	プ ー ル	54
	40m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 未満	509	受 水 槽	11
			そ の 他	11
	40m <sup>3</sup> 未満	11	合 計	3,149
計	604			

## 1-13 小型貯水槽所在一覧

(平成31年4月1日現在)

〔第1地区／10カ所〕

	所在地	位置目標
1	巣鴨1-37-1	江戸橋公園
2	巣鴨3-8-2	巣鴨図書館
3	巣鴨4-22-11	巣鴨四丁目児童遊園
4	巣鴨4-22-17	保健福祉部巣鴨分庁舎
5	巣鴨4-34-12	巣鴨四丁目第2児童遊園
6	巣鴨5-49-4	巣鴨第6コミュニティ広場
7	巣鴨5-22-1	朝日公園
8	巣鴨5-25-11	第4コミュニティ広場(朝日ほのぼのランド)
9	西巣鴨1-27-1	西巣鴨小学校
10	西巣鴨3-17-1	巣鴨北中学校

〔第2地区／17カ所〕

	所在地	位置目標
1	上池袋1-14-9	上池袋一丁目児童遊園
2	上池袋1-28-5	第1まちかど広場(さくら広場)
3	上池袋1-29-11	上池袋一丁目ゆったり広場児童遊園
4	上池袋2-23-10	上池袋二丁目児童遊園
5	上池袋2-26-7	上池袋第一まちづくりセンター
6	上池袋2-38-4	子安稲荷神社境内
7	上池袋3-13-12	上池袋三丁目第3児童遊園
8	上池袋3-27-5	上池袋三丁目第2児童遊園
9	上池袋4-39-11	上池袋三丁目児童遊園
10	上池袋4-39-6	上池袋四丁目第2児童遊園②
11	上池袋4-40-9	東雲ふれあい広場
12	上池袋4-40-12	上池袋第2まちづくりセンター
13	東池袋2-38-10	区民ひろば朋有
14	東池袋3-14-1	東池袋公園
15	北大塚3-12-15	北大塚公園
16	東池袋4-15-5	第4辻広場(日光広場)
17	東池袋2-51-4	帝京平成大学北側

〔第3地区／3カ所〕

	所在地	位置目標
1	西池袋3-20-1	西池袋公園
2	池袋3-22-13	池袋三丁目公園
3	池袋4-12-25	西村正行宅駐車場内

〔第4地区／12カ所〕

	所在地	位置目標
1	東池袋5-6-5	第七辻広場（日傘広場）
2	東池袋5-6-12	第3辻広場（鎮守の森）
3	南池袋2-4-3	東通りふれあい広場
4	南池袋3-18-12	南池袋小学校
5	南池袋4-8-5	南池袋第二公園
6	南池袋4-12-16	南池袋四丁目公園
7	西池袋2-25-22	西池袋そらいる保育園
8	西池袋2-39-2	（旧）西池袋二丁目第2児童遊園
9	雑司が谷1-36-3	雑司が谷一丁目公園
10	雑司が谷2-11-8	雑司が谷公園
11	雑司が谷2-1-6	雑司が谷二丁目四つ家児童遊園
12	雑司が谷2-3-1	クレセント目白用地

〔第5地区／5カ所〕

	所在地	位置目標
1	高田1-23-33	高田一丁目児童遊園
2	高田2-6-2	高田二丁目中央児童遊園
3	高田2-11-2	区民ひろば高南第一
4	目白2-5-10	目白二丁目第二児童遊園
5	目白2-15-7	目白二丁目児童遊園

〔第6地区／5カ所〕

	所在地	位置目標
1	目白4-11-21	目白の森
2	目白5-15-17	目白五丁目児童遊園
3	目白5-24-12	目白小学校（仮校舎）
4	千早1-23-18	千早第二公園
5	千早1-31-5	しいの実保育園

〔第7地区／5カ所〕

	所在地	位置目標
1	南長崎2-2-21	南長崎二丁目児童遊園
2	南長崎3-40-13	南長崎三丁目第2公園①
3	南長崎3-40-13	南長崎三丁目第2公園②
4	南長崎4-13-5	南長崎スポーツ公園
5	南長崎4-29-10	南長崎第4区民集会室

## 〔第8地区／6カ所〕

	所在地	位置目標
1	千早2-39-3	西部区民事務所（工事中）
2	千早4-10-14	千早四丁目なかよし広場児童遊園
3	長崎4-44-3	長崎四丁目児童遊園
4	長崎6-39-1	長崎六丁目児童遊園
5	要町3-17-11	要町保育園
6	要町3-47-8	豊島体育館

## 〔第9地区／8カ所〕

	所在地	位置目標
1	要町1-5-1	西部保健福祉センター
2	要町1-25-3	要町一丁目児童遊園
3	要町2-3-20	要小学校
4	高松1-6-5	高松一丁目児童遊園
5	高松1-7-13	高松第二保育園
6	高松3-10-7	旧高松第一保育園
7	千川2-11-17	せんかわみんなの家保育園
8	千川2-33-4	千川二丁目児童遊園

## 〔第10地区／7カ所〕

	所在地	位置目標
1	駒込1-22-1	駒込東公園
2	駒込2-10-8	駒込二丁目児童遊園
3	駒込3-8-2	第5コミュニティ広場
4	駒込4-5-1	駒込中学校
5	駒込6-30-13	染井コミュニティ広場
6	駒込4-3	染井の杜広場（仮）児童遊園
7	駒込4-12-3	区民ひろば仰高

第1部 災害予防計画

[第11地区／10カ所]

	所在地	位置目標
1	池袋1-7-10	池袋の森
2	池袋本町1-27-1	池袋本町公園
3	池袋本町1-43-1	池袋第二小学校防災井戸広場
4	池袋本町2-39-7	池袋本町二丁目児童遊園
5	池袋本町2-39-12	東京シティ信用金庫池袋本町支店駐車場
6	池袋本町3-13-7	池袋本町三丁目児童遊園
7	池袋本町4-22-12	池袋本町四丁目児童遊園
8	池袋本町4-50-1	北池袋自転車保管所
9	池袋本町4-5-24	池袋中学校
10	池袋本町4-5-24	池袋中学校 (20 t)

[第12地区／7カ所]

	所在地	位置目標
1	北大塚2-34-2	北大塚二丁目児童遊園
2	東池袋5-21-7	東池袋五丁目第2児童遊園①
3	東池袋5-21-7	東池袋五丁目第2児童遊園②
4	東池袋5-26-4	第五辻広場 (モーモー広場)
5	東池袋5-35-19	第11辻広場 (星ふる広場)
6	東池袋5-40-11	第9辻広場 (さわやか広場)
7	東池袋5-43-12	第10辻広場 (なまず広場)

計 95カ所

## 1-14 居住環境総合整備事業等地区一覧

(平成31年4月1日現在)

事業地区	面積	公用地として取得した土地		整備した主な用途	建替促進住宅数
東池袋4・5丁目地区	19.2ha	99か所	8,350.02㎡	防災道路A路線の整備 153m 防災道路BC路線の先行整備 96m 辻広場 12か所 まちづくりセンター 1か所 従前居住者住宅 1棟 児童遊園 2か所	16件
上池袋地区	67.1ha	20か所	9,679.38㎡	まちづくりセンター 2か所 公園 2か所 主要生活道路の整備 120m まちかど広場 3か所 児童遊園 3か所	17件
池袋本町地区	63.6ha	5か所	5,760.13㎡	歩道(幅員2m)整備 72m 公園 1か所	
雑司ヶ谷・南池袋地区	38.2ha				
長崎四丁目地区	15.1ha				
染井霊園周辺地区 (平成20年度終了)	53.1ha	10か所	6,879.69㎡	コミュニティ広場 6か所 公園 2か所 児童遊園 1か所 まちづくりセンター 1か所	23件
南長崎2・3丁目地区 (平成16年度終了)	25.3ha	5か所	5,760.13㎡	歩道(幅員2m)整備 72m 公園 1か所	

## 1-15 東京都不燃化推進特定整備地区一覧

(平成31年4月1日現在)

整備地区	面積	事業期間	助成実績数	事業開始前 不燃領域率
東池袋四・五丁目地区	19.2ha	H24年度～ H32年度	戸建建替え 9件 老朽建築物除去 13件	59%
池袋本町・上池袋地区	108.8ha	H26年度～ H32年度	戸建建替え 29件 老朽建築物除去 38件	61%
補助26・172号線沿道 長崎・南長崎・千早地区	156.4ha	H26年度～ H32年度 (一部平成27年度～ 平成32年度)	戸建建替え 51件 老朽建築物除去 68件	55%

第1部 災害予防計画

整備地区	面積	事業期間	助成実績数	事業開始前 不燃領域率
補助81号線沿道 巢鴨・駒込地区	39.7ha	H26年度～ H32年度	戸建建替え 20件 老朽建築物除去 17件	58%
雑司が谷・南池袋地区	38.2ha	H27年度～ H32年度	戸建建替え 6件 老朽建築物除去 9件	59%

1-16 都市防災不燃化推進特定地区一覧

(平成31年4月1日現在)

区域・面積等	事業期間	助成実績数	不燃化率推移 (事業期間中の区域は事業 開始前の不燃化率)
補助26・172号線 沿道30mの区域 17.1ha	H27年度～H36年度(予定) 補助172号線沿道は H28年度～H37年度(予定)	18件 (除却10件を除く)	57.5%
補助73・82号線 沿道30mの区域 12.4ha	H28年度～ H37年度(予定)	10件 (除却7件を除く)	58.2%
補助81号線 沿道30mの区域 5.1ha	H28年度～ H37年度(予定)	2件 (除却4件を除く)	41.7%
立教大学周辺 周辺120mの区域 28.3ha	S62年度～ H8年度	116件	39.8%→60.0%
雑司が谷墓地周辺 周辺120mの区域 21.3ha	S59年度～ H15年度	151件	11.1%→35.8%

1-17 校地等の整備状況

(平成31年4月1日現在)

1 区立小学校

学 校 名	校 地 面 積	運 動 場 面 積	学 校 名	校 地 面 積	運 動 場 面 積
仰高小学校	6,333㎡	2,968㎡	駒込小学校	6,802㎡	3,822㎡
巢鴨小学校	6,724㎡	2,499㎡	清和小学校	7,107㎡	2,658㎡
西巢鴨小学校	9,615㎡	2,909㎡	豊成小学校	6,224㎡	1,887㎡
朋有小学校	7,425㎡	3,730㎡	朝日小学校	7,181㎡	2,800㎡
池袋第一小学校	6,013㎡	2,699㎡	池袋第三小学校	6,319㎡	2,200㎡
池袋小学校	7,198㎡	2,437㎡	池袋本町小学校※1	22,572㎡	3,100㎡



学 校 名	校 地 面 積	運 動 場 面 積	学 校 名	校 地 面 積	運 動 場 面 積
南池袋小学校	9,692㎡	2,182㎡	高南小学校	5,745㎡	2,500㎡
目白小学校	8,351㎡	2,250㎡	長崎小学校	7,070㎡	2,346㎡
要小学校	8,377㎡	4,485㎡	椎名町小学校	7,432㎡	2,248㎡
富士見台小学校	7,365㎡	2,450㎡	千早小学校	7,185㎡	1,800㎡
高松小学校	10,540㎡	5,280㎡	さくら小学校	8,709㎡	3,348㎡

※ 池袋本町小学校の校地は、池袋中学校と合算

## 2 区立中学校

学 校 名	校 地 面 積	運 動 場 面 積	学 校 名	校 地 面 積	運 動 場 面 積
駒込中学校	7,742㎡	3,032㎡	巣鴨北中学校(仮)	5,858㎡	2,000㎡
西巣鴨中学校	7,566㎡	2,600㎡	池袋中学校 <sup>※2</sup>	22,572㎡	6,700㎡
西池袋中学校	12,093㎡	5,145㎡	千登世橋中学校	12,180㎡	4,000㎡
千川中学校	9,321㎡	4,209㎡	明豊中学校	10,138㎡	5,333㎡

※ 池袋中学校の校地は、池袋本町小学校と合算

## 3 その他

施 設 名	敷 地 面 積	運 動 場 面 積
みらい館大明	8,123㎡	2,840㎡
南長崎スポーツ公園	12,226㎡	-
西部複合予定地	5,700㎡	2,046㎡

### 1-18 都市計画道路の整備状況

(平成31年4月1日現在)

路 線 名	事 業 箇 所	規 模 (豊島区内)	事 業 予 定 / 施 工 者
放 射 9 号 線	巣鴨3丁目 巣鴨5丁目	延長 465m 幅員 40m	平成31年度工事中 東 京 都
環 状 5 の 1 号 線	高田3丁目 南池袋2丁目	延長 1,400m 幅員30~40m	平成31年度工事中 東 京 都
環 状 4 号 線	高田1丁目	延長 154m 幅員 22m	平成31年度工事中 東 京 都
補 助 26 号 線	千早4丁目 要町3丁目	延長 460m 幅員 20m	平成31年度工事中 東 京 都
補 助 26 号 線	南長崎6丁目 長崎5丁目	延長 320m 幅員 20m	平成31年度事業中 東 京 都
補 助 73 号 線	池袋本町2丁目 池袋本町4丁目	延長 約840m 幅員18.5~26m	平成31年度事業中 東 京 都
補 助 81 号 線	南池袋2丁目 南池袋4丁目	延長 260m 幅員 25m	平成31年度工事中 東 京 都
補 助 81 号 線	巣鴨5丁目 駒込6丁目	延長 約900m 幅員 20m	平成31年度事業中 東 京 都

第1部 災害予防計画

路線名	事業箇所	規模(豊島区内)	事業予定/施工者
補助81号線	東池袋4丁目 東池袋5丁目	延長 610m 幅員 25m	平成31年度工事中 東京都
補助82号線	上池袋3丁目 池袋本町3丁目	延長 約990m 幅員15~24m	平成31年度事業中 東京都
補助172号線	長崎1丁目 長崎5丁目	延長 1,620m 幅員 16m	平成31年度事業中 東京都
補助173号線	池袋2・3丁目	延長 505m 幅員 18m	平成29年度完了 豊島区
補助176号線	東池袋4丁目	延長 30m 幅員 11m	平成31年度工事中 豊島区

都市高速道路中央環状新宿線関連事業			
路線名	事業箇所	規模	事業予定/施工者
環状6号線	南長崎1丁目 西池袋4丁目	延長 720m(豊島区内) 幅員 40m	平成23年度完了 東京都
環状6号線	長崎1丁目 西池袋5丁目	延長 580m 幅員 40m	平成23年度完了 東京都

1-19 地区道路の整備

(平成31年4月1日現在)

道路名	箇所	規模	事業予定
防災道路	東池袋5丁目	延長 152.8 m 幅員 6.0m新設	7年度完成
東通り	南池袋2・3丁目	延長 約 145m(拡幅部分) 現道幅員 4.7mを 6.5mに拡幅	9年度完成
防災道路 BC路線	東池袋5丁目	(先行整備路線)拡幅整備 延長 90 m 幅員 6.0m	23年度完成

1-20 豊島区都市計画道路の整備状況

(平成31年3月31日現在)

	路線数	計画延長(km)	完成延長(km)	事業中延長(km)	未着手延長(km)	完成率(%)
豊島区内	38	41.5	27.4	8.3	5.9	65.9
内訳	放射線	6	9.0	7.5	0.7	83.1
	環状線	3	5.7	2.7	1.6	46.7
	補助線その他	29	26.8	17.2	6.1	64.2

注：合計欄の数値と各項目の合計とは四捨五入の関係で一致しないことがある。  
首都高速道路、自動車専用道路は含まれない。また、路線数には支線は含まれない。

## 1-2-1 狭あい道路の整備状況

(平成31年4月1日現在)

事業目標	29年度末現況	30年度以降毎年見込
狭あい道路約443kmの拡幅整備	整備延長距離 約154.7km	整備延長距離 約3.6km
	整備延長面積 約88,102㎡	整備面積 約2,100㎡

## 1-2-2 自動車専用道路の現況

(平成31年4月1日現在)

路線名	区間	供用延長	区内供用延長	一般道路との連絡施設(出入口)	
				入口	出口
首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目 ～板橋区高島平六丁目	17.8km	3.0km	東池袋 北池袋 高松	東池袋 北池袋
首都高速中央環状線	西新宿JCT ～板橋JCT	6.7km	1.7km	西池袋 高松	西池袋

## 1-2-3 道路管理施設の現況

(平成31年4月1日現在)

区分	施設の名称等		
交通管制設備	可変規制標識 3 交通流検出装置 15	可変情報板 4 監視用テレビ 5	街路可変情報板 12
通報設備	非常電話 14 (標準設置間隔: 高架部500m、トンネル部100m)		
避難設備	非常口 3か所	入口 4か所 ランプ	出口 4か所 } 8か所

## 1-2-4 鉄道施設の現況

(平成31年4月1日現在)

(単位: m)

機関名	路線延長	内 訳					
		平地区間	高架区間	盛土区間	切土区間	橋梁区間	地下区間
都交通局	1,873	—	—	—	—	—	1,873
東日本旅客鉄道 (東京支社)	24,000	11,816	—	6,092	6,092	—	—
東武鉄道	1,863	1,859	—	—	—	4	—
西武鉄道	3,592	3,200	—	196	—	196	—
東京地下鉄	11,977	—	—	—	—	—	11,977

### 1-25 応急給水槽一覧

(平成31年4月1日現在)

施設名	所在地	確保水量
西池袋公園	豊島区西池袋3-20-1	1,500m <sup>3</sup>
都立文京高等学校	豊島区西巢鴨1-1-5	100m <sup>3</sup>

### 1-26 配水管の現況

(平成31年4月1日現在)

配水本管 (口径 400mm以上)		配水小管 (口径75~350mm)		合計
铸铁	鋼管	铸铁	鋼管	
42,423m	3,138m	428,788m	1,664m	476,013m

### 1-27 防火地域の指定状況

(平成31年4月1日現在)

区分	28年地域地区		29年地域地区		30年地域地区	
	面積ha (構成比)	増減 (増減比)	面積ha (構成比)	増減 (増減比)	面積ha (構成比)	増減 (増減比)
防火地域	557.7 (42.9%)		558.1 (42.9%)	0.4 (0.07%)	558.1 (42.9%)	0.0 (0.00%)
準防火地域	743.3 (57.1%)		742.9 (57.1%)	-0.4 (-0.05%)	742.9 (57.1%)	0.0 (0.00%)
合計	1,301.0		1,301.0	0.0	1,301.0	0.0

## 1-28 区有施設の耐震化の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	耐震診断		補強工事または耐震性あり	
	学校施設	一般施設	学校施設	一般施設
平成7年度～平成20年度	28	45	28	32
平成21年度		6		5
平成22年度		4		4
平成23年度		1		5
平成24年度				2
平成25年度				2
平成26年度		4		
平成27年度				3
平成28年度				2
平成29年度				
合計	28	60	28	55

注) 1. 補強工事は着工年度

注) 2. 学校施設は、小学校・中学校

注) 3. 耐震性ありとは、診断結果が良好な施設

## 1-29 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

	所在地
1	目白1-2の一部
2	南大塚1-26の一部
3	南大塚1-10の一部
4	高田3-14の一部
5	高田3-29、31の一部
6	南大塚1-33、60の一部
7	駒込2-4、6の一部
8	駒込1-15、20、21の一部
9	南大塚1-33の一部
10	南大塚1-35の一部
11	南大塚1-4～6、9、10の一部
12	高田2-12の一部
13	高田1-34、36の一部

注1) 豊島区の土砂災害危険箇所としては、左表のとおり急傾斜地崩壊危険箇所があり、土流危険箇所、及び地すべり危険箇所は存在しない。

注2) 現在、東京都では土砂災害(特別)警戒区域(1-30参照)の指定を進めているため、土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)の再点検は実施されていない。

1-30 土砂災害（特別）警戒区域一覧

町丁目		警戒区域	特別警戒区域
駒 込	一丁目	4 か所	1 か所
	二丁目	2 か所	2 か所
	七丁目	1 か所	
南池袋	四丁目	1 か所	1 か所
南大塚	一丁目	3 か所	1 か所
目 白	一丁目	3 か所	1 か所
高 田	二丁目	4 か所	1 か所
雑司が谷	一丁目	3 か所	3 か所
豊島区計		21 か所	10 か所

## Ⅱ 震災対策編

### 第2部 災害応急対策計画

2-1	豊島区災害対策本部地域防災部 地域本部一覧	1
2-2	豊島区における災害時利用可能なオープンスペース一覧	2
2-3	固定系（同報系）無線屋外子局設置場所一覧	6
2-4	移動系無線局の配置先一覧	8
2-5	豊島区防災行政無線設備	13
2-6	被害調査の認定基準	14
2-7	災害情報の収集伝達及び被害状況の収集結果報告等の様式	15
2-8	区市町村別災害救助法適用基準表	21
2-9	救助の程度・方法及び期間	22
2-10	従事命令を受けた者の実費弁償	26
2-11	災害救助関連必要帳票一覧	27
2-12	派遣職員の経費負担	38
2-13	緊急自動車専用路7路線	39
2-14	緊急交通路31路線	39
2-15	災害時応急対策従事車両一覧	40
2-16	緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定 に係る事務の処理要領（警視庁）	44
2-17	運転手のとるべき措置	56
2-18	車両調達請求書の様式	57
2-19	緊急通行事前届出車両(区)－災害時応急対策従事車両	57
2-20	ヘリコプター機種別発着基準及び表示要領	58
2-21	緊急道路障害物除去路線網図	59
2-22	現有消防力	60
2-23	福祉救援センター(通所型、介護型、子育て支援・乳幼児 対応型)、補助救援センター一覧	60
2-24	23区西北部における災害拠点病院	62
2-25	救急病院一覧	63

2-26	救援センター災害用医療資器材保管校一覧	63
2-27	災害用補充医療資器材一覧	63
2-28	防疫用資器材の備蓄状況	64
2-29	避難場所一覧	65
2-30	一時集合場所一覧	67
2-31	救援センター／区立小中学校等一覧	71
2-32	指定緊急避難場所、指定避難所	73
2-33	外出者の行動ルール	74
2-34	徒歩帰宅者心得 10 か条プラス 1	74
2-35	応急給水槽の設置場所(避難場所別)	74
2-36	区立小・中学校プール及び受水槽一覧	75
2-37	応急給水用資器材の整備状況	75
2-38	検水のための器材等整備状況	76
2-39	食料等の備蓄状況	76
2-40	生活必需品等の備蓄状況	76
2-41	備蓄倉庫一覧	77
2-42	各備蓄倉庫の備蓄状況	77
2-43	ミ二備蓄倉庫一覧	78
2-44	各ミ二備蓄倉庫の備蓄状況	78
2-45	救援物資受け入れ拠点一覧	79
2-46	豊島清掃事務所の人員及び作業用車両	80
2-47	簡易トイレ等の備蓄状況	80
2-48	火葬場	80
2-49	遺体の処理に伴う様式	81
2-50	災害時における応急仮設住宅建設予定地	83
2-51	労働者調達請求書	84
2-52	罹災証明書の様式	85



## 2-1 豊島区災害対策本部地域防災部 地域本部一覧

(平成31年4月1日現在)

地域本部	施設名	住所
第1地域本部	清和小学校	巣鴨3-14-1
第2地域本部	朋有小学校	東池袋4-40-1
第3地域本部	西池袋中学校	西池袋4-7-1
第4地域本部	南池袋小学校	南池袋3-18-12
第5地域本部	高南小学校	高田2-12-7
第6地域本部	長崎小学校	長崎2-6-3
第7地域本部	椎名町小学校	南長崎4-30-5
第8地域本部	千早小学校	千早3-33-5
第9地域本部	高松小学校	高松2-57-22
第10地域本部	駒込小学校	駒込3-13-1
第11地域本部	(旧)文成小学校	池袋本町4-36-1
第12地域本部	巣鴨小学校	南大塚1-24-10

第2部 災害応急対策計画

2-2 豊島区における災害時利用可能なオープンスペース一覧

(平成31年4月1日現在)

確保主体名	施設名	避難場所番号	1 避難場所 ※1	2 一時 集場所	3 救出・ 救助部 隊の活 動拠点	4 災害時 ヘリ緊 急着陸 場	5 ボラン ティア 活動 拠点	6 生活物 資の集 積・輸 送拠点	7 ライフ ライン 復旧 拠 点	8 第一仮 置き場	9 第二仮 置き場	10 第三仮 置き場	11 一時の 遺 体 置 所	12 応急仮 設住宅 建設 用 地	13 公 営 住宅建 設 用 地	14 庁舎建 設用地	15 仮 設 市街地 づくり 用 地	16 その他 の用地	
豊島区	染井墓地・駒込中学校一帯	83	125,404																
豊島区	雑司ヶ谷墓地	84	53,174																
豊島区	豊島区立総合体育場	85	60,538							13,626				6,000					
豊島区	学習院大学	86	130,143																
豊島区	立教大学	87	50,270																
豊島区	仰高小学校	83	2,968	2,968															
豊島区	駒込小学校			3,822															
豊島区	巣鴨小学校			2,499															
豊島区	清和小学校			2,658															
豊島区	西巣鴨小学校			2,909															
豊島区	豊成小学校			1,887															
豊島区	朋有小学校	85	3,730	3,730															
豊島区	朝日小学校			2,800															
豊島区	池袋第一小学校			2,699															
豊島区	池袋本町小学校			3,100															
豊島区	池袋第三小学校			2,200															
豊島区	みらい館大明			2,840															
豊島区	池袋小学校			2,437															
豊島区	(旧)文成小学校			1,700															
豊島区	南池袋小学校			2,182															
豊島区	高南小学校			2,500															
豊島区	(旧)真和中学校			2,494															
豊島区	目白小学校			2,250															
豊島区	長崎小学校			2,346															
豊島区	要小学校			4,485															
豊島区	椎名町小学校			2,248															
豊島区	富士見台小学校			2,450															
豊島区	千早小学校			1,800															
豊島区	高松小学校			5,280															
豊島区	さくら小学校			3,348															
豊島区	駒込中学校	83	3,032	3,032															
豊島区	巣鴨北中学校(仮校舎)			2,000															
豊島区	西巣鴨中学校			2,600															
豊島区	池袋中学校			6,700															
豊島区	明豊中学校			5,333															
豊島区	西池袋中学校			5,145															
豊島区	千登世橋中学校	86	4,000	4,000															
豊島区	千川中学校			4,209															
豊島区	(旧)第十中学校			3,100															
豊島区	(旧)高田小学校			3,277															
豊島区	西部区民事務所 (旧平和小学校)			2,046															
豊島区	豊島体育館							1,431											
豊島区	豊島区民センター																		
豊島区	豊島公会堂																		
豊島区	駒込東公園								700										
豊島区	千川上水公園								790										
豊島区	大塚台公園								1,920										
豊島区	上池袋さくら公園								2,100										
豊島区	千早フラワー公園								2,300				610						
豊島区	千早公園								480										
豊島区	南長崎はらっぱ公園								370										
豊島区	池袋西自転車駐車場							1,346											

17 所在地	18 敷地面積 (㎡)	19 有効面積 (㎡)	20 現況	21 所有者	22 連絡先	23 電気	24 ガス	25 上下 水道	26 電話	27 アクセス道路	28 その他のアクセスポイント
豊島区駒込5丁目他	269,900	92,100	墓地	東京都	3918-3502	○	×	○	×	白山通り	
豊島区南池袋4丁目	107,300	24,800	墓地	東京都	3971-6868	○	○	○	×	日の出通り	地下鉄有楽町線
豊島区東池袋4-41-30	15,411	13,626	野球場	豊島区	3971-0094	○	○	○	○	春日通り	J R山手線
豊島区目白1丁目	238,200	129,700	大学構内	学校法人学習院	3986-0221	○	○	○	○	目白通り	J R山手線
豊島区西池袋3丁目	111,500	33,200	大学構内	学校法人立教学院	3985-2553	○	○	○	○	要町通り	J R山手線
豊島区駒込5-1-19	6,333	2,968	運動場	豊島区	3918-2325	○	○	○	○	白山通り	J R山手線
豊島区駒込3-13-1	6,802	3,822	運動場	豊島区	3918-5691	○	○	○	○	本郷通り	
豊島区南大塚1-24-10	6,793	2,430	運動場	豊島区	9346-9551	○	○	○	○	南大塚通り	J R山手線
豊島区巣鴨3-14-1	7,107	2,658	運動場	豊島区	3918-2605	○	○	○	○	白山通り	J R山手線
豊島区西巣鴨1-27-1	9,615	2,909	運動場	国	3918-6345	○	○	○	○	明治通り	地下鉄三田線
豊島区上池袋1-18-24	6,224	1,887	運動場	豊島区	3918-2315	○	○	○	○	春日通り	J R山手線
豊島区東池袋4-40-1	7,425	3,730	運動場	豊島区	3987-6275	○	○	○	○	春日通り	へり緊急避難陸場(総合)
豊島区巣鴨5-33-1	7,181	2,800	運動場	豊島区	3918-2339	○	○	○	○	白山通り	地下鉄三田線
豊島区上池袋4-28-1	6,013	2,699	運動場	豊島区	3916-3435	○	○	○	○	明治通り	私鉄東武東上線
豊島区池袋本町1-43-1	12,349※3	3,100	運動場	豊島区	3986-7166	○	○	○	○	川越街道(国道)	私鉄東武東上線
豊島区西池袋3-14-3	6,319	2,200	運動場	豊島区	3984-8501	○	○	○	○	池袋劇場通り	J R山手線
豊島区池袋3-30-8	8,123	2,840	運動場	豊島区	3986-7186	○	○	○	○	山手通り	地下鉄有楽町線
豊島区池袋4-23-8	7,198	2,437	運動場	豊島区	3986-2858	○	○	○	○	川越街道	
豊島区池袋本町4-36-1	4,891	1,700	運動場	豊島区	3986-7166	○	○	○	○	山手通り	私鉄東武東上線
豊島区南池袋3-18-12	9,948	2,182	運動場	豊島区	3987-6278	○	○	○	○	山手通り	都電荒川線
豊島区高田2-12-7	5,745	2,500	運動場	豊島区	3987-6266	○	○	○	○	明治通り	都電荒川線
豊島区目白5-24-12	7,252	3,000	運動場	豊島区		○	○	○	○	山手通り	私鉄西武池袋線
豊島区目白2-11-6	10,601	2,250	運動場	豊島区	3987-4501	○	○	○	○	目白通り	J R山手線
豊島区長崎2-6-3	7,070	2,346	運動場	豊島区	3956-8146	○	○	○	○	山手通り	
豊島区要町2-3-20	8,377	4,485	運動場	豊島区	3956-8151	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区南長崎4-30-5	7,432	2,248	運動場	豊島区	3953-6461	○	○	○	○	目白通り	私鉄西武池袋線
豊島区南長崎1-10-5	7,365	2,450	運動場	豊島区	3953-6472	○	○	○	○	山手通り	私鉄西武池袋線
豊島区千早3-33-5	7,185	1,800	運動場	豊島区	3956-8154	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区高松2-57-22	10,540	5,280	運動場	豊島区	3956-8157	○	○	○	○	山手通り	地下鉄有楽町線
豊島区長崎6-16-1	8,709	3,348	運動場	豊島区	3956-8164	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区駒込4-5-1	7,742	3,032	運動場	豊島区	3956-2105	○	○	○	○	白山通り	J R山手線
豊島区西巣鴨4-9-1	13,201	6,017	運動場	豊島区	3918-2144	○	○	○	○	白山通り	地下鉄三田線
豊島区南大塚3-18-1	7,566	2,600	運動場	豊島区	3986-0661	○	○	○	○	春日通り	J R山手線
豊島区池袋本町1-43-1	12,349※3	6,700	運動場	豊島区	3986-5435	○	○	○	○	川越街道	私鉄東武東上線
豊島区長崎5-31-29	10,138	5,333	運動場	豊島区	3956-8174	○	○	○	○	千川通り	地下鉄有楽町線
豊島区西池袋4-7-1	12,093	5,145	運動場	豊島区	3986-5427	○	○	○	○	山手通り	
豊島区目白1-1-1	12,180	4,000	運動場	豊島区	3987-6285	○	○	○	○	明治通り	J R山手線
豊島区高松1-9-21	9,321	4,209	運動場	豊島区	3957-0255	○	○	○	○	山手通り	地下鉄有楽町線
豊島区千早4-8-19	15,855	3,100	運動場	豊島区	3957-0255	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区雑司が谷2-12-1	7,502	3,277	運動場	豊島区	3987-6270	○	○	○	○	目白通り	都電荒川線
豊島区千早2-39-16	5,700	2,046	運動場	豊島区	4566-4021	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区要町3-47-8	4,156	1,431	体育館	豊島区	3973-1701	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区東池袋1-20-10	※2	※2	会議室	豊島区	3984-7601	○	○	○	○	明治通り	J R山手線
豊島区東池袋1-19-1	※2	※2	公会堂	豊島区	3984-7601	○	○	○	○	明治通り	J R山手線
豊島区駒込1-22-1	3,701	700	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	本郷通り	J R山手線
豊島区西巣鴨2-39-5	1,020	790	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	明治通り	
豊島区南大塚3-27-1	3,546	1,920	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	明治通り	J R山手線
豊島区上池袋2-45-15	4,991	2,100	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	川越街道	私鉄東武東上線
豊島区千早1-8-1	5,542	2,300	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	山手通り	地下鉄有楽町線
豊島区千早2-31-10	2,337	480	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区南長崎6-1-20	5,734	370	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	新目白通り	
豊島区西池袋3-20-1	2,484	1,346	駐車場	豊島区	3950-3837	○	×	○	○	池袋劇場通り	

第2部 災害応急対策計画

確保主体名	施設名	避難場所番号	1 避難場所※1	2 一時集合場所	3 救出・救助部隊の活動拠点	4 災害時ヘリ緊急着陸場	5 ボランティア活動拠点	6 生活物資の集積・輸送拠点	7 ライフライン復旧拠点	8 第一仮置き場	9 第二仮置き場	10 第三仮置き場	11 一時の遺体安置所	12 応急仮設住宅建設用地	13 公営住宅建設用地	14 庁舎建設用地	15 仮設市街地づくり用地	16 その他の用地	
豊島区	巣鴨体育館																		
豊島区	雑司が谷体育館												957						
豊島区	江戸橋公園									280									
豊島区	巣鴨公園									600			600						
豊島区	南大塚公園									340									
豊島区	中池袋公園									1,050									
豊島区	池袋駅前公園									1,400									
豊島区	東池袋公園									1,200									
警視庁																			
豊島区	日之出町公園									360									
豊島区	南池袋公園									960				960					
豊島区	池袋西口公園									2,400									
豊島区	上り屋敷公園									900				510					
豊島区	警視庁陸上自衛隊									1,000				1,000					
豊島区	池袋本町公園									1,220				740					
豊島区	朝日公園									660				600					
豊島区	雑司が谷一丁目公園									350									
豊島区	椎名町公園													660					
豊島区	長崎公園									1,400									
豊島区	上池袋東公園									960									
豊島区	染井よしの桜の里公園									780				780					
豊島区	南長崎スポーツ公園													4,400					
豊島区	池袋本町電車の見える公園																		
豊島区	西巣鴨体育場									3,048				750					
豊島区	舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）																		2931.19

※ 1 避難場所の避難有効面積算定手順（東京都）に基づき算定した有効面積。

※ 2 改築工事中

※ 3 池袋本町小学校と池袋中学校の合算面積

※ 区は小中学校を救援センター（避難所）に指定しているため、「1 避難場所」や「2 一時集合場所」以外の用途には指定していない。

17 所在地	18 敷地面積 (㎡)	19 有効面積 (㎡)	20 現況	21 所有者	22 連絡先	23 電気	24 ガス	25 上下 水道	26 電話	27 アクセス道路	28 その他のアクセスポイント
豊島区東鴨3-8-7	1,475	570	体育館	豊島区	3918-7101	○	○	○	○	白山通り	J R山手線
豊島区雑司が谷3-1-7	3,052	957	体育館	豊島区	3590-1252	○	○	○	○	明治通り	都電荒川線
豊島区東鴨1-37-1	1,321	280	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	白山通り	J R山手線
豊島区北大塚1-12-10	2,516	600	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	南大塚通り	J R山手線
豊島区南大塚2-27-1	1,533	340	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	南大塚通り	J R山手線
豊島区東池袋1-16-1	1,786	1,050	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	明治通り	J R山手線
豊島区東池袋1-50-23	2,966	1,400	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	明治通り	J R山手線
豊島区東池袋3-14-1	3,222	1,200	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	環状5号の1	
豊島区東池袋4-22-1	1,616	360	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	春日通り	J R山手線
豊島区南池袋2-21-1	7,812	960	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	日の出通り	J R山手線
豊島区西池袋1-8-26	3,123	2,400	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	池袋劇場通り	J R山手線
豊島区西池袋2-14-2	2,983	900	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	池袋劇場通り	J R山手線
豊島区西池袋3-20-1	8,691	1,000	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	池袋劇場通り	J R山手線
豊島区池袋本町1-27-1	6,147	1,220	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	川越街道	私鉄東武東上線
豊島区東鴨5-22-1	1,179	660	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	白山通り	地下鉄三田線
豊島区雑司が谷1-36-3	999	350	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	日の出通り	地下鉄有楽町線
豊島区南長崎1-20-1	5,113	660	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×		私鉄西武池袋線
豊島区長崎3-25-15	3,643	1,400	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×		私鉄西武池袋線
豊島区上池袋1-30-20	4,046	960	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	明治通り	J R山手線
豊島区駒込6-3-1	2,705	780	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	白山通り	J R山手線
豊島区南長崎4-13-5	12,226	4,000	公園	豊島区	5988-9270	○	○	○	○	目白通り	地下鉄大江戸線
豊島区池袋本町4-41			公園	豊島区							
豊島区西東鴨4-22-19	3,907	3,048	運動場	豊島区	3949-4440	○	×	○	○	白山通り	地下鉄三田線
豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビル2F, 3F	9377.28	2931.19	劇場	豊島区	5391-0751	○	×	○	○	都道音羽池袋線	地下鉄有楽町線

## 2-3 固定系（同報系）無線屋外子局設置場所一覧

(平成31年4月1日現在)

管理番号	設置場所	所在地
1	駒込東公園	駒込 1-22-1
2	駒込地域文化創造館	駒込 2-2-2
3	駒込小学校	駒込 3-13-1
4	駒込中学校	駒込 4-5-1
5	仰高小学校	駒込 5-1-19
6	駒込第一保育園	駒込 7-7-22
7	巣鴨一丁目児童遊園	巣鴨 1-2-8
8	江戸橋公園	巣鴨 1-37-1
9	清和小学校	巣鴨 3-14-1
10	朝日小学校	巣鴨 5-33-1
11	西巣鴨第二保育園	西巣鴨 1-1-13
12	西巣鴨小学校	西巣鴨 1-27-1
13	巣鴨北中学校（仮校舎）	西巣鴨 4-9-1
14	西巣鴨体育場	西巣鴨 4-22-19
15	巣鴨公園	北大塚 1-12-10
16	空蟬橋付近路上	北大塚 2-3-9先
17	巣鴨小学校	南大塚 1-24-10
18	南大塚公園	南大塚 2-27-1
19	西巣鴨中学校	南大塚 3-18-1
20	豊成小学校	上池袋 1-18-24
21	区営上池袋二丁目アパート	上池袋 2-25-3
22	区民ひろば上池袋	上池袋 3-13-5
23	上池袋三丁目児童遊園	上池袋 3-39-11
24	池袋第一小学校	上池袋 4-28-1
25	生活産業プラザ	東池袋 1-20-15
26	帝京平成大学	東池袋 2-50-4
27	東池袋四丁目公園	東池袋 4-18-11
28	朋有小学校	東池袋 4-40-1
29	南池袋一丁目公園	南池袋 1-4-3
30	池袋駅東口前路上	南池袋 1-28-1先
31		
32	南池袋小学校	南池袋 3-18-12
33	東武デパート	西池袋 1-15-2 東武デパート別館
34	西池袋そらいろ保育園	西池袋 2-25-2
35	西池袋公園	西池袋 3-20-1
36	西池袋中学校	西池袋 4-7-1
37	立教大学先路上	西池袋 5-15-13先
38	池袋一丁目第二公園	池袋 1-8-11
39		
40	みらい館大明	池袋 3-30-8

管理番号	設 置 場 所	所 在 地
4 1	池袋小学校	池 袋 4-23-8
4 2	学校法人豊昭学園	池袋本町 2-10-1 東京交通短期大学
4 3	池袋本町小学校・池袋中学校	池袋本町 1-43-1
4 4	池袋本町三丁目児童遊園	池袋本町 3-13-7
4 5	旧文成小学校	池袋本町 4-36-1
4 6	雑司が谷一丁目公園	雑司が谷 1-36-3
4 7	(旧)高田小学校	雑司が谷 2-12-1
4 8	神田川河川敷豊橋付近	高 田 1-13-15先
4 9	高田公園	高 田 1-28-3
5 0	三信マンション	高 田 3-6-10
5 1	高田三丁目放射7号道	高 田 3-14-21先
5 2	千登世橋中学校	目 白 1-1-1
5 3	目白小学校	目 白 2-11-6
5 4	目白三丁目公園	目 白 3-15-17
5 5	目白四丁目旭出児童遊園	目 白 4-19-11
5 6	(旧)真和中学校	目 白 5-24-12
5 7	富士見台小学校	南長崎 1-10-5
5 8	南長崎三丁目児童遊園	南長崎 3-4-15
5 9	南長崎スポーツ公園	南長崎 4-13-5
6 0	椎名町小学校	南長崎 4-30-5
6 1	南長崎第一保青園	南長崎 5-23-7
6 2	区民ひろば長崎	長 崎 2-27-18
6 3	長崎小学校	長 崎 2-6-3
6 4	長崎公園	長 崎 3-25-15
6 5	千川通り	長 崎 5-18-5先
6 6	明豊中学校	長 崎 5-31-29
6 7	千早第二公園	千 早 1-23-18
6 8	西部区民事務所	千 早 2-39-3
6 9	千早小学校	千 早 3-33-5
7 0	要小学校	要 町 2-3-20
7 1	要町保育園	要 町 3-17-11
7 2	豊島体育館	要 町 3-47-8
7 3	千川中学校	高 松 1-9-21
7 4	高松小学校	高 松 2-57-22
7 5	千川二丁目中央児童遊園	千 川 2-11-17
7 6	東池袋五丁目第二児童遊園	東池袋 5-21-7
7 7	上り屋敷公園	西池袋 2-14-2
7 8	南大塚からたち公園	南大塚 2-5-1

## 2-4 移動系無線局の配置先一覧

(平成31年4月1日現在)

## 【統制台】 1

番号	種別	配備先(常置場所)	[建物名]
100	0	防災危機管理課統制局	

## 【地域本部】 半固定12、携帯48

番号	種別	配備先(常置場所)	[建物名]	番号	種別	配備先(常置場所)	[建物名]
201	1	清和小学校(地域本部)		231	1	椎名町小学校(地域本部)	
202	2	清和小学校(地域本部)		232	2	椎名町小学校(地域本部)	
203	2	清和小学校(地域本部)		233	2	椎名町小学校(地域本部)	
204	2	清和小学校(地域本部)		234	2	椎名町小学校(地域本部)	
205	2	清和小学校(地域本部)		235	2	椎名町小学校(地域本部)	
206	1	朋有小学校(地域本部)		236	1	千早小学校(地域本部)	
207	2	朋有小学校(地域本部)		237	2	千早小学校(地域本部)	
208	2	朋有小学校(地域本部)		238	2	千早小学校(地域本部)	
209	2	朋有小学校(地域本部)		239	2	千早小学校(地域本部)	
210	2	朋有小学校(地域本部)		240	2	千早小学校(地域本部)	
211	1	西池袋中学校(地域本部)		241	1	高松小学校(地域本部)	
212	2	西池袋中学校(地域本部)		242	2	高松小学校(地域本部)	
213	2	西池袋中学校(地域本部)		243	2	高松小学校(地域本部)	
214	2	西池袋中学校(地域本部)		244	2	高松小学校(地域本部)	
215	2	西池袋中学校(地域本部)		245	2	高松小学校(地域本部)	
216	1	南池袋小学校(地域本部)		246	1	駒込小学校(地域本部)	
217	2	南池袋小学校(地域本部)		247	2	駒込小学校(地域本部)	
218	2	南池袋小学校(地域本部)		248	2	駒込小学校(地域本部)	
219	2	南池袋小学校(地域本部)		249	2	駒込小学校(地域本部)	
220	2	南池袋小学校(地域本部)		250	2	駒込小学校(地域本部)	
221	1	高南小学校(地域本部)		251	1	旧文成小学校(地域本部)	
222	2	高南小学校(地域本部)		252	2	旧文成小学校(地域本部)	
223	2	高南小学校(地域本部)		253	2	旧文成小学校(地域本部)	
224	2	高南小学校(地域本部)		254	2	旧文成小学校(地域本部)	
225	2	高南小学校(地域本部)		255	2	旧文成小学校(地域本部)	
226	1	長崎小学校(地域本部)		256	1	巣鴨小学校(地域本部)	
227	2	長崎小学校(地域本部)		257	2	巣鴨小学校(地域本部)	
228	2	長崎小学校(地域本部)		258	2	巣鴨小学校(地域本部)	
229	2	長崎小学校(地域本部)		259	2	巣鴨小学校(地域本部)	
230	2	長崎小学校(地域本部)		260	2	巣鴨小学校(地域本部)	



## 【救援センター】半固定35

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
261	1	仰高小学校(救援センター)	282	1	富士見台小学校(救援センター)
262	1	駒込小学校(救援センター)	283	1	千早小学校(救援センター)
263	1	巣鴨小学校(救援センター)	284	1	高松小学校(救援センター)
264	1	清和小学校(救援センター)	286	1	さくら小学校(救援センター)
265	1	西巣鴨小学校(救援センター)	287	1	西部区民事務所(救援センター)
266	1	豊成小学校(救援センター)	288	1	駒込中学校(救援センター)
267	1	朋有小学校(救援センター)	289	1	巣鴨北中学校(救援センター)
268	1	朝日小学校(救援センター)	290	1	西巣鴨中学校(救援センター)
269	1	池袋第一小学校(救援センター)	291	1	池袋中学校(救援センター)
272	1	みらい館大明(救援センター)	292	1	西池袋中学校(救援センター)
273	1	池袋小学校(救援センター)	293	1	千登世橋中学校(救援センター)
274	1	池袋本町小学校(救援センター)	294	1	南長崎スポーツ公園(救援センター)
276	1	高南小学校(救援センター)	295	1	千川中学校(救援センター)
277	1	南池袋小学校(救援センター)	296	1	明豊中学校(救援センター)
278	1	目白小学校(救援センター)	741	1	旧真和中学校(救援センター)
279	1	長崎小学校(救援センター)	784	1	豊島体育館(救援センター)
280	1	要小学校(救援センター)	905	1	池袋第三小学校(救援センター)
281	1	椎名町小学校(救援センター)			

## 【補助救援センター】半固定28、携帯10

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
881	1	学校法人 学習院	754	1	区民ひろば清和第二
882	1	学校法人 東京音楽大学	755	2	区民ひろば西巣鴨第二
883	1	学校法人 立教学院	756	2	区民ひろば西巣鴨第一
884	1	学校法人 大正大学	757	1	区民ひろば朋有
885	1	学校法人 帝京平成大学	758	1	区民ひろば朝日
501	1	都立文京高等学校	759	1	区民ひろば上池袋
502	1	都立千早高等学校	760	1	区民ひろば池袋本町
503	1	都立豊島高等学校	761	1	区民ひろば西池袋
741	1	心障センター	762	1	区民ひろば池袋
742	1	駒込生活実習所	763	1	区民ひろば南池袋
806	2	ジャンプ長崎	764	2	区民ひろば高南第一
922	2	ジャンプ東池袋	765	1	区民ひろば高南第二
751	2	区民ひろば駒込	766	1	区民ひろば長崎
752	2	区民ひろば南大塚	767	2	区民ひろば椎名町

第2部 災害応急対策計画

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
753	1	区民ひろば清和第一	768	1	区民ひろば富士見台
770	1	区民ひろば高松	769	1	区民ひろば千早
771	1	区民ひろばさくら第一	805	2	区民ひろば目白
772	1	区民ひろばさくら第二	808	1	区民ひろば要
802	2	区民ひろば豊成	921	1	区民ひろば仰高

【福祉救援センター等】半固定31

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
504	1	都立大塚ろう学校	723	1	高南保育園
707	1	駒込第一保育園	724	1	目白第一保育園
708	1	駒込第二保育園	725	1	目白第二保育園
709	1	駒込第三保育園	726	1	南長崎第一保育園
710	1	巣鴨第一保育園	727	1	南長崎第二保育園
711	1	東池袋第一保育園	728	1	長崎保育園
712	1	西巣鴨第三保育園	729	1	要町保育園
713	1	南大塚保育園	731	1	高松第二保育園
715	1	東池袋第二保育園	812	1	上池袋豊寿園
716	1	西池袋第二保育園	813	1	長崎第二豊寿園
717	1	池袋第一保育園	817	1	千川豊寿園
718	1	池袋第二保育園	818	1	菊かおる園
719	1	池袋第三保育園	819	1	アトリエ村
720	1	池袋第五保育園	820	1	風かおる里
721	1	私立めぐみ保育園	821	1	山吹の里
722	1	雑司が谷保育園			

【災害対策本部】携帯14

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
923	2	防災危機管理課(災害対策本部)	931	2	防災危機管理課(地域防災部)
924	2	防災危機管理課(危機管理監)	932	2	防災危機管理課(環境清掃部)
925	2	防災危機管理課(指令情報部)	933	2	防災危機管理課(災対衛生部)
926	2	防災危機管理課(指令情報部)	934	2	防災危機管理課(災対土木部)
927	2	防災危機管理課(災対総務部)	935	2	防災危機管理課(災対都市整備部)
929	2	防災危機管理課(企画広報部)	936	2	防災危機管理課(教育部)
930	2	防災危機管理課(災対福祉部)	937	2	防災危機管理課(出納部)

## 【帰宅困難者対策拠点】携帯7

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
938	2	防災危機管理課（現地連絡調整所）	942	2	防災危機管理課（西口情報提供ステーション）
939	2	防災危機管理課（現地連絡調整所）	943	2	防災危機管理課（西口情報提供ステーション）
940	2	防災危機管理課（東口情報提供ステーション）	944	2	日本通運江古田倉庫
941	2	防災危機管理課（東口情報提供ステーション）			

## 【警察・消防・鉄道・ライフライン関連】半固定15

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
401	1	池袋警察署	561	1	JR池袋駅
402	1	巣鴨警察署	562	1	東京メトロ池袋駅
403	1	目白警察署	563	1	西武鉄道池袋駅
404	1	警視庁第五方面本部	564	1	東武鉄道池袋駅
411	1	豊島消防署	851	1	東京都水道局豊島営業所
412	1	池袋消防署	861	1	東京都下水道局豊島出張所
421	1	東京ガス 北部支店	871	1	東京都建設局第四建設事務所
422	1	東京電力パワーグリッド大塚支社			

## 【医療機関等】半固定16、携帯1

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
431	1	山口病院	440	1	高田馬場病院
432	1	一心病院	441	1	大同病院
433	1	山川病院	442	1	としま昭和病院
434	1	豊島中央病院	443	1	要町病院
435	1	岡本病院	451	1	豊島区医師会
436	1	池袋病院	452	1	豊島区歯科医師会
437	1	平塚胃腸病院	453	1	豊島区薬剤師会
438	1	原整形外科病院	454	2	東京都柔道接骨師会豊島支部
439	1	長汐病院			

## 【豊島区役所】半固定20、携帯4、車載1

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
275	1	（旧）高田小学校	601	1	道路工事事務所
511	1	東部区民事務所	602	2	道路工事事務所
521	1	豊島清掃事務所	603	2	道路工事事務所

第2部 災害応急対策計画

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
531	1	長崎健康相談所	611	1	公園管理事務所
612	2	公園管理事務所	703	1	区民活動推進課
613	2	公園管理事務所	704	1	都市計画課
624	3	土木管理課(車載)	705	1	総務課
631	1	豊島清掃工場	706	1	広報課
632	1	道路整備課	781	1	総合体育場
633	1	公園緑地課	782	1	巣鴨体育館
634	1	生活衛生課	783	1	雑司が谷体育館
701	1	地域保健課	906	1	保育課
702	1	庶務課			

【豊島区防災危機管理課】半固定18、携帯12、車載6

番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]	番号	種別	配備先（常置場所） [建物名]
270	1	防災危機管理課	903	1	防災危機管理課
271	1	防災危機管理課	904	1	防災危機管理課
285	1	防災危機管理課	911	1	防災危機管理課
444	1	防災危機管理課	912	1	防災危機管理課
604	3	防災危機管理課(車載)	913	1	防災危機管理課
614	3	防災危機管理課(車載)	914	1	防災危機管理課
621	1	防災危機管理課	945	2	防災危機管理課
622	2	防災危機管理課	946	2	防災危機管理課
623	2	防災危機管理課	947	2	防災危機管理課
714	1	防災危機管理課	948	2	防災危機管理課
730	1	防災危機管理課	949	2	防災危機管理課
803	2	防災危機管理課	950	2	防災危機管理課
807	2	防災危機管理課	951	2	防災危機管理課
841	1	防災危機管理課	952	2	防災危機管理課
891	1	防災危機管理課	970	3	防災危機管理課(車載)
892	1	防災危機管理課	971	3	防災危機管理課(車載)
901	1	防災危機管理課	972	3	防災危機管理課(車載)
902	1	防災危機管理課	973	3	防災危機管理課(車載)

種別 0…操作卓 1…半固定 2…携帯機 3…車載

## 2-5 豊島区防災行政無線設備

(平成31年4月1日現在)

種類 設備等	移 動 系	固 定 系
用途及び機能	区及び区内防災機関との災害情報の受発信及び指令並びに伝達について個別に交信するほか、全一斉伝達の機能を持つ。	移動系無線設備で得た情報の伝達及び警報・注意報等の地域、設置機関別に分けて発信できる他、全一斉伝達の機能を持つ。
周波帯及び出力	260MHZ帯 5W 1回線	60MHZ帯 3W 1回線
基地局の設備	統制卓 1基	統制卓 1基 庁内送信所 1基
移動局・子局の設備	移動局 279局 【参照：2-4 移動系無線局の配置先一覧】	子局 屋外受信機 73基 【参照：2-3 固定系（同報系）無線屋外子局設置場所一覧】  戸別受信機 650局 地域防災組織 384 救援センター （小中学校等） 67 保育園・幼稚園（私立含む） 53 児童館等・子どもスクップ・ 区民ひろば 47 その他区施設等 99

## 2-6 被害調査の認定基準

区分	認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し遺体を確認したもの、又は遺体を確認することはできないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。
		重傷
	軽傷	1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家	人が起居できる設備のある建物又は現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵、小屋であっても現実には人が居住しているときは、住家とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	棟	一つの独立した建物をいう。
	全壊	住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、その損壊等の部分が延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を損害割合で表し、その割合が50%以上に達した程度のも。
	大規模半壊※	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を損害割合で表し、その割合が40%以上50%未満のもの。
	半壊	住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には、損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を損害割合で表し、その割合が20%以上50%未満のもの。
	一部損壊	住家の損害程度が、半壊に達しない程度のも。
	床上浸水	床上浸水とは、全壊又は半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のも。
	非住家被害	非住家
非住家被害		非住家に対する全壊・半壊程度の被害を受けたもの。
被災者	被災世帯	災害によって何らかの被害を受けたもの。
	被災者	被災世帯の構成員をいう。
被害額	物的被害の概算額の千円単位として計上する。	

※大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

## 2-7 災害情報の収集伝達及び被害状況の収集結果報告等の様式

様式1 (報告様式)

## 1 気象情報

台風第 号 (第 報)

気象庁発表	月 日 時 分		
位 置	時 分現在の位置	北緯 度 分	東経 度 分
中心示度	ヘクトパスカル	中心附近の最大風速	メートル
半 径			
進 路			
速 度	毎 時	キロメートル	
備 考			

## 2 水象情報

月 日 時現在

調査項目	観測地名		
	事 項		
水 位	最 高 水 位		m
	平 均 水 位		m
	最 大 流 量		m <sup>2</sup> /sec
	平 均 流 量		m <sup>2</sup> /sec
潮 位	最 高 潮 位	A. P (+)	m
	平 均 潮 位		m
	潮 位 偏 差		m
雨 量	最 大 時 雨 量	時～ 時	mm
	最 大 2 4 時 間 雨 量		mm
	最 大 2 日 雨 量		mm

### 3 人家屋被害

月 日 時現在

項目	区分	単位	被害		主たる地域名	備考
			数量	金額(千円)		
人	死者	人				
	行方不明	〃				
	重傷	〃				
	軽傷	〃				
	計	〃				
住家	全壊	棟(戸)				
	半壊	〃				
	流失	〃				
	床上浸水	〃				
	床下浸水	〃				
	一部破損	〃				
	計	〃				
非住家	全壊	〃				
	半壊	〃				
	計	〃				

### 4 医療施設被害

月 日 時現在

調査項目	事項	数量	被害額推定		備考	
			建物	金額		
病院	公立	全壊(焼)	件	m <sup>2</sup>	千円	
		流失				
		半壊(焼)				
		浸水				
		その他				
	私立	全壊(焼)				
		流失				
		半壊(焼)				
		浸水				
		その他				
診療所	公立	全壊(焼)				
		流失				
		半壊(焼)				
		浸水				
		その他				
	私立	全壊(焼)				
		流失				
		半壊(焼)				
		浸水				
		その他				
	計					



## 5 商工業被害

月 日 時現在

調査項目	事 項	数 量	被害額推定		備 考
			建 物	金 額	
工 場	全 壊 (焼)	件	m <sup>2</sup>	千円	
	流 失				
	半 壊 (焼)				
	浸 水 その他				
商 店	全 壊 (焼)				
	流 失				
	半 壊 (焼)				
	浸 水 その他				
そ の 他	全 壊 (焼)				
	流 失				
	半 壊 (焼)				
	浸 水 その他				
計					

## 6 公共土木施設被害

月 日 時現在

調査項目	調 査 対 象		被害内容	被害数量	被 害 金 額 (推 定)	工事種別	速報事項
	施 設 名	位 置					
河 川	〇〇〇川		か所	m	千円		○
	〇〇〇川						
海 岸							○
砂 防							
道 路							○
橋 梁							○

- (1) 各項目について具体的内容を必要とするときは、別紙により報告すること。
- (2) 種別は、区、都、国の別を記入すること。

### 7 氾濫河川（海岸）報告

調査項目	河川海岸名	
	事項	
浸水区域	位置	
	図示番号	
	浸水の直接原因	
	浸水面積	流失
		埋没
計		

本報告は、図面を添付して次の内容を記入する。

- (1) 破堤、決壊場所と氾濫給水の流れの方向を青緑で記入する。
- (2) 最大浸水深、浸水日数を主要地点ごとに記入する。
- (3) 土砂埋没地域は褐色で示し、最大堆積深を記入する。

### 8 教育施設被害

調査項目	事項	数量	被害額推定	備考
小学校	全壊(焼) 流出 半壊(焼) 浸水 その他	校	千円	

(1) 報告は、公、私立の別に記入すること。

### 9 区有財産被害

被害物件名	件数	被害額推定	備考

10 水防活動

月 日 時現在

◎活動地区名	◎活動期(時)間	活 動 態 勢										◎活動内容		
		◎人員		車 両			舟 艇			資 器 材				
		職員	その他	車名	数量	調 達 保有別	舟名	数量	調 達 保有別	品名	数量		調 達 保有別	
	自				実			実						
	至				延			延						
○○地区	自	実			実			実						
○○か所	至	延			延			延						

- (1) 速報及び中間報告には、◎印の事項のみ報告のこと。この際「活動期(時)間」欄の至の項は活動終了予定とする。
- (2) 活動内容は、応急措置状況等を記入のこと。
- (3) 人員欄「その他」の項には協力機関の職員数の備上人員等に区分すること。

11 避難収容状況

月 日 時現在

施設名	活 動 期 間	配備人員		収 容 状 況									備 考	
		職員	その他	男			女			乳児	要医療人員	要助産		
				大人	小人	計	大人	小人	計					

- (1) 収容状況の人員については速報の際は現在数、決定報告は累計(取扱人員数)を報告のこと。
- (2) 人員欄「その他」の項には協力機関の職員数と備上人員等に区分すること。

- (3) 乳児は外書きとする。
- (4) 要医療人員、要助産人員は内書とする。
- (5) 小人とは中学生以下（14才以下）とする。

**12 救助物資等給与状況**

月 日 時現在

給与先 (輸送)	活期(時)動 間	活動内容								給与内容		
		◎人員		車 両			舟 艇			品名	数量	調 達 保有別
		職員	その他	社名	数量	調 達 保有別	舟名	数量	調 達 保有別			
	自 至	実 延			実 延				実 延			
	自	実 延			実 延				実 延			
○他 ○所 ○避 ○難 所		実 延			実 延				実 延			

- (1) 中間報告は、◎印の事項のみ報告のこと。
- (2) 人員欄「その他」の項には協力機関の職員数と備上人員等に区分すること。

**13 物資経理状況**

月 日 時現在

品 名	保有高	受入数	払出数	残 高	備 考

- (1) 速報は不足見込の品名についてのみ報告のこと。

## 2-8 区市町村別災害救助法適用基準表

区市町村		人口	基準		区市町村		人口	基準		
			1号	2号				1号	2号	
区	千代田区	58,344	80	40	多摩 摩地 域	国分寺市	122,701	100	50	
	中央区	141,087	100	50		国立市	73,274	80	40	
	港区	243,390	100	50		福生市	58,432	80	40	
	新宿区	333,363	150	75		狛江市	80,074	80	40	
	文京区	219,806	100	50		東大和市	85,167	80	40	
	台東区	195,512	100	50		清瀬市	74,893	80	40	
	墨田区	256,416	100	50		東久留米市	116,668	100	50	
	江東区	498,144	150	75		武蔵村山市	71,268	80	40	
	品川区	386,687	150	75		多摩市	146,627	100	50	
	目黒区	278,105	100	50		稲城市	87,645	80	40	
	大田区	717,565	150	75		羽村市	55,845	80	40	
	世田谷区	900,391	150	75		あきる野市	80,980	80	40	
	渋谷区	224,815	100	50		西東京市	199,823	100	50	
	中野区	328,685	150	75		計	4,156,446			
	杉並区	564,846	150	75		瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 計	瑞穂町	33,461	60	30
	豊島区	291,066	100	50			日の出町	17,325	50	25
	北区	341,074	150	75			檜原村	2,207	30	15
	荒川区	211,518	100	50			奥多摩町	5,235	40	20
	板橋区	561,937	150	75			計	58,228		
	練馬区	722,108	150	75			大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 計	大島町	7,883	40
足立区	671,108	150	75	利島村	338	30		15		
葛飾区	443,293	150	75	新島村	2,750	30		15		
江戸川区	680,305	150	75	神津島村	1,891	30		15		
計	9,269,565			三宅村	2,482	30		15		
多摩 摩地 域	八王子市	576,526	150	75	御蔵島村	335		30	15	
	立川市	175,388	100	50	八丈町	7,615		40	20	
	武蔵野市	144,683	100	50	青ヶ島村	178		30	15	
	三鷹市	187,133	100	50	小笠原村	3,023		30	15	
	青梅市	137,177	100	50	計	26,495				
	府中市	260,132	100	50	都計	都計	13,510,734			
	昭島市	111,511	100	50		大島町	7,883	40	20	
	調布市	229,644	100	50		利島村	338	30	15	
	町田市	432,516	150	75		新島村	2,750	30	15	
	小金井市	121,590	100	50		神津島村	1,891	30	15	
小平市	190,245	100	50	三宅村	2,482	30	15			
日野市	186,374	100	50	御蔵島村	335	30	15			
東村山市	150,130	100	50	八丈町	7,615	40	20			

(注1) 表中の「1号」「2号」は、それぞれ災害救助法施行令第1条第1号及び第2号を指す。

(注2) 人口は、平成27年10月1日現在国勢調査による。

2-9 救助の程度・方法及び期間

救助の種類	内 容
避難所	<p>イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。</p> <p>ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり320円以内とすること。</p> <p>ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。</p> <p>ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。</p> <p>ヘ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。</p>
応急仮設住宅	<p>イ 建設型仮設住宅</p> <p>(1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。</p> <p>(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、561万円以内とすること。</p> <p>(3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。</p> <p>(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できること。</p> <p>(5) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。</p> <p>(6) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。</p> <p>(7) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。</p> <p>ロ 借上型仮設住宅</p> <p>(1) 借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（2）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>(2) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。</p> <p>(3) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、イ（6）と同様の期間とすること。</p>
炊き出し その他による食品の 給与	<p>イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費</p>

救助の種類	内 容																																										
	として一人一日当たり1,140円以内とすること。 ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。																																										
飲料水の供給	イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。 ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。 ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。																																										
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は 貸与	一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。 イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 <table border="1" data-bbox="400 1059 1393 1263"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>一人世帯の額</th> <th>二人世帯の額</th> <th>三人世帯の額</th> <th>四人世帯の額</th> <th>五人世帯の額</th> <th>世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>18,500円</td> <td>23,800円</td> <td>35,100円</td> <td>42,000円</td> <td>53,200円</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>30,600円</td> <td>39,700円</td> <td>55,200円</td> <td>64,500円</td> <td>81,200円</td> <td>11,200円</td> </tr> </tbody> </table> ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 <table border="1" data-bbox="400 1301 1393 1505"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>一人世帯の額</th> <th>二人世帯の額</th> <th>三人世帯の額</th> <th>四人世帯の額</th> <th>五人世帯の額</th> <th>世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>6,000円</td> <td>8,100円</td> <td>12,200円</td> <td>14,800円</td> <td>18,700円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,800円</td> <td>12,800円</td> <td>18,100円</td> <td>21,500円</td> <td>27,100円</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> 四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。	季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額	夏季	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円	冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円	季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額	夏季	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円	冬季	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円
季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額																																					
夏季	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円																																					
冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円																																					
季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額																																					
夏季	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円																																					
冬季	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円																																					
医療	イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。 ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。 ハ 次の範囲内において行うこと。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護 ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者																																										

第2部 災害応急対策計画

救助の種類	内 容
	<p>による場合は協定料金の額以内とすること。</p> <p>ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。</p>
助産	<p>イ 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。</p> <p>ロ 次の範囲内において行うこと。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給</p> <p>ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。</p> <p>ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とすること。</p>
被災者の救出	<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。</p> <p>二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。</p>
被災した住宅の応急修理	<p>一 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり584,000円以内とすること。</p> <p>三 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。</p> <p>三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の範囲内の額とすること。</p> <p>イ 生業費 一件当たり 30,000円</p> <p>ロ 就職支度費 一件当たり 15,000千円</p> <p>四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。</p> <p>イ 貸与期間 2年以内</p> <p>ロ 利子 無利子</p> <p>五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。</p>
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校児童及び中学校生徒</p> <p>教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び</p>



救助の種類	内 容
	<p>教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校児童 一人当たり 4,400円 (2) 中学校生徒 一人当たり 4,700円 (3) 高等学校等生徒 一人当たり 5,100円</p> <p>四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこと。</p>
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。</p> <p>二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人211,300円以内、小人168,900円以内とすること。</p> <p>四 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。</p>
死体の捜索及び処理	<p>一 死体の捜索</p> <p>イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>ハ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。</p> <p>二 死体の処理</p> <p>イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。</p> <p>ロ 次の範囲内において行うこと。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案</p> <p>ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。</p> <p>ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,400円以内とすること。</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。</p> <p>(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。</p> <p>ホ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。</p>
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。</p> <p>二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が135,400円以内とすること。</p> <p>三 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。</p>

## 第2部 災害応急対策計画

救助の種類	内 容
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 被災者の避難に係る支援</li> <li>ロ 医療及び助産</li> <li>ハ 被災者の救出</li> <li>ニ 飲料水の供給</li> <li>ホ 死体の捜索</li> <li>ヘ 死体の処理</li> <li>ト 救済用物資の整理配分</li> </ul> <p>二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること</p> <p>三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。</p>

### 2-10 従事命令を受けた者の実費弁償

区 分	内 容
実 費 弁 償	<p>一 災害対策基本法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 日当 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。</li> </ul> </li> <li>ロ 時間外勤務手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。</li> </ul> </li> <li>ハ 旅費 <ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。</li> </ul> </li> </ul> <p>二 災害対策基本法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。</li> </ul>

## 2-11 災害救助関連必要帳票一覧

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
1. 救助総括担当	体制整備	事前の体制整備に要するもの	1. 災害救助実施組織表 2. 被害状況調査実施組織表 3. 世帯別被害状況調査表
	被害調査	被害状況の収集に伴うもの	1. 被害状況集計表 2. 被災者台帳 3. 世帯構成員別被害状況
	災害報告	災害報告に伴うもの	1. 速報 2. 発生報告 3. 中間報告 4. 決定報告 5. 救助の種類別実施状況及び救助費概算額調
	救助実施	救助の実施に伴うもの	1. 救助日報 2. 被災世帯状況調 3. 救助物資購入（配分）計画表
	繰替支弁金	繰替支弁金の請求に伴うもの	1. 災害救助費概算交付申請書 2. 災害救助費精算交付申請書
2. 被害状況調査担当		1. 世帯別被害状況調査表 2. 被害状況集計表 3. 世帯構成員別被害状況	
3. 各担当共通の参考様式等	救助実施	1. 救助実施記録日計票 2. 救助関係物資等受払簿 3. 救助に関する支出関係証拠書類 4. 輸送記録簿 5. 人夫雇上台帳 6. 引渡書 7. 受領書………（※別紙物資引渡書）	
	救助事務	出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等（救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する。）	
4. 避難所設置運営担当		1. 救助実施記録日計票 2. 避難所物資受払簿 3. 避難所設置状況及び避難（住民等の）状況 4. 避難所設置に要した物品受払証拠書類	
5. 炊出し等食品給与担当		1. 救助実施記録日計票 2. 炊き出しその他による食品等給与物品受払簿 3. 炊出しその他による給与状況 4. 炊き出しその他による食糧等購入代金支払証拠書類 5. 炊き出しその他による食品給与物品受払証拠書類 6. その他必要な書類、帳簿等	
6. 飲料水供給担当		1. 救助実施記録日計票 2. 飲料水の供給用物品等受払簿 3. 飲料水供給簿 4. 飲料水供給のための支払証拠書類 5. その他必要な書類、帳簿等	
7. 被服・寝具等生活必需品給与担当		1. 救助実施記録日計票 2. 物資受払簿 3. 物資給与状況 4. 物資購入及び払出関係証拠書類 5. その他必要な書類、帳簿等	
		物資購入（配分）のための参考様式	1. 世帯構成員別被害状況 2. 救助物資購入（配分）計画表
8. 医療救護担当	救護班	1. 救助実施記録日計票 2. 医薬品衛生材料受払簿 3. 救護班活動状況	
	本部医療班	1. 救助実施記録日計票 2. 医薬品衛生材料受払簿 3. 救護班活動状況写し 4. 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 5. その他必要な書類、帳簿等	
9. 助産担当（医療救護班）		1. 救助実施記録日計票 2. 衛生材料等受払簿 3. 助産台帳 4. 助産関係支出証拠書類 5. その他必要な書類、帳簿等	

第2部 災害応急対策計画

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
10. 救出担当		1. 救助実施記録日計票 2. 被災者救出用機械器具燃料等受払簿	3. 被災者救出状況記録簿 4. 被災者救出用関係支払証拠書類 5. その他必要な書類、帳簿等
11. 応急仮設住宅設営担当	委託工事による場合	1. 救助実施記録日計票 2. 応急仮設住宅台帳 3. 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 4. 応急仮設住宅使用貸借契約書	5. 応急仮設住宅建築工事契約書・設計書・仕様書、工事費支払証拠書類 6. その他の必要な書類、帳簿等
	直営工事	上記の外 1. 工事材料受払簿	2. 大工、人夫等出勤簿 3. 輸送記録簿
	特別基準設定	(設置戸数引上げに要する参考様式) 1. 被災住宅状況調 2. 全壊世帯に対する住宅復旧計画	3. 応急仮設住宅入居予定者名簿
12. 被災住宅の応急修理担当	委託工事による場合	1. 救助実施記録日計票 2. 住宅の応急修理記録簿 3. 住宅の応急修理のための契約書・仕様書	4. 住宅の応急修理関係支払証拠書類 5. その他必要な書類、帳簿等
	直営工事	上記の外 1. 工事材料受払簿	2. 大工、人夫等出勤簿 3. 輸送記録簿
	特別基準設定	(修理戸数引上げに要する参考様式) 1. 被災住宅状況調 2. 半壊世帯に対する住宅復旧計画	3. 住宅の応急修理予定者名簿
13. 学用品等給与担当		1. 救助実施記録日計票 2. 学用品給与状況 3. 学用品購入関係証拠書類	4. 備蓄物資払出証拠書類 5. その他必要な書類、帳簿等
		学用品購入(配分)のための参考様式	1. 学年別児童生徒数調査表(調査表及び調査方法は任意) 2. 学用品購入(配分)計画表 3. 学用品受払簿
14. 死体の捜索担当		1. 救助実施記録日計票 2. 捜索用機械器具燃料受払簿 3. 捜索状況記録簿	4. 捜索用関係支払証拠書類 5. その他必要な書類、帳簿等
15. 死体の処理担当		1. 救助実施記録日計票 2. 遺体処理台帳	3. 死体処理費関係支払証拠書類 4. その他必要な書類、帳簿等
16. 死体の埋葬担当		1. 救助実施記録日計票 2. 埋葬台帳	3. 埋葬費支出関係証拠書類 4. その他必要な書類、帳簿等
17. 障害物除去担当		1. 救助実施記録日計票 2. 障害物の除去の状況	3. 障害物除去支出関係証拠書類 4. その他必要な書類、帳簿等
		障害物除去対象世帯数引上申請に要する参考様式	1. 被災住宅状況調 2. 半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画 3. 障害物除去対象者名簿
輸送・人夫関係協力担当	18. 輸送担当	1. 救助実施記録日計表 2. 輸送記録簿	3. 燃料及び消耗品受払簿 4. 輸送関係支払証拠書類
	19. 労務供給担当	1. 救助実施記録日計表 2. 人夫雇上げ台帳	3. 人夫賃関係支払証拠書類

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
救助 協力 担当	20. 物資調達 担当	1. 物資等購入（配分）計画表 2. 物資調達関係支払証拠書類 3. 物資受払簿	4. 引渡書 5. 受領書
	21. 救援物資 等受付配 分担当	1. 救援物資等受付簿（様式任意） 2. 救援物資等配分計画表 3. 物資受払簿 4. 引渡書	5. 受領書 6. 輸送記録簿 7. 人夫雇上げ台帳

第2部 災害応急対策計画

※別紙（甲） 物資引渡書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">引 渡 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">殿</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">引渡責任者 職氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">印</p> <p style="margin: 5px 0;">下記物品を引き渡すので受領されたい。</p> <p>1 引渡場所</p> <p>2 引渡時間           年 月 日       時 分</p> <p>3 引渡物品           下記のとおり</p>			
品 名 等	単 位 呼 称	数 量	備 考

※別紙（乙） 物資受領書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">殿</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">受領責任者 職氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">印</p> <p style="margin: 5px 0;">下記物品を確かに受領した。</p> <p>1 受領場所</p> <p>2 受領時間           年 月 日       時 分</p> <p>3 受領物品           下記のとおり</p>			
品 名 等	単 位 呼 称	数 量	備 考

2. 災害報告の様式（都総務局）

災害報告様式

No.1 被害概況速報

地区名 \_\_\_\_\_

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の時限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

第2部 災害応急対策計画

No.2 被害状況調

区市町村名

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
人的被害	死者							
		行方不明						
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
	床下浸水	世帯						
人員								
災害発生年月日			年 月 日					

No.3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名

	1人 人世帯	2人 人世帯	3人 人世帯	4人 人世帯	5人 人世帯	6人 人世帯	7人 人世帯	8人 人世帯	9人 人世帯	10人 人世帯	計	小学生	中学生
全壊・全焼													
流失													
半壊・半焼													
床上浸水													



No.4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救助費		円	円	
(1) 収容施設供与費				
避難所設置費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			員数内識別表のとおり
(5) 医療費及び助産費	延 人			
医療費	延 人			
助産費	延 人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			
(9) 学用品の給与費	人			員数内識別表のとおり
小学校児童	人			うち教科書 円
中学校生徒	人			うち教科書 円
高等学校等生徒	人			うち教科書 円
(10) 埋葬費	体			
大人	体			
小人	体			
(11) 死体の搜索費	体			
(12) 死体の処理費	体			
(13) 障害物の除去費	世帯			
(14) 輸送費				
(15) 人夫費				
2 実費弁償費	人			
3 扶助費	件			
4 損失補償費	件			
5 法第34条の補償費				
6 法第35条の求償に対する支払費				
合 計				

別 表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
被害別														
全壊(焼)											世帯	円	円	円
流出														
半壊(焼)														
床上浸水														

第2部 災害応急対策計画

日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）

No.1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票					
救助 の 種 類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	_____ 区市町村 _____
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	責任者氏名 _____ 印 _____
	救護班	学用品等	死体搜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
	労務供給				
No. _____					_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 _____
員数（世帯）					
品目（数量・金額）					
受入先					
払出先					
場所					
方法					
記事					

救助総括様式

No.2 救助日報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全壊（焼）世帯数	（ ）世帯	
	既存建物	箇所数	箇所			流失世帯数	点	
		収容人員	人		半壊半焼世帯数	（ ）世帯		
	野外仮設	箇所数	箇所		床上浸水世帯数	点		
		収容人員	人		翌日への繰越量	点		
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数	ヶ班	
		終了予定日	月 日			救助地区		
	炊き出し箇所数		箇所		診療者数	医療	人	
	救出人員	朝	人			助産	人	
		昼	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		夜	人			診療人員	人	
		計	人		助産	施設数	ヶ所	
	供給人員		人		診療人員	人		
	供給水量		ℓ		救助終了予定月日	月 日		
	給水期間	開始月日	月 日		被災者救出	救出地区		
終了予定日		月 日	救助した人員	人				
給水方法			今後救出を要する人員	人				
			救出終了予定月日	月 日				
			救出の方法					
学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体	
	小学生	全壊（焼）世帯	（ ）人		死体処理	死体洗浄	体	
		半壊（焼）世帯	（ ）人			死体縫合	体	
		床上浸水世帯	点			死体消毒	体	
	中学生	全壊（焼）世帯	（ ）人		死体保存	既存建物利用	ヶ所	
		半壊（焼）世帯	（ ）人			仮設建物	ヶ所	
		床上浸水世帯	点		死体処理機関			
	高校生	全壊（焼）世帯	（ ）人		今後処理を要する死体		体	
		半壊（焼）世帯	（ ）人					
	床上浸水世帯		点					
翌日への繰越量			死体処理終了予定月日		月 日			

第2部 災害応急対策計画

埋 葬	前日までの埋葬		体	障 害 物 の 除 去	要 障 害 物 除 去 戸 数	戸	
	本日埋葬	大 人	体		本日除去した戸数	(計戸) 戸	
		小 人	体		今後除去する戸数	戸	
		計	体		除去終了予定月日	月 日	
	翌日以降の要埋葬数		体		輸 送	公 用 車 使 用	台
	埋葬終了予定月日		月 日	借 上 車 使 用		台	
死 体 の 捜 索	捜索地区		体	救 助 の 種 類			
	死 体	捜索を要する死体					体
		本日発見死体					体
	今後の要捜索死体		体	人 夫	人夫雇上げ数	人	
	捜索の方法		月 日		従 事 作 業		
捜索終了予定月日		そ の 他					
仮 設 住 宅	着工月日	戸 月 日	備 考				
	竣工月日	戸 月 日					
住 宅 修 理	着工月日	戸 月 日					
	竣工月日	戸 月 日					

## No.3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救 助 措 置				救助費 (千円)	
福祉保健局	避難所	カ所・人					
都市整備局	応急仮設住宅	戸					
福祉保健局	炊出し	カ所・人					
水道局	飲料水	人					
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流出 世帯	半壊・床上 世帯				
福祉保健局	医療	救護班 班	病院診療所 カ所	診療人員 人			
	助産	カ所・人					
警視庁 東京消防庁	救出	人					
都市整備局	住宅の修理	戸					
教育庁	学用品	教科書	小学生	人	学用品	小学生	人
			中学生	人		中学生	人
都市整備局	埋葬	大人	体	小人	体		
総務局	死体捜索	体					
福祉保健局	死体の処理	洗浄 体	消毒 体	保存 体	検案 体		
建設局	障害物の除去	戸					
各局	輸送	台					
	人夫	人					
	法34条の補償						
	事務費						

## 2-12 派遣職員の経費負担

### 1 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担	
棒給の特別調整額	国	国が派遣した職員に対して支給した額及び国が負担した負担金のうち派遣職員の額について、派遣を受けた都県又は区市町村がこれを負担する。	
初任給調整手当	〃		
扶養手当	〃		
遠隔地手当	〃		
期末手当	〃		
勤勉手当	〃		
暫定手当	〃		
寒冷地手当	〃		
薪炭手当	〃		
公務災害補償又はこれらに相当するもの	〃		
退職手当	〃		
退職年金、退職一時金	〃		国において負担する。
共済制度による給付	〃		
通勤手当	都、区市町村		都県又は区市町村が負担する。
特殊勤務手当	〃		
時間外勤務手当	〃		
休日勤務手当	〃		
夜間勤務手当	〃		
宿日直手当	〃		
定時制通信教育手当、産業教育手当又はこれらに相当するもの	〃		
災害派遣手当	〃		
旅費	〃		

### 2 県、市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種類	給与等支払者	経費負担
給料手当（退職手当を除く）	派遣した都、	派遣を受ける都、区市町村が負担する。
旅費	区市町村が支給	
退職手当	する。	
退職年金		
退職一時金		

## 2-13 緊急自動車専用路7路線

<p>国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4号（日光街道 他）</li> <li>・ 17号（中山道・白山通り 他）</li> <li>・ 20号（甲州街道 他）</li> <li>・ 246号（青山通り玉川通り）</li> </ul> <p>都道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目白通り</li> <li>・ 外堀通り</li> </ul> <p>高速道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速自動車国道・首都高速道路</li> </ul>
--

## 2-14 緊急交通路31路線

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一京浜</li> <li>・ 第二京浜</li> <li>・ 中原街道</li> <li>・ 目黒通り</li> <li>・ 青梅・新青梅街道</li> <li>・ 川越街道</li> <li>・ 北本通り</li> <li>・ 水戸街道</li> <li>・ 蔵前橋通り</li> <li>・ 京葉道路</li> <li>・ 井の頭通り</li> <li>・ 三鷹通り</li> <li>・ 東八道路</li> <li>・ 小金井街道</li> <li>・ 志木街道</li> <li>・ 府中街道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芋窪街道</li> <li>・ 五日市街道</li> <li>・ 中央南北線</li> <li>・ 八王子武蔵村山線</li> <li>・ 三ツ木八王子線</li> <li>・ 新奥多摩街道</li> <li>・ 小作北通り</li> <li>・ 吉野街道</li> <li>・ 滝山街道</li> <li>・ 北野街道</li> <li>・ 川崎街道</li> <li>・ 多摩ニュータウン通り</li> <li>・ 鎌倉街道</li> <li>・ 町田街道</li> <li>・ 大和バイパス</li> </ul>
---	--

2-15 災害時応急対策従事車両一覧

(平成31年4月1日現在)

所属課	災害応急活動期従事車両 (桃色届出)		生活関連物資輸送車両等 (白色届出)	
	車両登録No. (車種)	車両用途	車両登録No. (車種)	車両用途
総務部 防災危機管理課	練馬 480 け 8586 軽ワゴン	被害情報収集 避難誘導		
	練馬 480 か 1940 軽ワゴン	被害情報収集 避難誘導		
	練馬 800 せ 894	特殊応急作業車		
総務部 財産運用課	練馬 301 ゆ 4369 乗用車	災害対策本部長 (区長) 使用		
	練馬 301 ほ 2191 乗用車	災害対策副本部長 (副区長) 使用		
			練馬 301 む 3835 ワゴン	避難所連絡用
			練馬 501 む 5535 ワゴン	避難所連絡用
環境清掃部 環境政策課	練馬 501 さ 550 ステーションワゴン	医療救護班搬送 負傷者搬送		
環境清掃部 環境保全課			練馬 480 え 7896 (天然ガス) 軽乗用車	連絡用
環境清掃部 清掃事務所			練馬 46 ゆ 3363 トラック	連絡用
			練馬 40 ゆ 9733 軽ワンボックス	連絡用
			練馬 501 ゆ 6059 乗用車	連絡用
			練馬 480 い 9024 軽ワンボックス	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 こ 1207 軽ワンボックス	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 こ 1211 軽小型平ボディ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 け 6574 軽小型ダンプ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 か 201 軽小型平ボディ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 か 6713 軽小型平ボディ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 き 4416 軽小型平ボディ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 く 745 軽小型ダンプ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 く 8065 軽小型ダンプ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 け 2085 軽小型ダンプ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 483 け 1802 軽小型ダンプ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 480 き 4417 軽小型ダンプ車	ごみ処理等及び清 掃作業



所属課	災害応急活動期従事車両（桃色届出）		生活関連物資輸送車両等（白色届出）	
	車両登録No.（車種）	車両用途	車両登録No.（車種）	車両用途
環境清掃部 清掃事務所			練馬 480 き 4419 軽小型ダンプ車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 212 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 1801 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 せ 51 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 せ 700 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 せ 1336 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 6243 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 6244 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 6870 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 6871 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 7488 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 7490 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 8253 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 9024 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
			練馬 800 す 9518 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業
		練馬 800 す 8723 小型プレス車	ごみ処理等及び清 掃作業	
保健福祉部 池袋保健所			練馬 480 う 7699 軽ワゴン	医療資器材搬送
		練馬 500 ら 8170 ステーションワゴン		医療救護班搬送 負傷者搬送
子ども家庭部 子ども若者課			練馬 40 や 9844 軽ワゴン	二次避難所連絡用
都市整備部 建築課			練馬 580 た 6906 軽ワゴン	区有施設保全
			練馬 580 す 9575 軽ワゴン	区有施設保全
			練馬 580 す 9576 軽ワゴン	区有施設保全
			練馬 580 す 8553 軽ワゴン	区有施設保全
			練馬 580 ち 1887 軽ワゴン	区有施設保全

第2部 災害応急対策計画

所属課	災害応急活動期従事車両（桃色届出）		生活関連物資輸送車両等（白色届出）	
	車両登録No.（車種）	車両用途	車両登録No.（車種）	車両用途
都市整備部 土木管理課			練馬 501 さ 6715 ステーションワゴン	道路保全
			練馬 500 め 1291 ステーションワゴン	道路保全
	練馬 880 あ 1667 軽リフト車	道路啓開 道路応急復旧		
	練馬 800 せ 1400	道路等パトロール		
			練馬 400 な 728 トラック	避難所開設等
			練馬 400 な 2574 トラック	避難所開設等
			練馬 580 か 8696 軽ワゴン	避難所開設等
都市整備部 道路整備課	練馬 500 は 6472 ステーションワゴン	道路啓開 道路応急復旧		
			練馬 400 て 8993 バン	避難所開設等
	練馬 400 て 8555 ダンプ	道路啓開 道路応急復旧		
			練馬 40 る 9902 軽四輪貨物	避難所開設等
			練馬 100 さ 7024 ダブルキャブ	避難所開設等
			練馬 480 き 7830 バン	避難所開設等
			練馬 480 き 7831 バン	避難所開設等
	練馬 480 う 1214 軽ダンプ	道路啓開 道路応急復旧		
			練馬 100 さ 7588 ダブルキャブ	避難所開設等
			練馬 580 さ 4509 箱型軽ワゴン	避難所開設等

所属課	災害応急活動期従事車両（桃色届出）		生活関連物資輸送車両等（白色届出）	
	車両登録No.（車種）	車両用途	車両登録No.（車種）	車両用途
都市整備部 公園緑地課			練馬 400 た 1 6 3 6 トラック	避難所開設等
			練馬 400 ね 8 7 4 3tダンプ	避難所開設等
			練馬 400 ね 3 6 3 4 ダブルキャブ	避難所開設等
			練馬 580 す 3 1 3 8 箱型軽ワゴン	避難所開設等
			練馬 400 ね 6 6 7 1 バン	避難所開設等
			練馬 480 さ 3 2 3 軽ダンプ	避難所開設等
			練馬 480 く 8 4 7 1 軽ダンプ	避難所開設等
			練馬 580 す 8 5 4 6 箱型軽ワゴン	避難所開設等
			練馬 580 す 8 5 4 7 箱型軽ワゴン	避難所開設等
			練馬 500 ま 4 0 2 5 小型乗用車	避難所開設等
			練馬 480 け 5 5 7 7 軽トラック	避難所開設等
			練馬 480 け 7 0 1 6 軽トラック	避難所開設等
	教育委員会 学校施設課			練馬 480 か 3 1 8 6 軽ワゴン
			練馬 480 う 1 1 8 7 軽ワゴン	教育施設保全
区議会議務局			練馬 301 ゆ 4 3 7 0 乗用車	避難所連絡用

## 2-16 緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務の 処理要領（警視庁）

### 目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条に定める災害が発生し又は正に発生しようとしている場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第9条第1項の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）の緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認に係る事務処理の迅速化を図るとともに、災害発生時等に交通規制の対象から除外する車両（以下「除外車両」という。）の認定に関する手続きを定め、災害発生時等における災害応急対策の適正を期するものである。

### 緊急通行車両等の確認に係る事務

#### 1. 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、事前に緊急通行車両等として使用されるものに該当するか否かの審査を行うものである。

##### (1) 対象車両

災害発生時等に、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の決定に基づき交通規制を行う区域又は道路の区間を通行する車両で、次のいずれにも該当する車両であること。

- ア. 災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両であること。
- イ. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関等の活動に使用している車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

##### (2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

###### ア. 事前届出の申請

###### (ア) 申請者

事前届出の申請をすることができるのは、緊急通行（輸送）業務の実施の責任を有する者とする。

###### (イ) 申請先

申請先は、都市交通対策課長又は申請に係る車両の使用の本拠地を管轄する警察署長（以下「取扱警察署長等」という。）を窓口とし、交通部長を経由して、公安委員会（警察署長に申請した場合は、都市交通対策課都市交通対策第二係経由。以下同じ。）に対して行うものとする。

###### (ウ) 申請書類

- i 別記様式第1の「緊急通行車両等事前届出書」2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する輸送協定書等の書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関

等の上申書等)を添えて行う。

- ii 緊急通行車両等事前届出書には、桃色と白色の2種類があり、桃色のものは災害発生直後の救命・救助及び消火活動が継続中の時期(以下「災害応急活動期」という。)に救命・救助又は消火活動に従事する車両に、白色のものは食料品等の生活関連物資の輸送車両等に対して用いる。

#### イ. 審査

申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査は、取扱警察署長等から申請の報告を受けた交通部長(都市交通対策課都市交通対策第二係経由。以下同じ。)が次の要件について行う。

(ア) 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

##### a. 災対法に基づく災害応急対策

- (a) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (b) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (c) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (d) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (e) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (g) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
- (h) 緊急輸送の確保に関する事項
- (i) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

##### b. 地震法に基づく地震防災応急対策

- (a) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (b) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (c) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (d) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (e) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (f) 緊急輸送の確保に関する事項
- (g) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (h) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (イ) 災害発生時等に前(ア)の緊急通行又は緊急輸送の事務並びに業務を行う計画があること。

(ウ) 計画に係る輸送人員、品名、輸送経路、車両の使用者等が適正であること。

#### ウ. 届出済証の交付

取扱警察署長等は、交通部長が緊急通行車両等に該当すると認めたものについては、申請者に対して別記様式第1の緊急通行車両等事前届出済証(前記ア.の(ウ)のiiと同様、桃色と白色の2種類がある。以下「届出済証」という。)の交付の措置をとるものとする。

エ. 届出済証の再交付

取扱警察署長等は、届出済証の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失・滅失・汚損し、若しくは破損した旨の申し出があり、届出済証の再交付が必要と認めた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書し、再交付の措置をとるものとする。

オ. 届出済証の返還

取扱警察署長等は、届出済証の交付を受けた者から、申請に係る車両が緊急通行車両等の要件に該当しなくなった、廃車した、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったことなどを理由に、届出済証の返還の申し出があった場合は、これを受理し、速やかに公安委員会に返還の手続きをとるものとする。

カ. 事前届出の処理経過

(ア) 取扱警察署長等は、別記様式第2の「緊急通行車両等事前届出受理及び交付簿」を備え付け、届出済証を交付しなかった場合の理由を備考欄に簡記するなど事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(イ) 届出済証の交付状況等の報告要領については、別途指示する。

2. 緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車は除く。）の確認は、都市交通対策課長、警察署長、交通起動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が、警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所において、次により行うものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア. 申請者

交付されている届出済証に記載されている車両を使用する者

イ. 申請書類

届出済証（届出済証の備考欄に通行日時を記載させること。）

ウ. 確認

届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は省略すること。

エ. 道府県の公安委員会が発行した届出済証による確認申請は、前アからウまでと同様に取り扱うこと。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア. 申請者

申請する車両の使用者

イ. 申請車両

原則として、前1の1と同様とする。

ウ. 申請書類

(ア) 別記様式第3の「緊急通行車両等確認申請書」（以下「確認申請書」という。）

(イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証明する書類（輸送協定書等）

エ. 確認

前1の2のイ. の(ア)のaに掲げる要件について審査を行うこと。

## (3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令集288号）第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第3条第1項及び第2項に規定する「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」（別記様式第4及び別記様式第5）の交付の措置をとるものとする。

ただし、災害応急活動期にあつては、標章の交付対象車両を、救命・救助活動等に必要な車両に限定（届出済証の交付を受けている車両については、桃色の届出済証であることを確認する。）し、食糧品等の生活関連物資の輸送車両等については、災害応急活動期が経過した後、交通部長が模写電送等により行う指示を待って標章を交付するものとし、災害応急活動期の活動に支障が生じないよう配慮すること。

## 3. 緊急輸送車両の確認（警戒宣言発令時）

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前2の1と同様に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前2の(2)のア. からウ. ままで同様に言い、前記1の(2)のイ. の(ア)のbに掲げる要件について審査を行う。
- (3) 警察署長等は、地震法に基づく通行の禁止又は制限に伴う緊急輸送車両であることの確認を行った場合は、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条の規定による「緊急輸送車両確認証明書」及び「標章」（別記様式第6及び別記様式第5）の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前(3)の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

## 4. 処理経過及び報告

- (1) 警察署長等は、別記様式第7の「緊急通行車両等確認申請受理及び交付簿」を備え付け、緊急通行車両等(2)警察署長等は、緊急通行車両等の確認証明書等の交付状況を、災害発生後の状況を見て指示する方法により、交通部長に報告するものとする。

**交通規制対象除外車両の認定に係る事務**

災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外されることとなるから、警察署長等は、次により交通規制対象除外車両の認定に係る事務を行うものとする。

## 1. 交通規制の対象から除外する車両

通行の禁止又は制限の対象から除外する車両は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する者が使用中の自転車
- (2) 災害発生後、災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- (3) 警察署長等が、次の理由によりやむを得ないと認めて別記様式第8の「交通規制対象除外車両通行証明書」及び別記様式第9の「除外標章」を交付した車両で、除外標章を提出

しているもの

- ア. 緊急の手当を要する負傷者又は急病人の搬送
- イ. 徒歩で避難することが困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障害者等の最寄りの病院、避難場所等への避難
- ウ. 報道機関の緊急取材
- エ. その他通行させることがやむを得ない理由

## 2. 交通規制除外車両の認定手続

### (1) 申請者

前1の(3)のいずれかの理由により車両を使用するために除外標章の交付を受けようとする者

### (2) 申請先

交通規制対象除外車両の申請は、警察署長を窓口として、別記様式第10の「規制対象除外車両通行申請書」により、公安委員会に対して行う。

### (3) 認定並びに標章及び証明書の交付

交通規制除外車両の申請を受理した警察署長等は、通行の必要を認め、かつ、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさないと認めた場合においては、除外標章及び交通規制対象除外車両通行証明書の交付の措置をとること。

### (4) 緊急措置

- ア. 前1の(3)の理由に該当する車両で、特に緊急を要すると認められるものについては、現場の警察官の判断で前記(2)の手続を省略し、除外標章を交付して通行させること。
- イ. 前ア. の場合において、現場の警察官が除外標章を所持せず交付することができないときは、近くの警察署、交通検問所等で交付を受けるよう教示し、そのまま通行させること。

## 3. 処理経過及び報告

- (1) 警察署長等は、別記様式第11の「交通規制対象除外車両申請受理及び交付簿」を備え付け、交通規制対象除外車両申請の受理、交通規制対象除外車両通行証明書等の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。
- (2) 警察署長等は、交通規制対象除外車両通行証明書の交付状況等を、災害発生後の状況を見て指示する方法により、交通部長に報告すること。



別記様式1

整理番号 ( )

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		地震防災 第 号 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注) 1. 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警視庁本部、警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊交通検問所等に提出して、所要の手続を受けて下さい。 2. 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、東京都公安委員会（都市交通対策課又は警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3. 次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所		( ) 局 番
	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書を2部作成し、当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類をそれぞれ添付の上、警視庁本部（都市交通対策課）又は車両の使用の本拠地を管轄する警察署に提出してください。			

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2

報告（ ）第 号  
年 月 日

交通部長殿（交・都・対2）

署長・隊長

緊急通行車両等事前届出受理及び交付簿

整理番号	番号標に表示されている番号	申請者氏名	交付番号	交付年月日	備考
1				・ ・	
2				・ ・	
3				・ ・	
4				・ ・	
5				・ ・	
6				・ ・	
~~~~~					
25				・ ・	
26				・ ・	
27				・ ・	
28				・ ・	
29				・ ・	
30				・ ・	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所 ( ) 局 番 氏名
通行日時	
通行経路	出発地 目的地
備考	

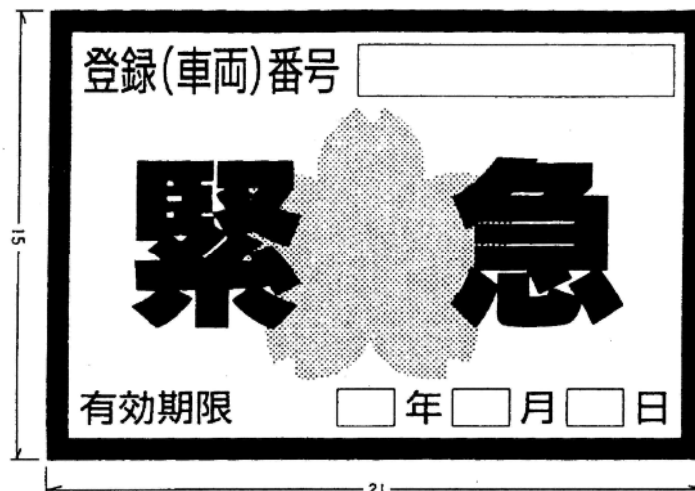
(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第4

第 号 緊急通行車両確認証明書 年 月 日 東京都公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所 ( ) 局 番 氏名
通行日時	
通行経路	出発地 目的地
備考	

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第5



第2部 災害応急対策計画

- 備考1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第6

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
東京都公安委員会			印
番号標に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第7

報告（            ）第            号  
年    月    日

交通部長殿（交・都・対2）

署長・隊長

緊急通行車両等確認申請受理及び交付簿

整理番号	番号標に表示されている番号	申請者氏名	交付番号	交付年月日	備考
1				. .	
2				. .	
3				. .	
4				. .	
5				. .	
6				. .	
~~~~~					
25				. .	
26				. .	
27				. .	
28				. .	
29				. .	
30				. .	

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第8

第 号  交通規制対象除外車両通行証明書  年 月 日  東京都公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
番号標に表示されている番号	
通行目的	
使用者	住所 ( ) 局 番 氏名
通行日時	
通行経路	出発地 目的地 _____
備考	

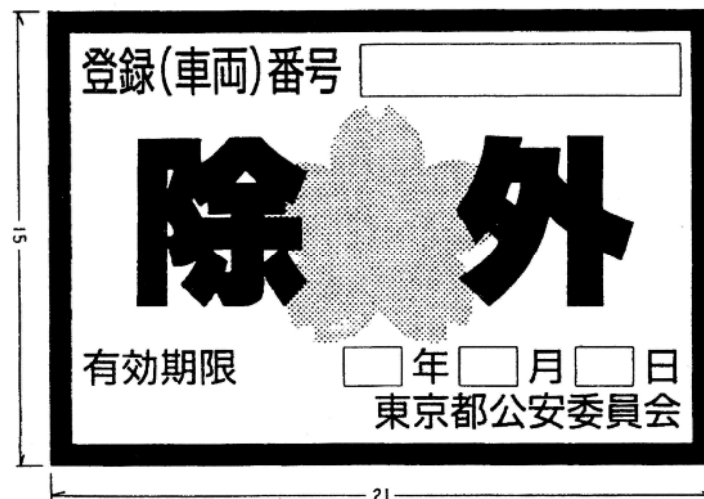
(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第10

地震防災 応急対策用 災 害 交通規制対象除外車両通行申請書 年 月 日  東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 <span style="float: right;">印</span>	
番号標に表示されている番号	
通行目的	
使用者	住所 ( ) 局 番 氏名
通行日時	
通行経路	出発地 目的地 _____
備考	

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第9



- 備考1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「除外」の文字を緑色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」及び「東京都公安委員会」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第11

報告（        ）第        号  
年    月    日

交通部長殿（交・都・対2）

署長・隊長

交通規制対象除外車両申請受理及び交付簿

整理番号	番号標に表示されている番号	申請者氏名	交付番号	交付年月日	備考
1				・ ・	
2				・ ・	
3				・ ・	
4				・ ・	
5				・ ・	
6				・ ・	
~~~~~					
25				・ ・	
26				・ ・	
27				・ ・	
28				・ ・	
29				・ ・	
30				・ ・	

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 2-17 運転手のとるべき措置

- 1 家族との連絡・避難等には、車両を使用しない。
- 2 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
- 3 緊急交通路上の車両の運転者は、速やかに直近のう回路等の緊急交通路以外の道路又は道路に車両を移動する。  
ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。
  - (1) あわてずに減速し、左側（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側）に寄せ、右側（又は道路中央部分）を空けて停車し、エンジンを切る。
  - (2) カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
  - (3) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
  - (4) ラジオ・文字情報等による警察や道路公団等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。
- 4 通行禁止区域内若しくは緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大原則を守る。
  - (1) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
  - (2) エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとする。
  - (3) 窓を閉め、ドアはロックしない。
  - (4) 貴重品を車内に残さない。



## 2-18 車両調達請求書の様式

様式1

車 両 調 達 請 求 書  
年 月 日

請求課		庶務課	
課長	部長	課長	部長

請 求 者	部 課 係・職 氏名	印
使 用 日 時	自 時 分 至 時 分	
使 用 目 的	応急対策用 待 機 用	
引 渡 場 所		
車種及び数量		
摘 要		

(注) 目的が終了したときは、請求者は災対総務部庶務課へ直ちに終了時間等について連絡すること。

## 2-19 緊急通行事前届出車両（区）－災害時応急対策従事車両

(平成31年4月1日現在)

部 別	応急対策	応 急 活 動 等 (届出済証－桃色)	物 資 輸 送 等 (届出済証－白色)	計
総 務 部		5	2	7
環 境 清 掃 部		1	32	33
保 健 福 祉 部		1	1	2
子 ど も 家 庭 部			1	1
都 市 整 備 部		5	29	34
教 育 委 員 会			2	2
区 議 会 事 務 局			1	1
合 計		12	68	80

※ 詳細は、「2-17 災害時応急対策従事車両一覧」参照

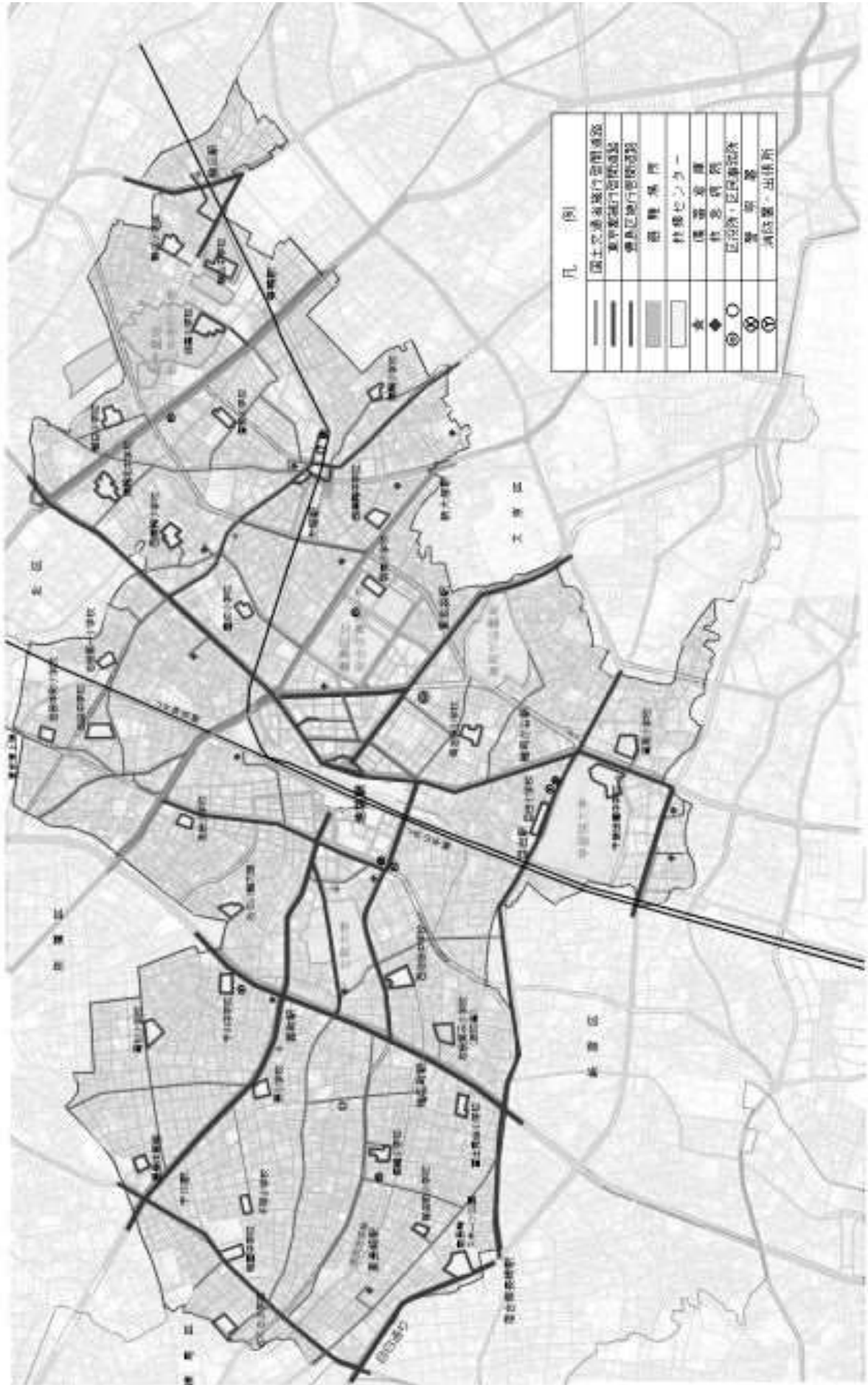
2-20 ヘリコプター機種別発着場基準及び表示要領

区分	条件	標準
発着基準	OH-6D (小型機)	
	UH-1H(J) (中型機)	
	UH-60J (中型機)	
	CH-47 (大型機)	
表示要領		<p>1 着陸点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる                      (1) 布製                      (2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

機種	ペイロード	担架数
OH6D	約 350 kg	
UH-1H(J)	約 800 kg (850 kg)	
UH60J	約 2,200 kg	
CH-47JA	約 4,800 kg	
ペイロードの条件	高度 0m、気温 15℃、燃料満タン・増槽なし (CH47JA は 4 時間半飛行可能な燃料)	

2-21 緊急道路障害物除去路線網図

豊島区内緊急道路障害物除去路線網図



## 2-2-2 現有消防力

(平成31年4月1日現在)

消防職員	消防団員	ポンプ車	救急車	救助車	はしご車	その他車	団用可搬ポンプ
人 385	人 460	台 14(4)	台 8(1)	台 1	台 2	台 12	台 21

## 2-2-3 福祉救援センター（通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型）

### 、補助救援センター一覧

(平成31年4月1日現在)

#### 1 介護型（10施設）

No.	施設	所在地	電話
1	特別養護老人ホーム菊かおる園	西 巢 鴨 2-30-19	3 5 7 6 - 2 2 6 6
2	特別養護老人ホーム山吹の里	高 田 3-37-17	3 9 8 1 - 5 0 5 1
3	特別養護老人ホーム風かおる里	南 長 崎 6-15-6	5 9 8 2 - 1 0 2 1
4	特別養護老人ホームアトリエ村	長 崎 4-23-1	5 9 6 5 - 3 4 0 0
5	特別養護老人ホーム池袋ほんちょうの郷	池袋本町 1-29-12	3 9 7 1 - 6 5 4 1
6	特別養護老人ホームゆたか苑	長 崎 3-26-4	3 9 5 9 - 2 1 2 9
7	特別養護老人ホームシオンとしま	池 袋 1-4-11	3 9 8 4 - 7 4 7 7
8	特別養護老人ホーム池袋敬心苑	南 池 袋 3-7-8	5 9 5 8 - 1 1 6 5
9	特別養護老人ホーム千川の杜	要 町 3-54-9	5 9 1 7 - 0 3 7 0
10	特別養護老人ホーム東池袋桑の実園	東 池 袋 5-39-18	5 9 2 8 - 1 3 6 0

#### 2 通所型（8施設）

No.	施設	所在地	電話
1	心身障害者福祉センター	目 白 5-18-8	3 9 5 3 - 2 8 1 1
2	駒込福祉作業所	目 白 5-24-12	3 9 1 0 - 2 3 0 1
3	目白福祉作業所	目 白 5-18-8	3 9 5 3 - 4 1 9 5
4	駒込生活実習所	目 白 5-24-12	3 9 1 0 - 2 3 0 1
5	目白生活実習所	目 白 5-18-8	3 9 5 3 - 4 1 9 4
6	都立大塚ろう学校	巢 鴨 4-20-8	3 9 1 8 - 3 3 4 7
7	いけぶくろ茜の里	池 袋 4-15-10	5 9 6 0 - 5 2 3 1
8	雑司谷デイサポートセンター	南 池 袋 3-7-8	5 9 5 8 - 1 1 6 5

#### 3 子育て支援・乳幼児対応型（21施設）

No.	施設	所在地	電話
1	駒込第一保育園	駒 込 7-7-22	3 9 1 7 - 0 6 4 4
2	駒込第二保育園	駒 込 5-1-3	3 9 4 9 - 9 1 5 2

No.	施設	所在地	電話
3	巢鴨第一保育園	巢 鴨 3-15-20	3 9 1 0 - 8 9 0 0
4	西巢鴨第三保育園	西 巢 鴨 1-2-14	3 9 4 0 - 2 3 4 1
5	東池袋第一保育園	東 池 袋 2-60-19	3 9 8 7 - 4 6 2 1
6	東池袋第二保育園	東 池 袋 2-34-1	3 9 8 8 - 3 5 7 0
7	西池袋第二保育園	西 池 袋 4-22-18	3 9 5 7 - 7 5 2 1
8	池袋第一保育園	上 池 袋 3-39-11	3 9 1 6 - 8 5 6 8
9	池袋第二保育園	池袋本町 3-4-5	3 9 8 7 - 4 6 4 8
10	池袋第三保育園	池 袋 3-58-15	3 9 8 6 - 4 0 0 6
11	池袋第五保育園	池 袋 3-26-22	3 9 8 7 - 4 6 5 3
12	高南保育園	高 田 1-24-14	3 9 8 7 - 6 8 4 5
13	目白第一保育園	目 白 5-18-2	3 9 5 3 - 2 2 9 3
14	目白第二保育園	目 白 2-23-9	3 9 8 6 - 6 2 6 1
15	南長崎第一保育園	南 長 崎 5-23-7	3 9 5 2 - 6 3 7 5
16	南長崎第二保育園	南 長 崎 2-3-21	3 9 5 2 - 4 7 6 1
17	長崎保育園	長 崎 3-7-7	3 9 5 5 - 6 1 7 1
18	要町保育園	要 町 3-17-11	3 9 5 5 - 6 1 4 1
19	高松第二保育園	高 松 1-7-13	3 9 5 5 - 8 4 2 1
20	東部子ども家庭支援センター	上 池 袋 2-35-22	5 9 8 0 - 5 2 7 5
21	西部子ども家庭支援センター	千 早 4-6-14	5 9 6 6 - 3 1 3 1

#### 4 補助救援センター（45施設）

No.	施設	所在地	電話
1	区民ひろば仰高	駒 込 4-12-3	5 9 0 7 - 3 4 7 1
2	区民ひろば駒込	駒 込 2-2-4	3 9 1 7 - 9 8 7 3
3	区民ひろば南大塚	南 大 塚 2-36-1	5 9 7 6 - 4 3 9 9
4	区民ひろば清和第一	巢 鴨 3-15-20	5 9 7 4 - 5 4 6 4
5	区民ひろば清和第二	巢 鴨 3-13-12	5 9 6 1 - 5 7 5 6
6	区民ひろば西巢鴨第一	西 巢 鴨 2-35-3	3 9 1 8 - 4 1 9 7
7	区民ひろば西巢鴨第二	西 巢 鴨 2-14-11	3 9 1 5 - 2 3 7 9
8	区民ひろば朋有	東 池 袋 2-38-10	3 9 7 1 - 0 7 8 1
9	区民ひろば朝日	巢 鴨 5-33-21	5 9 7 4 - 0 5 6 6
10	区民ひろば豊成	上 池 袋 1-28-7	5 9 6 1 - 3 4 9 4
11	区民ひろば上池袋	上 池 袋 3-13-5	3 5 7 6 - 6 9 1 6
12	区民ひろば池袋本町	池袋本町 3-9-4	3 9 8 6 - 0 0 4 1
13	区民ひろば西池袋	西 池 袋 2-37-4	3 9 8 0 - 0 0 8 8
14	区民ひろば池袋	池 袋 4-21-10	3 9 8 2 - 9 6 5 8
15	区民ひろば南池袋	南 池 袋 3-5-12	3 9 8 4 - 5 8 9 6
16	区民ひろば高南第一	高 田 2-11-2	3 9 8 8 - 8 6 0 1
17	区民ひろば高南第二	高 田 3-38-7	3 9 8 7 - 6 6 0 0
18	区民ひろば目白	目 白 2-20-26	5 9 5 6 - 5 8 7 1
19	区民ひろば長崎	長 崎 2-27-18	3 5 5 4 - 4 4 1 1
20	区民ひろば要	要 町 1-5-1	3 9 7 2 - 6 3 3 8
21	区民ひろば椎名町	南 長 崎 4-12-7	3 9 5 0 - 3 0 4 2

第2部 災害応急対策計画

No.	施設	所在地	電話
22	区民ひろば富士見台	南長崎1-6-1	3950-6871
23	区民ひろば千早	要町3-7-10	3959-2281
24	区民ひろば高松	高松2-25-9	3973-0032
25	区民ひろばさくら第一	南長崎6-20-15	3950-8676
26	区民ひろばさくら第二	長崎6-37-11	3958-8453
27	ジャンプ東池袋	東池袋2-38-10	3971-4931
28	ジャンプ長崎	長崎2-24-13	3972-0035
29	西巣鴨幼稚園	西巣鴨2-14-11	3915-8131
30	池袋幼稚園	池袋3-30-22	3986-8233
31	南長崎幼稚園	南長崎4-12-7	3950-2861
32	駒込地域文化創造館	駒込2-2-2	3940-2400
33	巣鴨地域文化創造館	巣鴨4-15-11	3576-2637
34	千早地域文化創造館	千早2-35-12	3974-1335
35	巣鴨体育館	巣鴨3-8-7	3918-7101
36	都立文京高等学校	西巣鴨1-1-5	3910-8231
37	都立千早高等学校	千早3-46-21	5964-1721
38	都立豊島高等学校	千早4-9-21	3958-0121
39	学校法人 川村学園	目白2-22-3	3984-2315
40	学校法人 十文字学園	北大塚1-10-33	3918-0511
41	学校法人 学習院	目白1-5-1	3986-0221
42	学校法人 東京音楽大学	南池袋3-4-5	3982-3186
43	学校法人 立教学院	西池袋3-34-1	3985-2602
44	学校法人 大正大学	西巣鴨3-20-1	5394-3012
45	学校法人 帝京平成大学	東池袋2-51-4	5843-3111

2-24 23区西北部における災害拠点病院

(平成31年4月1日現在)

施設名	住所	電話	一般病床数
帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211	1,078
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111	1,025
東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	03-3941-3211	508
練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	03-3979-3611	342
順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	03-5923-3111	400
東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33-1	03-5375-1234	470
東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	03-5963-3311	343
東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	03-3964-1141	550

## 2-25 救急病院一覧

(平成31年4月1日現在)

病 院 名	所 在 地	電 話	診 療 科 目	病床数
一 心 病 院	北大塚1-18-7	(3918)1215	内小外皮眼整心消ハ形婦	普 89 療 22
都立大塚病院	南大塚2-8-1	(3941)3211	内神小外整歯外脳形皮泌 産眼耳放麻精ハリ救	普 508
山 川 病 院	南大塚3-9-11	(3982)7798	内整外	普 42
豊島中央病院	上池袋2-42-21	(3916)7211	内放整循消透腎糖神形泌眼血皮	普 60
岡 本 病 院	東池袋2-5-5	(3987)6580	内整外麻	普 21
池 袋 病 院	東池袋3-5-4	(3987)2431	内外整呼乳消肛脳循肝胃鏡 糖麻泌眼皮リハ放 他	普 40 療 56
原整形外科病院	西池袋3-36-23	(3988)5005	整ハリ麻内	普 44
長 汐 病 院	池 袋1-5-8	(3984)6161	内外眼整呼皮泌耳循脳ハ消	普 93
高田馬場病院	高 田3-8-9	(3971)5114	内放外整小皮	普 47 療 209
大 同 病 院	高 田3-22-8	(3981)3213	内外整泌精	普 60
要 町 病 院	要 町1-11-13	(3957)3181	内外整呼消放神循麻泌精形	普 150
としま昭和病院	南長崎5-17-9	(3953)5555	循消内整外ハ皮神肛呼糖血泌漢	普 46
平塚胃腸病院	西池袋3-2-16	(3982)1161	内消外肛鏡 他	普 40

## 2-26 救援センター災害用医療資器材保管校一覧

(平成31年4月1日現在)

小 学 校	中 学 校
駒込小、巣鴨小、清和小、朋有小、南池袋小、長崎小、千早小、高松小、高南小、椎名町小、旧文成小	西池袋中

## 2-27 災害用補充医療資器材一覧

(平成31年4月1日現在)

資器材名	総 数	単 位	要 町	西池袋	西巣鴨	高 田	駒 込	備 考
伸縮包帯 3号	100	巻	20	20	20	20	20	
伸縮包帯 4号	100	巻	20	20	20	20	20	
伸縮包帯 5号	100	巻	20	20	20	20	20	
ガ 一 ゼ	1,500	枚	300	300	300	300	300	
さ ら し	1,500	反	300	300	300	300	300	
三 角 布	1,500	枚	300	300	300	300	300	

2-28 防疫用資器材の備蓄状況

(平成31年4月1日現在)

名 称		数量	保 有 場 所		管 理 所 管
			名 称	所 在 地	
小型電動ミスト器		1台	池袋保健所	東池袋1-20-9	保健福祉部 池袋保健所 生活衛生課長 (3987)4176
ハンドスプレーヤー (ステンレス 1ガロン)		2台			
噴霧器(ステンレス10ℓ)		1台			
じょうろ(散布用)		8台			
薬 劑	塩化ベンザルコニウム 100ml × 940本 500ml × 120本	154 リットル			
	エタノール 500ml × 8本	4 リットル			

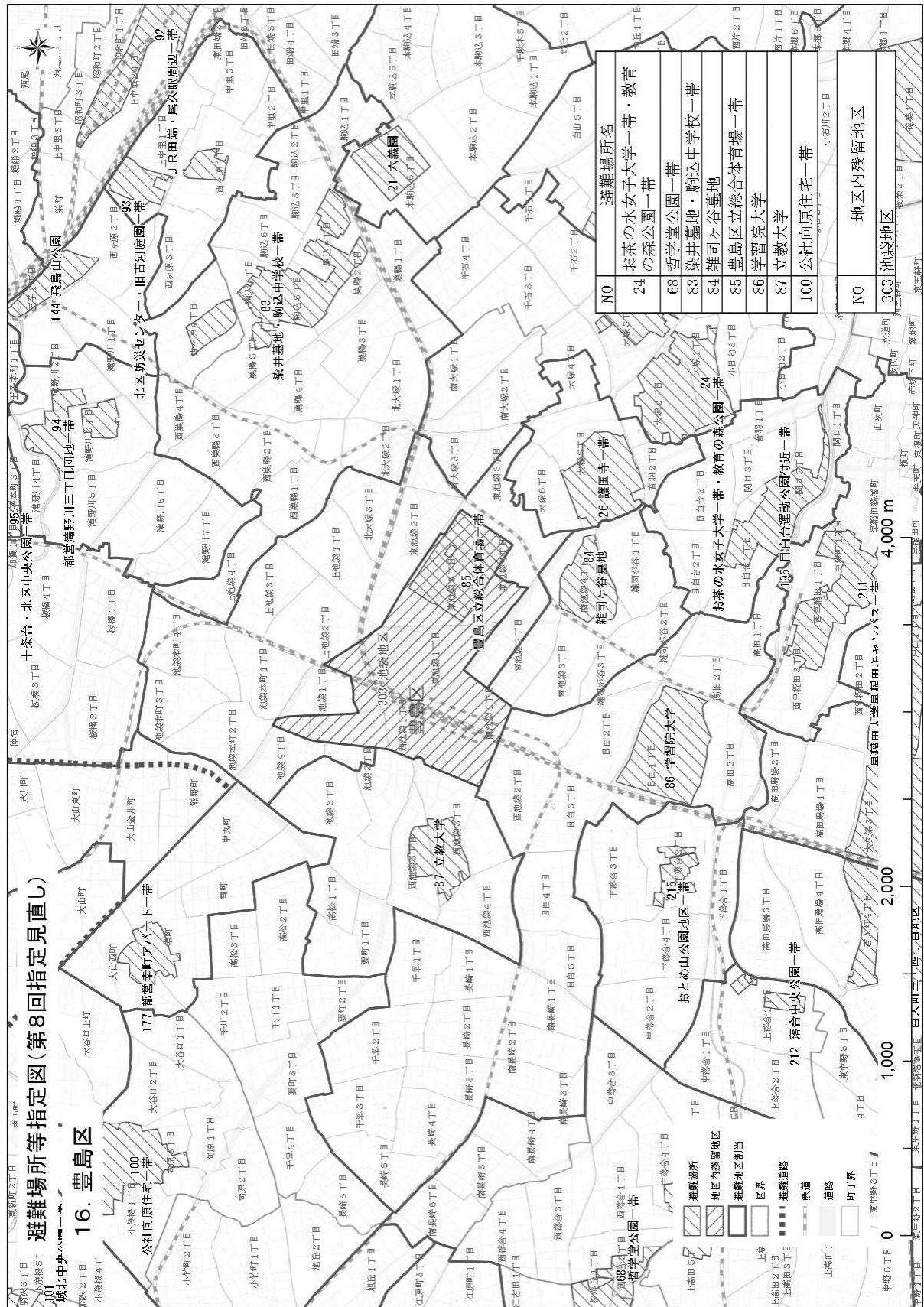


## 2-29 避難場所一覧

(平成30年6月施行)

避難場所名	所在地	利用区名	区域面積 (㎡)	避難有効 面積 (㎡) A	避難 計画人口 (人) B	1人当 りの面積 (㎡) A/B	豊島区の割当町丁名	
24	お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	文京区大塚	文京区 豊島区	334,059	188,553	68,215	2.76	南大塚2丁目、1、3丁目の各一部
68	哲学堂公園一帯	新宿区西落合、中井、中落合、中野区上高田、松が丘	豊島区 新宿区 中野区	228,338	105,006	80,419 (新宿区、中野区含む)	1.31	南長崎4～6丁目
83	染井墓地・駒込中学校一帯	豊島区駒込、巣鴨、北区西ヶ原	豊島区 北区	271,830	129,367	69,122 (北区含む)	1.87	駒込1～7丁目、上池袋4丁目、西巣鴨1～4丁目、巣鴨1～5丁目、南大塚1丁目の一部、北大塚1～2丁目
84	雑司が谷墓地	豊島区南池袋	豊島区	105,729	57,997	23,047	2.52	雑司が谷1丁目、2～3丁目の各一部、南池袋3～4丁目、2丁目の一部
85	豊島区立総合体育場一帯	豊島区東池袋	豊島区	189,494	60,413	56,435	1.07	上池袋1、3丁目、2丁目の一部、池袋1～2、4丁目の各一部、池袋本町1～4丁目、東池袋2、5丁目、4丁目の一部、南大塚3丁目の一部、南池袋2丁目の一部、北大塚3丁目
86	学習院大学	豊島区目白	豊島区 新宿区	229,865	130,317	78,693 (新宿区含む)	1.66	高田1～3丁目、雑司が谷2～3丁目の各一部、西池袋2丁目、千早1～3丁目、長崎1～5丁目、南池袋1丁目の一部、南長崎1～3丁目、目白1～5丁目
87	立教大学	豊島区西池袋	豊島区	105,510	52,042	47,297	1.10	高松1丁目、西池袋3～5丁目、池袋3丁目、2丁目の一部、要町1丁目
100	公社向原住宅一帯	板橋区小茂根、向原	豊島区 板橋区 練馬区	150,825	80,270	55,390 (板橋区、練馬区含む)	1.45	高松2～3丁目、千川1～2丁目、千早4丁目、長崎6丁目、要町2～3丁目
303	地区内残留・池袋地区	豊島区	豊島区	100ha	—	110,931		池袋1～2、4丁目の各一部、上池袋2丁目の一部、西池袋1丁目、東池袋1、3丁目、4丁目の一部、南池袋1丁目の一部

※詳細は次頁の図のとおり



出典：東京都都市整備局HP，震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定（平成30年6月見直し）「避難場所等指定図」より

2-30 <sup>いっとき</sup>一時集合場所一覧<sup>いっとき</sup>一時集合場所一覧

地区	町会名	名称	住所
1-1	巣鴨一丁目町会	巣鴨一丁目児童遊園	巣鴨1-2-8
1-2	江戸橋町会	江戸橋公園	巣鴨1-37-1
1-3	巣鴨親和町会	「真性寺」境内	巣鴨3-21-21
1-4	巣鴨三四清和町会	巣鴨公園	北大塚1-12-10
1-5	折戸協和町会	北大塚二丁目児童遊園	北大塚2-34-2
1-6	巣鴨四丁目協和町会	巣鴨地域文化創造館広場	巣鴨4-15-11
1-7	巣鴨三親町会	巣鴨四丁目児童遊園	巣鴨4-22-11
1-8	栄和町会	巣鴨四丁目第2児童遊園	巣鴨4-34-12
1-9	巣鴨三明町会	巣鴨青果市場敷地内	巣鴨5-1
1-10	巣鴨五丁目朝日町会	朝日公園	巣鴨5-22-1
1-11	巣鴨五丁目大親町会	巣鴨五丁目児童遊園	巣鴨5-35-18
1-12	西巣鴨新田町会	西巣鴨公園	西巣鴨1-3-9
1-13	西巣鴨共和会	西巣鴨二丁目公園	巣鴨2-27-7
1-14	西巣鴨二丁目町会	西巣鴨二丁目公園	巣鴨2-27-7
1-15	庚申塚町会	西巣鴨二丁目公園他	巣鴨2-27-7
1-16	西巣鴨睦町会	朝日メトロステージ格納庫前	西巣鴨3-26
1-17	西巣鴨四丁目親交町会	西巣鴨四丁目児童遊園	西巣鴨4-10
2-1	宮仲町会	上池袋東公園	上池袋1-30
2-2	北大塚伸和町会	北大塚公園	北大塚3-12-15
2-3	上池袋昭和町会	上池袋中央公園	上池袋1-28-7
2-4	池袋東一町会	上池袋公園	上池袋2-25-3
2-5	上池袋町会	上池袋さくら公園 子安稲荷神社	上池袋2-45-15 上池袋2-38-4
2-6	上池袋三丁目町会	上池袋三丁目第2児童遊園 上池袋三丁目第3児童遊園	上池袋3-37-5 上池袋3-13-12
2-7	上池袋池八町会	上池袋くすのき公園	上池袋4-19
2-8	上池袋東雲町会	上池袋四丁目第二児童遊園	上池袋4-39-6
2-9	池袋東口本町会	中池袋公園	東池袋1-16-1
2-10	東池袋一丁目中央町会	池袋駅前公園	東池袋1-50-3
2-11	東池袋南大塚仲町会	区民ひろば朋有	東池袋2-38-10
		東池袋青空公園	東池袋2-26-1
		大塚台公園	南大塚3-27-1

第2部 災害応急対策計画

2-12	東二町会	帝京平成大学北側	東池袋2-50
2-13	新東一町会	東池袋二丁目第3公園	東池袋2-58
2-14	東池袋東和町会	東池袋公園	東池袋3-14-1
2-15	東池袋サンシャイン町会	サンシャイン町会会館前	東池袋4-39-2
2-16	東池袋中部町会	防災ミニひろば	東池袋4-32
2-17	東池袋四丁目南町会	東池袋四丁目公園	東池袋4-18-1
2-18	北大塚上池袋宮新町会	宮仲公園	上池袋1-36-1
3-2	西池袋一丁目町会	町会防災格納庫	池袋1-28先
3-3	西池袋南町会	西池袋公園	豊島区西池袋 3-20-1
3-4	西池袋丸山町会	谷端川第2親水公園	西池袋 5-22-1
3-5	池袋二丁目曙町会	町会防災格納庫	池袋1-37-9
3-6	池袋二丁目原町会	池袋ふれあい公園	池袋2-74-1
3-7	池袋二丁目親睦町会	池袋ふれあい公園	池袋2-74-1
3-8	池袋御嶽町会	町会防災格納庫	池袋3-58先
3-9	池袋三業町会	御嶽北公園	池袋 3-44-20
3-10	池袋二丁目恵比寿町会	御嶽北公園	池袋 3-44-20
3-11	池袋仲町会	池袋第2公園	池袋 3-29-4
3-12	池袋二丁目南町会	池袋三丁目公園	池袋 3-22-13
3-13	池袋三丁目北町会	御嶽北公園	池袋 3-44-20
3-14	池袋三丁目親交町会	谷端川親水公園	池袋 3-2-5
3-15	池袋四丁目町会	池袋公園	池袋4-22-9
3-16	池袋四丁目西町会	いけぶくろ茜の里	池袋4-15-10
4-2	池袋通西睦町会	東池袋五丁目かしの実公園	東池袋5-6-15
4-3	南池袋一丁目町会	南池袋一丁目公園	南池袋1-4-13
4-4	南池袋二三四町会	東通りふれあい広場	南池袋2-4-3
4-5	光和会	区民ひろば南池袋	南池袋3-5-12
4-6	池袋東口親和町会	南池ふくろう広場	南池袋3-17-2
4-7	青葉会	雑司が谷中央児童遊園	南池袋4-1-3
4-8	池袋日出町会	南池袋四丁目日出公園	南池袋4-12-16
4-9	上り屋敷町会	上り屋敷公園	西池袋2-14-2
4-10	雑司が谷一丁目町会	区立雑司が谷保育園前	雑司が谷1-22-8
4-11	雑司が谷一丁目町会 東部町会	雑司が谷一丁目公園	雑司が谷1-36-3
4-12	柳下会	鬼子母神駅電停東側	雑司が谷2-8-5付近
4-13	雑司が谷二丁目町会	雑司が谷公園	雑司が谷2-11-8

4-14	雑司が谷三丁目町会	雑司が谷みみずく公園	雑司が谷3-15-20
5-1	東目白自治会	区立雑司が谷二丁目四っ家児童遊園	雑司が谷2-1-6
5-2	東目白本町会	鬼子母神本堂前	雑司が谷3-15-20
5-3	高田一丁目町会	高田公園	高田1-28-3
5-4	東目白坂下睦会	区立高南小学校西側路上	高田1-12-7先
5-5	高田中央町会	高田中央三丁目公園	高田3-38-6
5-6	高田三丁目町会	高田第三公園	高田3-18-7
5-7	東目白千登世町会	佐藤ビル横の通路	目白1-7-18先
5-8	目白二丁目町会	目白第二児童遊園	目白2-5-10
5-9	目白東町会	目白二丁目さくら公園	目白2-15-7
5-10	目白三丁目町会	目白第三児童遊園	目白3-15-17
5-11	目白山紫町会	目白四丁目児童遊園	目白4-19-11
6-1	西池袋四丁目町会	西池袋第2公園	西池袋4-40-18
6-2	西池袋四丁目自治会	西池袋中学校	西池袋4-7-1
6-3	目白協和会	目白の森	目白4-11-21
6-4	南長崎一丁目みどり会	椎名町公園	南長崎1-20-1
6-5	長崎一丁目町会	長崎神社	長崎1-9-4
6-6	長崎二丁目町会	長崎二丁目児童遊園	長崎2-27-18
6-7	長崎三丁目町会	長崎公園	長崎2-24-6
6-8	千早一丁目町会	千早第二公園	千早1-23-18
6-9	南長崎二丁目町会	南長崎二丁目児童遊園	南長崎2-2-21
7-1	南長崎三丁目南部町会	南長崎花咲公園	南長崎3-9-22
7-2	南長崎三丁目北部町会	南長崎公園	南長崎3-37-2
7-3	南長崎四丁目町会	南長崎第四集会場	南長崎4-29-10
7-4	南長崎五丁目町会	五郎久保稻荷神社	南長崎5-12-7
7-5	南長崎六丁目町会	はらっぱ公園	南長崎6-1-20
8-1	長崎四丁目町会	長崎四丁目児童遊園	長崎4-44-3
8-2	長崎五丁目町会	長五さくら公園	長崎5-31-29
8-3	長崎六丁目町会	さくら小学校	長崎6-16-1
8-4	千早二丁目町会	千早公園	千早2-31-10
8-5	千早三丁目町会	千早三丁目児童遊園	千早3-26-10
8-6	千早四丁目町会	千早四丁目公園	千早4-31-13
8-7	要町三丁目町会	豊島体育館	要町3-47-8
9-1	要町一丁目町会	要町一丁目ひろば	要町1-42-7 (仮児童遊園)

第2部 災害応急対策計画

9-2	要町二丁目町会	要小学校	要町2-3-20
9-3	高松一丁目町会	千川中学校	高松1-9-21
9-4	高松二丁目町会	高松小学校	高松2-57-22
9-5	高松三丁目町会	高松三丁目児童遊園	高松3-5-6
9-6	千川一丁目町会	千川彫刻公園	千川1-24-2
9-7	千川二丁目町会	千川第二児童遊園	千川2-5-15
10-1	駒込第一町会	駒込東公園	駒込1-22-3
10-2	駒込二丁目親和会	駒込公園	駒込2-3-23
10-3	駒込三丁目町会		
10-4	染井よしの町会	染井よしの桜の里公園	駒込6-3-1
10-5	駒込六丁目東文叱会	駒込六丁目児童遊園	駒込6-25-2
10-6	駒込七丁目町会	駒込七丁目第2児童遊園	駒込7-7-4
11-1	西山町会	池袋一丁目児童遊園	池袋1-8-11
11-2	池袋本町南町会	池袋本町一丁目児童遊園	池袋本町1-6-8
11-3	池袋本町末廣町会	池袋本町公園	池袋本町1-6-8
11-4	池袋本町一丁目町会	池袋中学校体育館町会防災格納庫	池袋本町1-43-1
11-5	池袋本町中央町会	豊島清掃事務所町会防災格納庫	池袋本町1-7-9
11-6	池袋本町宮元町会	区民ひろば池袋本町	池袋本町3-9-4
11-7	池袋本町二丁目町会	池袋えびすの郷	池袋本町2-34-1
11-8	池袋本町親和町会	谷端川北緑道町会防災格納庫	池袋本町3-31-14
11-9	池袋本町四丁目町会	池袋四丁目児童遊園	池袋本町4-22-12
12-1	北大塚一丁目睦町会	巢鴨公園	北大塚1-12-10
12-2	南大塚東南町会	南大塚公園	南大塚2-27-1
		南大塚からたち公園	南大塚2-5-1
12-3	南大塚一丁目南松町会	南大塚一丁目児童遊園	南大塚1-12-11
12-4	南大塚一丁目南町会	東福寺前	南大塚1-26-10
12-5	南大塚一丁目宮若町会	南大塚二丁目児童遊園	南大塚2-36-3
12-6	南大塚仲町会	大塚三業会館前	南大塚1-45-3
12-7	南大塚二丁目西町会	南大塚公園	南大塚2-27-1
12-8	南大塚二丁目北町会	南大塚二丁目児童遊園	南大塚2-36-3
12-9	大塚駅南町会	町会事務所前	南大塚3-50-2
12-10	東池袋五丁目日本町会	東池袋五丁目第2児童遊園	東池袋5-21-7
12-11	東池袋五丁目東町会	星ふるひろば	東池袋5-35-20
12-12	南大塚自治会	南大塚二丁目児童遊園	南大塚2-36-3

## 2-31 救援センター／区立小中学校等一覧

(平成31年4月1日現在)

No	地域本部	救援センター	所在地	町会数	町会名	電話	所管警察署
1	第1	清和小学校	巢鴨3-14-1	5	巢鴨三四丁目清和町会・折戸協和町会・巢鴨四丁目協和町会・巢鴨三親町会・北大塚一丁目睦町会	3918-2605	巢鴨
2		西巢鴨小学校	西巢鴨1-27-1	4	西巢鴨新田町会・宮仲町会・西巢鴨二丁目町会・庚申塚町会	3918-6345	巢鴨
3		朝日小学校	巢鴨5-33-1	4	栄和町会・巢鴨三明町会・巢鴨五丁目朝日町会・巢鴨五丁目大親町会	3918-2339	巢鴨
4		巢鴨北中学校 (仮校舎)	西巢鴨4-9-1	3	西巢鴨共和会・西巢鴨睦町会・西巢鴨四丁目親交町会	3918-2144	巢鴨
5	第2	豊成小学校	上池袋1-18-24	3	北大塚伸和町会・上池袋昭和町会・北大塚上池袋宮新町会	3918-2315	巢鴨
6		朋有小学校	東池袋4-40-1	11	池袋東口本町会・東池袋南大塚仲町会・東池袋サンシャイン町会・東池袋中部町会・東池袋一丁目中央町会・東池袋四丁目南町会・東池袋五丁目日本町会・東池袋五丁目東町会・東二町会・新東一町会・東池袋東和町会	3987-6275	巢鴨
7		池袋第一小学校	上池袋4-28-1	5	上池袋町会・上池袋三丁目町会・上池袋池八町会・上池袋東雲町会・池袋東一町会	3916-3435	池袋
8	第3	西池袋中学校	西池袋4-7-1	3	西池袋南町会・西池袋丸山町会・上り屋敷町会・西池袋四丁目町会・西池袋四丁目自治会	3986-5427	池袋
9		みらい館大明	池袋3-30-8	6	池袋三業町会・池袋二丁目恵比寿町会・池袋仲町会・池袋二丁目南町会・池袋三丁目北町会・池袋三丁目親交町会	3986-7186	池袋
10		池袋小学校	池袋4-23-8	8	西池袋一丁目町会・池袋二丁目曙町会・池袋二丁目原町会・池袋御嶽町会・池袋二丁目親睦町会・池袋四丁目町会・池袋四丁目西町会・西山町会	3986-2858	池袋
11		池袋第三小学校	西池袋3-14-3	2	西池袋南町会・上り屋敷町会	3984-8501	池袋
12	第4	南池袋小学校	南池袋3-18-12	11	池袋通西睦町会・南池袋一丁目町会・南池袋二三四町会・光和会・池袋東口親和町会・池袋日出町会・青葉会・雑司が谷一丁目会・雑司が谷一丁目東部町会・雑司が谷三丁目町会・東目白本町会	3987-6278	目白

第2部 災害応急対策計画

No	地域本部	救援センター (一時集合場所)	所在地	町会数	町会名	電話	所管警察署
13	第5	高南小学校	高田 2-12-7	3	東目白自治会・高田一丁目町会・東目白坂下睦会	3987-6266	目白
14		千登世橋中学校	目白 1-1-1	5	柳下会・雑司が谷二丁目町会・高田中央町会・高田三丁目町会・東目白千登世町会・	3987-6285	目白
15		目白小学校	目白 2-11-6	4	目白二丁目町会・目白東町会・目白三丁目町会・目白山紫町会	3987-4801	目白
16	第6	長崎小学校	長崎 2-6-3	3	長崎一丁目町会・長崎二丁目町会・長崎三丁目町会	3956-8146	目白
17		富士見台小学校	南長崎 1-10-5	2	南長崎一丁目みどり会・南長崎二丁目町会	3953-6472	目白
18		旧真和中学校	目白 5-24-12	1	目白協和会	3950-5494	目白
19	第7	椎名町小学校	南長崎 4-30-5	2	南長崎三丁目南部町会・南長崎三丁目北部町会	3953-6461	目白
20		南長崎スポーツ公園	南長崎 4-13-5	3	南長崎四丁目町会・南長崎五丁目町会・南長崎六丁目町会	5988-9270	目白
21	第8	千早小学校	千早 3-33-5	2	長崎四丁目町会・千早三丁目町会	3956-8154	目白
22		豊島体育館	要町 3-47-8	3	要町三丁目町会・千川一丁目町会・千川二丁目町会	3973-1701	目白
23		さくら小学校	長崎 6-16-1	1	長崎六丁目町会	3956-8164	目白
24		明豊中学校	長崎 5-31-29	2	長崎五丁目町会・千早四丁目町会	3956-8174	目白
25		西部区民事務所	千早 2-39-16	1	千早二丁目町会	4566-4021	目白
26		第9	要小学校	要町 2-3-20	2	千早一丁目町会・要町二丁目町会	3956-8151
27	高松小学校		高松 2-57-22	2	高松二丁目町会・高松三丁目町会	3956-8157	目白
28	千川中学校		高松 1-9-21	2	要町一丁目町会・高松一丁目町会	3956-8171	目白
29	第10	仰高小学校	駒込 5-1-19	3	巣鴨一丁目町会・江戸橋町会・巣鴨親和町会	3918-2325	巣鴨
30		駒込小学校	駒込 3-13-1	4	駒込二丁目親和会・駒込三丁目町会・駒込六丁目東文化会・駒込七丁目町会	3918-5691	巣鴨
31		駒込中学校	駒込 4-5-1	2	駒込第一町会・染井よしの町会	3918-2105	巣鴨
32	第11	旧文成小学校	池袋本町4-36-1	2	池袋本町親和町会・池袋本町四丁目町会	3986-7166	池袋
33		池袋本町小学校 池袋中学校	池袋本町 1-43-1	6	池袋本町南町会・池袋本町末廣町会・池袋本町一丁目町会・池袋本町中央町会・池袋本町宮元町会・池袋本町二丁目町会	3986-7166 3986-5435	池袋
34	第12	巣鴨小学校	南大塚 1-24-10	5	南大塚東南町会・南大塚一丁目南松町会・南大塚一丁目南町会・南大塚一丁目宮若町会・南大塚仲町会	3946-9551	巣鴨
35		西巣鴨中学校	南大塚 3-18-1	4	南大塚二丁目西町会・南大塚二丁目北町会・大塚駅南町会・南大塚自治会	3986-0661	巣鴨



## 2-32 指定緊急避難場所、指定避難所

No	地域本部	救援センター	指定緊急避難場所					指定避難所
			地震	洪水	内水氾濫	崖崩れ	大規模火災	
1	第1	清和小学校	○	○	○	○	※	○
2		西巢鴨小学校	○	○	○	○		○
3		朝日小学校	○	○	○	○		○
4		巢鴨北中学校 (仮校舎)	○	○	○	○		○
5	第2	豊成小学校	○	○	○	○		○
6		朋有小学校	○	○	○	○		○
7		池袋第一小学校	○	○	○	○		○
8	第3	西池袋中学校	○	○	○	○		○
9		みらい館大明	○	○	○	○		○
10		池袋小学校	○	○	○	○		○
11		池袋第三小学校	○	○	○	○		○
12	第4	南池袋小学校	○	○	○	○		○
13	第5	高南小学校	○	○	○	○		○
14		千登世橋中学校	○	○	○	○		○
15		目白小学校	○	○	○	○		○
16	第6	長崎小学校	○	○	○	○		○
17		富士見台小学校	○	○	○	○		○
18		旧真和中学校	○	○	○	○		○
19	第7	椎名町小学校	○	○	○	○		○
20		南長崎スポーツ公園	○	○	○	○		○
21	第8	千早小学校	○	○	○	○		○
22		豊島体育館	○	○	○	○		○
23		さくら小学校	○	○	○	○		○
24		明豊中学校	○	○	○	○		○
25		西部区民事務所	○	○	○	○		○
26	第9	要小学校	○	○	○	○		○
27		高松小学校	○	○	○	○		○
28		千川中学校	○	○	○	○		○
29	第10	仰高小学校	○	○	○	○		○
30		駒込小学校	○	○	○	○		○
31		駒込中学校	○	○	○	○		○
32	第11	旧文成小学校	○	○	○	○		○
33		池袋本町小学校 池袋中学校	○	○	○	○		○
34	第12	巢鴨小学校	○	○	○	○		○
35		西巢鴨中学校	○	○	○	○		○

※ 震災時の火災現象による避難先は、東京都震災対策条例による避難場所  
【参照：2-29 避難場所一覧】

### 2-33 外出者の行動ルール

- 1 むやみに行動を開始しない
- 2 まず、安否確認をする  
災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。
- 3 正確な情報により冷静に行動する  
公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか自ら判断する。
- 4 帰宅できるまで外出者同士が助けあう  
一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）を優先して収容する。

### 2-34 徒歩帰宅者心得10か条プラス1

- ① 慌てず騒がず、状況確認
  - ② 携帯ラジオをポケットに
  - ③ つくっておこう帰宅地図
  - ④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
  - ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
  - ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
  - ⑦ 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
  - ⑧ 歩いて帰る訓練を
  - ⑨ 季節に応じた冷暖準備（合羽、携帯懐炉、タオルなど）
  - ⑩ 声を掛け合い、助け合おう
- プラス1 携帯トイレを準備しましょう。  
帰宅途中、断水などでトイレが使えないこともあります。

### 2-35 応急給水槽の設置場所（避難場所別）

避難場所	震災対策用応急給水施設	確保水量
25 教育の森公園一帯	教育の森公園内	1,500m <sup>3</sup>
84 雑司ヶ谷墓地	(文京区大塚3-29)	
83 染井墓地駒込中学校一帯	滝野川公園内 (北区西ヶ原2-1)	1,500m <sup>3</sup>
85 豊島区立総合体育場一帯	西池袋公園内 (豊島区西池袋3-20-1)	1,500m <sup>3</sup>
86 学習院大学	都立文京高校内 (豊島区西巣鴨1-1-5)	100m <sup>3</sup>
87 立教大学		
89 桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	桐ヶ丘中央公園内 (北区桐ヶ丘1-8)	1,500m <sup>3</sup>
100 公社向原住宅一帯	都立板橋高校内 (板橋区大谷口1-54-1)	100m <sup>3</sup>

※1500m<sup>3</sup>=1人当たり30×50万人分

## 2-36 区立小・中学校プール及び受水槽一覧

〔小学校〕

(平成31年4月1日現在)

校名	プール		受水槽		校名	プール		受水槽	
	容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	設置場所	容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	設置場所		容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	設置場所	容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	設置場所
仰高小	319.8	校庭内	9.0	屋外	高松小	319.8	校庭内	10.0	屋外
駒込小	319.8	校庭内	7.65	屋外	さくら小	319.8	校舎裏	10.5	屋外
巢鴨小	266.5	別敷地	25.0	屋外	(小学校計 6,961.35 214.47 )				
清和小	293.2	校庭内	10.5	屋外					
西巢鴨小	319.8	校庭内	8.0	屋外	〔中学校〕				
豊成小	319.8	体育館	7.5	屋外	校名	プール		受水槽	
朋有小	319.8	校庭内	8.26	屋外		容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	設置場所	容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	設置場所
朝日小	319.8	校庭内	9.0	屋外	駒込中	412.5	校舎裏	13.86	屋外
池袋第一小	319.8	屋上	10.0	屋外	巢鴨北中(仮)	300	校庭内	10.0	屋外
池袋本町小	585 <sup>※1</sup>	校庭内			西巢鴨中	450	校庭内	15.0	屋外
池袋第三小	263.25	屋上			池袋中	585 <sup>※1</sup>	校庭内		
池袋小	266.5	屋上	9.37	屋外	西池袋中	425	屋上		
南池袋小	319.8	校舎裏	16.0	屋内地下	千登世橋中	357.5	屋上	21.0	屋内
高南小	213.2	屋上	9.18	屋外	千川中	487.5	別敷地	12.0	屋外
目白小	330	屋上						16.0	屋外
長崎小	266.5	校舎裏	9.9	屋外	明豊中	385	屋外	18.0	地下
要小	319.8	校庭内	6.0	屋外			18.0	地下	
椎名町小	319.8	別敷地	14.0	屋外	(旧)第十中	450	校庭内	9.0	屋外
富士見台小	319.8	校庭内	7.41	屋外			4.5	屋外	
千早小	319.8	校庭内	7.2	屋外	(中学校計 3,852.5 137.36 )				

※1 プールは、池袋本町小学校と池袋中学校の共用  
 (「小学校計」と「中学校計」の両方に計上)

## 2-37 応急給水用資器材の整備状況

	組み立て式 給水タンク (1 <sup>m<sup>3</sup></sup> )	角形容器	応急給水栓	ホース
都水道局豊島営業所	3基	(200) 40個 (100) 120個	2基 (8栓)	(20m) 4本 (5m) 3本
西池袋公園内 震災対策用応急給水槽	4基	(200) 100個	17基 (68栓)	(11m) 5本 (10m) 4本 (5m) 17本
都立文京高校内 震災対策用応急給水槽	—	—	2基 (6栓)	(5m) 3本

## 2-38 検水のための器材等整備状況

(平成31年4月1日現在)

器 材 等	保管数量	保管場所
検水セット	34セット	区立小中学校等

## 2-39 食料等の備蓄状況

ア 避難生活者用及び疎開者用

品 目	備蓄目標	現 況 (平成30年4月現在)	今後の必要事業量	保 存 年 限 等
①飲料水	258,000リットル	35,664リットル	222,336リットル	賞味期限5年
②食料	360,000食	278,658食	81,342食	賞味期限5年
③調整粉乳	10,800食	12,960食	—	賞味期限1年5カ月
④哺乳瓶	7,200本	7,200本	—	—

イ 帰宅困難者用

品 目	備蓄目標	現 況 (平成30年4月現在)	今後の必要事業量	保 存 年 限 等
①飲料水	79,500リットル	79,500リットル	—	賞味期限5年
②クッキー・ビスケット	159,000食	159,000食	—	賞味期限5年・6年

## 2-40 生活必需品等の備蓄状況

(平成31年4月1日現在)

	品 目	備 蓄 目 標	現 況	今後の必要事業量
①	毛布	52,485枚	42,850枚	9,635枚
	毛布(都寄託分)	—	2,000枚	
②	カーペット・マット	34,115枚	43,900枚	—
③	防水シート	7,612枚	2,100枚	5,512枚
④	乳幼児用肌着	1,200着	1,850着	—
⑤	乳幼児用おむつ	18,000枚	27,528枚	—
⑥	簡易便器	682個	875個	—
⑦	簡易便器(水洗)	682個	700個	—
⑧	マンホールトイレ	105台	105台	—
⑨	成人介護用おむつ	24,500枚	25,234枚	—
⑩	生理用品	7,000枚	6,660枚	340枚

## 2-4-1 備蓄倉庫一覧

ア 避難生活者用及び疎開者用

(平成31年4月1日現在)

名称	所在地	規模	備考
要町備蓄倉庫	要町1-5-1	鉄筋コンクリート 地下 335.82㎡	西部保健福祉センター地下
西池袋備蓄倉庫	西池袋3-20-1	鉄筋コンクリート 2階建 221.60㎡	西池袋公園内
西巣鴨備蓄倉庫	西巣鴨3-17-1	—	改築中
高田備蓄倉庫	目白1-1-1	鉄筋コンクリート 2階建 231.50㎡	千登世橋中学校内
駒込備蓄倉庫	駒込2-2-4	鉄筋コンクリート 1階 267.78㎡	都営駒込住宅併設
北大塚備蓄倉庫	北大塚3-29-11	鉄筋コンクリート 地下 88.76㎡	豊島リサイクルセンター地下

イ 帰宅困難者用

(平成31年4月1日現在)

名称	所在地	規模	備考
南池袋備蓄倉庫	南池袋2-21-1	鉄筋コンクリート 地下 140.00㎡	南池袋公園内
日本通運株式会社江古田倉庫	練馬区旭丘1-22-13	鉄筋コンクリート 3階建 660.00㎡	賃借契約

## 2-4-2 各備蓄倉庫の備蓄状況

ア 避難生活者用及び疎開者用

(平成31年4月1日現在)

物資名	単位	総量	要町	西池袋	西巣鴨	高田	駒込	北大塚
クラッカー・ビスケット	食	134,218	10,036	7,186	17,486	2,352	13,944	22,644
(東京都事前配備物資)	食	22,750	22,750	—	—	—	—	—
アルファ化米	食	144,600	8,410	1,040	3,500	3,740	1,800	7,100
(東京都事前配備物資)	食	14,600	14,600	—	—	—	—	—
飲料水	リットル	384	—	384	—	—	—	—
毛布	枚	7,850	1,650	1,600	1,040	860	2,000	700
カーペット	枚	8,900	2,700	1,600	1,040	860	2,000	700

※千登世橋教育文化センター地下に、アルファ化米63,200食を備蓄

イ 帰宅困難者用

(平成31年4月1日現在)

物資名	単位	総量	南池袋	日通江古田
クラッカー・ビスケット	食	159,000	39,000	120,000
飲料水	リットル	79,500	19,500	600,000

### 2-43 ミニ備蓄倉庫一覧

(平成31年4月1日現在)

	地域	学校名	所在地	規模等
1	第1	清和小学校	巣鴨 3-14-1	プレハブ + 1F
2		西巣鴨小学校	西巣鴨 1-27-1	プレハブ + 1F
3		朝日小学校	西巣鴨 5-33-1	1 F 45.0 m <sup>2</sup>
4		巣鴨北中学校(仮校舎)	西巣鴨 4-9-1	1 F 体育館
5	第2	朋有小学校	東池袋 4-38-10 (東池袋四、五丁目事業用地借上)	プレハブ
6		池袋第一小学校	上池袋 4-28-1	プレハブ + 1F
7		豊成小学校	上池袋 1-18-24	プレハブ
8	第3	西池袋中学校	西池袋 4-7-1	1 F 64.0 m <sup>2</sup>
9		みらい館大明	池袋 3-30-8	1 F 64.0 m <sup>2</sup>
10		池袋小学校	池袋 4-23-8	2 F 20.0 m <sup>2</sup>
11		池袋第三小学校	西池袋 3-14-3	1 F 体育館
12	第4	南池袋小学校	南池袋 3-18-12	1 F 36.8 m <sup>2</sup>
13	第5	高南小学校	高田 2-12-7	プレハブ
14		千登世橋中学校	目白 1-1-1	倉庫
15		目白小学校	目白 2-11-6	1 F 体育館
16	第6	長崎小学校	長崎 2-6-3	2 F 50.5 m <sup>2</sup>
17		富士見台小学校	南長崎 1-10-5	2 F 16.9 m <sup>2</sup>
18		旧真和中学校	目白 5-24-12	プレハブ
19	第7	椎名町小学校	南長崎 4-30-5	1 F 48.5 m <sup>2</sup>
20		南長崎スポーツ公園	南長崎 4-13-5	B1F
21	第8	千早小学校	千早 3-33-5	倉庫
22		明豊中学校	長崎 5-31-29	2 F 倉庫・体育館
23		豊島体育館	要町 3-47-8	B1F
24		さくら小学校	長崎 6-16-1	プレハブ
25		西部区民事務所	千早 2-39-16	1 F
26	第9	要小学校	要町 2-3-20	プレハブ
27		高松小学校	高松 2-57-22	3 F 63.0 m <sup>2</sup>
28		千川中学校	高松 1-9-21	1 F 22.5 m <sup>2</sup>
29	第10	仰高小学校	駒込 5-1-19	1 F 子どもスクップに併設
30		駒込小学校	駒込 3-13-1	3 F
31		駒込中学校	駒込 4-5-1	4 F 63.0 m <sup>2</sup>
32	第11	旧文成小学校	池袋本町 4-36-1	プレハブ
33		池袋本町小学校	池袋本町 1-43-1	1 F 体育館
34		池袋中学校	池袋本町 1-43-1	倉庫
35	第12	巣鴨小学校	南大塚 1-24-10	3 F 55.2 m <sup>2</sup>
36		西巣鴨中学校	南大塚 3-18-1	3 F 63.0 m <sup>2</sup>

### 2-44 各ミニ備蓄倉庫の備蓄状況

(平成31年4月1日現在)

物資名	総量	1ヶ所あたり(標準)
クラッカー・ビスケット	60,550食	1,730食
アルファ化米	55,650食	1,590食
飲料 水	35,280 <sup>リットル</sup>	1,008 <sup>リットル</sup>
毛布	35,000枚	1,000枚
カーペット	35,000枚	1,000枚

## 2-45 救援物資受け入れ拠点一覧

- (1) 大型トラックのアクセスが可能でかつ体育館が一階にある学校

【大型トラック（11t）が校庭内に進入可能な学校及び旧校舎】

学 校 名	住 所	連 絡 先
巢鴨北中学校（仮校舎）	西巢鴨4-9-1	3918-2144
千登世橋中学校	目白1-1-1	3987-6285

【大型トラック（11t）が校庭内に進入はできないが近くに駐車可能な学校】

学 校 名	住 所	連 絡 先
西巢鴨中学校	南大塚3-18-1	3986-0661

- (2) その他体育館が一階に配置されている学校及び旧校舎等

学 校 名	住 所	連 絡 先
清和小学校	巢鴨 3-14-1	3918-2605
西巢鴨小学校	西巢鴨 1-27-1	3918-6345
南池袋小学校	南池袋 3-18-12	3987-6278
目白小学校	目白 2-11-6	3987-4801
長崎小学校	長崎 2-6-3	3956-8146
旧真和中学校	目白 5-24-12	6697-3041
駒込中学校	駒込 4-5-1	3918-2105
池袋中学校	池袋本町 4-5-24	3986-5435
明豊中学校	千早 4-8-19	3956-8174
西池袋中学校	西池袋 4-7-1	3986-5427
千登世橋中学校	目白 1-1-1	3987-6285
池袋第三小学校	西池袋 3-14-3	3984-8501
池袋本町小学校	池袋本町 1-43-1	3986-7166
池袋中学校		3986-5435

### 2-46 豊島清掃事務所の人員及び作業用車両

(平成31年4月1日現在：再任用を含む)

種別	人数
作業職員数	96名

		可燃・ 不燃収集車	粗大・収集車	資源収集車	連絡車両・ パトロール車	合計
直営車両	プレス車	15台				15台
	軽小	3台			1台	4台
	軽ダンプ	5台	2台			7台
	軽乗用車				3台	3台
	普通車				2台	2台
	小計	23台	2台		6台	31台
雇上車両	プレス車	16台				16台
	小型ダンプ車	4台				4台
	軽ダンプ車	16台				16台
	小計	36台				36台
合計	59台	2台		6台	67台	

### 2-47 簡易トイレ等の備蓄状況

(平成31年4月1日現在)

区分	数量	備考
組立式簡易トイレ (サニターⅡ)	997個	救援センター 875個、備蓄倉庫 122個
ポータブル簡易水洗式トイレ (パスポート24L)	985個	救援センター 700個、備蓄倉庫 285個
マンホールトイレ	107個	——
人孔	68基	仰高小学校、朋有小学校、朝日小学校、南池袋小学校、目白小学校、要小学校、千早小学校、西池袋中学校、千登世橋中学校、千川中学校、明豊中学校、池袋第三小学校、池袋本町小学校

### 2-48 火葬場

名称	所在地	電話	1日処理能力	利用区域
落合火葬所	新宿区上落合 3-34-12	(3361)4042	63体	新宿区・豊島区・文京区・中野区・杉並区



2-49 遺体の処理に伴う様式

様式1 氏名札

豊島区災害遺体	
第	号
氏	名

様式3 災害遺体送付表

送付表		送付番号
豊島区災害遺体第		号
氏名	を送付する。	
年	月	日
豊島区長名		
火葬場宛		

様式2 遺体処理

災害遺体番号		第	号
死亡者	氏名 (年令)	(才)	
	住	所	
	死亡年月日	年	月 日
	死亡原因		
	死体発見の日時・場所		
引取人	氏名		
	住	所	
	死亡者との関係		
	引取年月日	年	月 日
遺留品	処	理	番 号
	保	管	所
備 考			
遺 体 収 容 所			

身元不明遺体の場合は、備考欄にその旨記入し、遺体の特徴、その他参考となる事項を詳しく記入の事。

様式4 遺留品処理票

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
死亡者	遺体番号	第 号
	氏名	
	住所	
備考		
遺留品保管所		

## 2-50 災害時における応急仮設住宅建設予定地

(平成31年4月1日現在)

番号	場所（施設）名	所在地	敷地面積	建設可能面積
1	染井よしの桜の里公園	駒込 6-3-1	2,705 m <sup>2</sup>	780 m <sup>2</sup>
2	朝日公園	巢鴨 5-22-1	1,179 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>
3	西巢鴨体育場	西巢鴨 4-22-19	3,907 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>
4	巢鴨公園	北大塚 1-12-10	2,516 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>
5	総合体育場	東池袋 4-41-30	15,411 m <sup>2</sup>	6,000 m <sup>2</sup>
6	南池袋公園	南池袋 2-21-1	7,812 m <sup>2</sup>	960 m <sup>2</sup>
7	上り屋敷公園	西池袋 2-14-2	2,983 m <sup>2</sup>	510 m <sup>2</sup>
8	西池袋公園	西池袋 3-20-1	8,691 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>
9	池袋本町公園	池袋本町 1-27-1	6,148 m <sup>2</sup>	740 m <sup>2</sup>
10	千早フラワー公園	千早 1-8-1	5,542 m <sup>2</sup>	610 m <sup>2</sup>
11	椎名町公園	南長崎 1-20-1	5,113 m <sup>2</sup>	660 m <sup>2</sup>
12	南長崎スポーツ公園	南長崎 4-13-22	12,226 m <sup>2</sup>	4,400 m <sup>2</sup>
合 計			74,233 m <sup>2</sup>	17,610 m <sup>2</sup>

- 東京湾北部地震（冬の18時、風速8m/秒）による豊島区の建物被害について、全壊1,679棟、焼失1,355棟、合計3,034棟と想定している。
- まとまった戸数（概ね10戸を想定）を建設できない公園、池袋駅の直近などの居住に適さない公園は、建設予定地より除外している。
- 建設可能面積は、現状で樹木・遊具等がないオープンスペースの面積を算定しているため、これらを撤去すれば建設可能面積は増加する。

2-51 労働者調達請求書

様式 1

労働者調達請求書

平成 年 月 日

請求部		総務部	
課長	部長	課長	部長

労働者を必要とする理由	
作業内容	
従事場所	
労働の種別	
就労予定期間	
所要人員	
集合場所	
備考	

2-52 罹災証明書の様式

様式1 (物件居住者用)

<h2 style="margin: 0;">罹 災 証 明 書</h2>		第 _____ 年 _____ 月 _____ 日 号																																				
世帯主住所																																						
世帯主氏名																																						
罹 災 状 況	災害の原因	_____ による																																				
	罹災者住所																																					
	罹災者																																					
	罹災者区分	物件居住者																																				
	罹災場所																																					
	罹災物件種別																																					
世帯構成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">続柄</th> <th style="width: 10%;">年 齢</th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">続柄</th> <th style="width: 10%;">年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			氏 名	続柄	年 齢	氏 名	続柄	年 齢																														
氏 名	続柄	年 齢	氏 名	続柄	年 齢																																	

罹 災 程 度	区 分	
	参 考	
	その他	

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年    月    日

豊島区長

第2部 災害応急対策計画

様式2 (物件所有者用)

罹 災 証 明 書		第	年	月	号
申請者住所					
申請者氏名					
罹 災 状 況	災害の原因	による			
	罹災者住所				
	罹災者				
	罹災者区分	物件所有者			
	罹災場所				
	罹災物件種別				
特記事項					

罹 災 程 度	区 分	
	参 考	
	その他	

上記のとおり、罹災したことを証明する。	
年	月
豊島区長	

## Ⅱ 震災対策編

### 第3部 災害復旧・復興計画

3-1	豊島区における被災者生活再建支援に関する方針.....	1
3-2	義援金品の受領書様式 .....	2
3-3	災害対策本部業務と復興本部業務の関係.....	3





### 3-1 豊島区における被災者生活再建支援に関する方針

#### 豊島区における被災者生活再建支援に関する方針

平成28年熊本地震では、全国から多くの応援職員が被災地に派遣され、そのうち罹災証明書発行などの被災者生活再建支援業務に従事した職員はおよそ4割に上った。被災者生活再建支援業務は、自治体の災害対応において避難所運営と並び立つ二本柱のひとつになっている。

しかしながら過去の大災害の被災地においては、事前の準備が十分に整っていなかったため、以下の様な問題が生じていた。

- 1) 被災者に何度も窓口に来てもらう等、多くの無理や無駄が発生し、円滑な支援を行うことが困難になる事例が少なからず生じた。
- 2) 近接する被災自治体間において、生活再建支援業務に係る方針や処理手順に違いが生じ、被災者に混乱と不公平感を生む結果となった。
- 3) 庁内において業務実施方針の齟齬や混乱が生じ、かつ、応援職員の役割等が明確化されていなかったため、応援支援が効果的に実現されなかった。

また、被災者生活再建支援業務は、その内容・分野が多岐にわたり部局横断的な対応が必要になる業務であり、数年から数十年にわたって継続することが求められる長期的な業務であることにも留意する必要がある。

以上を踏まえて豊島区は、ここに被災者生活再建支援業務に関する取り組み方針を定め、今後、この方針に基づいて災害時における円滑な被災者生活再建支援を実現するため、平常時から全庁的に準備を進めることとする。

#### 【大方針】

豊島区は、一元的な被災者台帳を作成し全庁的に活用することで、漏れなく、重複なく、継続的に、支援を必要とする被災者に対して適切な生活再建支援を実施する。

#### 【中方針】

##### 1 被災者生活再建支援システムの活用

被災者生活再建支援業務の実施に当たっては、東京都が推奨する被災者生活再建支援システムに（以下、「システム」という）よって被災者台帳を作成し、全庁的に活用する。

また、区民税・各種保険料の減免申請などの区窓口における業務処理に際しては、被災者台帳で被害程度の確認を行うこととし、罹災証明書の添付は省略する。

そのため、庁内LAN端末を用いて全庁的にシステムを利用できるよう環境整備を進める。

##### 2 東京都ガイドラインへの準拠

被災者生活再建支援業務を遂行するにあたっては、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会による「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に準拠し、都内で標準化された業務処理方針、手順に基づいて実施する。

##### 3 実施計画・受援計画の作成及び訓練の実施

各業務の担当部局は、担当業務について業務の開始時期、実施手順、所要人員・資材等について予め検討し、実施計画及び受援計画を策定する。

なお、原則として毎年、職員研修及び訓練を実施して実施計画及び受援計画を実践的に検証し、必要に応じて改定を行うとともに、被災地への職員派遣を積極的に行い、職員の対応能力の維持向上を図る。

### 3-2 義援金品の受領書様式

様式1

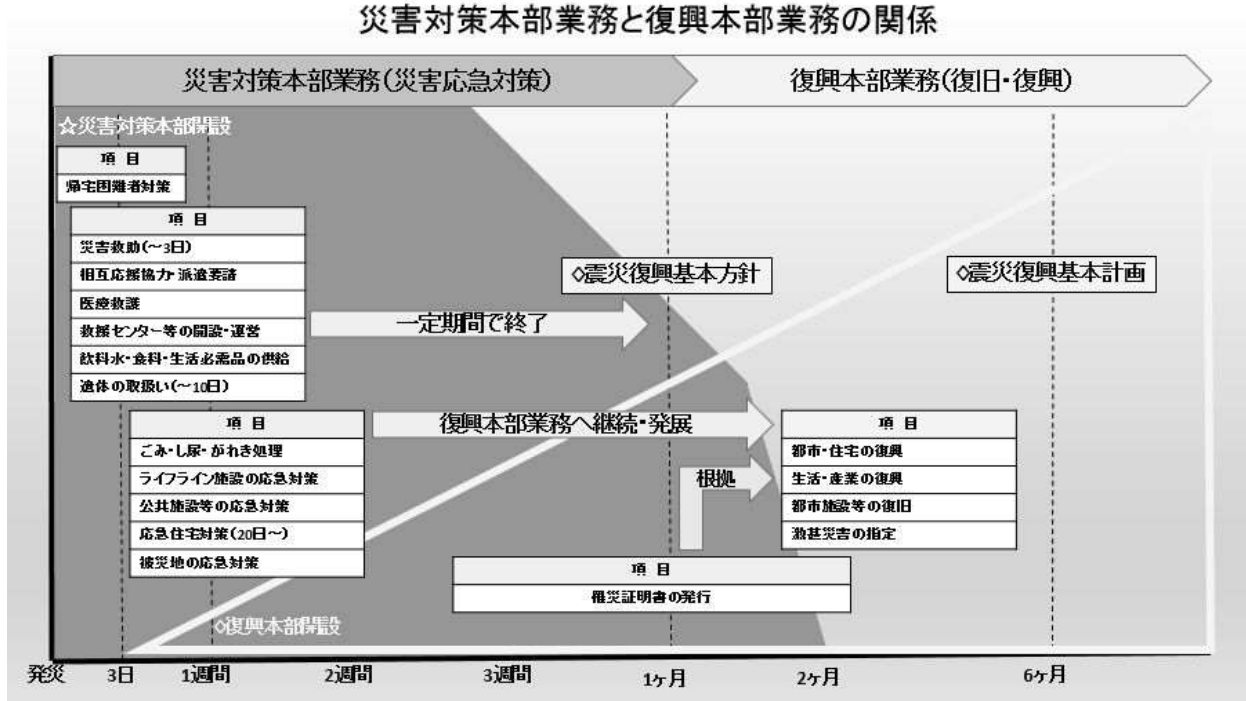
*	総務部長	総務課長	係長	担当者

受 領 書	
金 額	
(品名)	
ただし	_____
上記のもの確かに受領いたしました。	
年 月 日	
豊島区災害対策本部	
本部長	印
殿	

* 備 考	住 所	
	電 話	

(注) 2枚複写とし、\*印は、控の用紙のみ印刷する。

3-3 災害対策本部業務と復興本部業務の関係





## Ⅱ 震災対策編

### 第4部 警戒宣言に伴う対応措置

4-1	東海地震について（気象庁）	1
4-2	東海地震に係る地震防災対策強化地域（都総務局）	4
4-3	警戒宣言、地震予知情報について（東京管区气象台）	6
4-4	異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス （東京管区气象台）	9
4-5	気象庁震度階級関連解説表	10



## 4-1 東海地震について（気象庁）

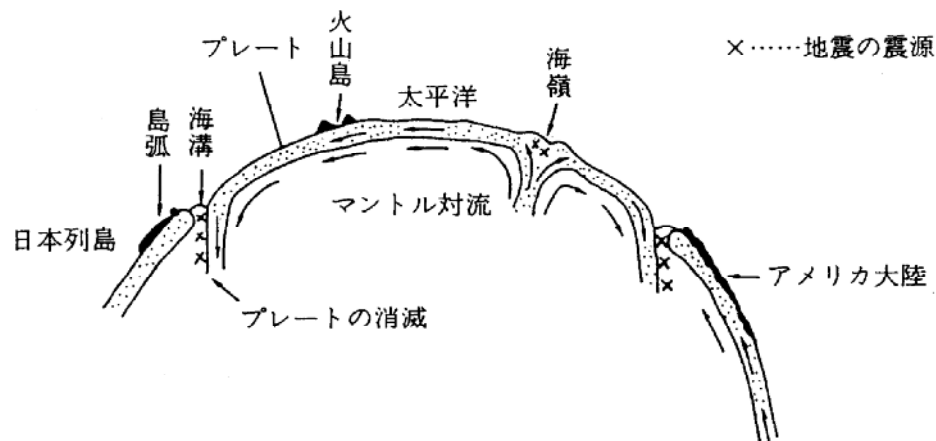
### 1 地震の繰り返し

地震の大きさ（規模）を表わすのに、マグニチュード（M）というスケールが使われるが、Mがおおよそ8以上の地震は第一級の大地震で、わが国およびその周辺では約10年に1回ぐらいの割合で起っている。

このような大規模な地震は、巨大地震と呼ばれているが、それらはほとんど日本列島の太平洋側沖合い、すなわち海溝（またはトラフ）と陸地との間の海域で起っている。しかも、長い間の経験から、「ほぼ同じようなところで、繰り返し起る」ことが分かっている。

### 2 巨大地震の発生機構

最近のプレート・テクトニクスによれば、太平洋のかなた中央海嶺で海底にでてきた地球内部の物質が、マンツルの動きによって年数cmの速さで海嶺の両側に広がって行く（この部分は、数10kmないし100kmぐらいの厚さの板状プレートと呼ばれる）、西方に移動して行ったプレートの先端は、日本列島付近で大陸のプレートであるアジア・プレートとぶつかり、海溝のところからアジア・プレートの下に斜めにもぐりこんでいる。（第1図）



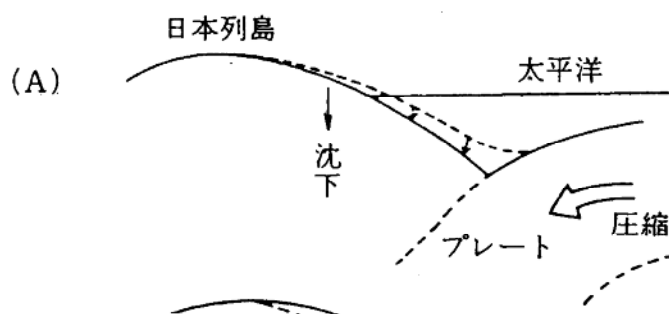
第1図 プレート運動模式図

このため、日本列島をのせているアジア・プレートの先端部分は海のプレートに引きずり込まれ、この部分には歪みを生ずる。時間が経つに従って歪みは次第に増大し、岩石の強度を越えれば、その部分は遂に耐えきれなくなって破壊し、引きずり込まれた部分ははね上る。（第2図）

この現象が、海溝（またはトラフ）沿いの巨大地震の発生機構で、これによって歪みはひとまず解消されるが、海のプレートのもぐり込みは絶え間なく続いているので、ふりだしに戻って次の地震の過程が始まる。

海溝沿いの巨大地震が、ほぼ同じところで繰り返し起るのは、このような機構を考えれば納得されるであろう。地球の表面はいくつかのプレートに分けられると言われているが、海嶺とプレート、海嶺などと地震との関係は（第1図）模式的に示してある。海溝部からもぐり込んだ海のプレートは、おおよそ700kmよりも深いところで、最早海のプレートとしての性質はな

くなり、地震も起こらなくなる。



第2図 海溝沿い巨大地震の起る機構

### 3 東海地震

東海沖、南海沖を震源域とする巨大地震は、ここ数百年の資料によると、100年から150年の間隔で繰り返し起こっている。なお、これら両地域の大地震は、同時または時間的に接近して起こっている例が多い。(表-1)

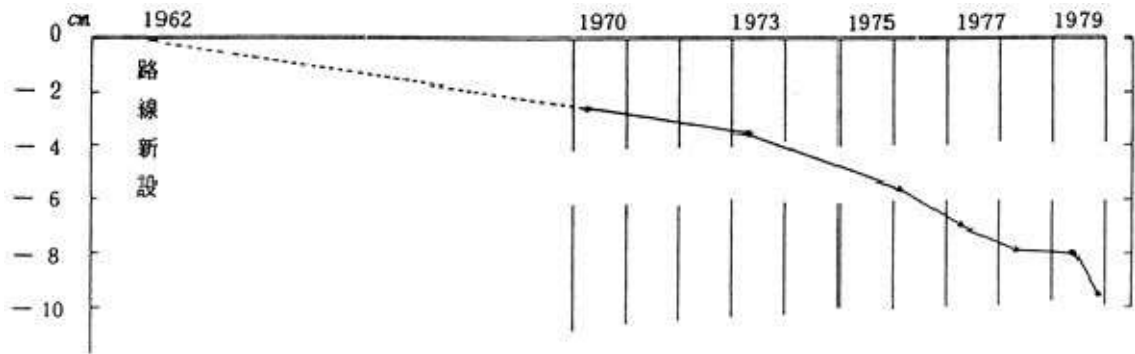
表-1 東海-南海沖の巨大地震

東海沖 (M)				南海沖 (M)			
1096	XII	17	(8.4)	1099	II	22	(8.0)
(嘉保3)	(永長1)	XI	24)	(承德3)	(承和1)	I	24)
				1361	VIII	3	(8.4)
				(正平16)	VI	24)	
1498	IV	20	(8.6)				
(明応7)	VIII	25)					
1605	II	3	(7.9)		(同)	左)	
(慶長)							
1707	X	28	(8.4)		(同)	左)	
(宝永4)	X	4)					
1854	XII	23	(8.4)	1854	XII	24	(8.4)
(嘉永7)	(安政1)	XII	4)	(嘉永7)	(安政1)	XII	5)
1944	XII	7	(8.0)	1946	XII	21	(8.1)
(昭19)				(昭21)			

東海地震については、もっとも新しい地震として昭和19年(1944年)の東南海地震があるが、この地震は、紀伊半島東方沖を震源域とした地震で、東海沖から駿河湾にかけての地域は、安政地震(1854年)以来120年以上破壊されないまま残っている。この地域の過去の地震の起こり方からみて、そろそろ、次の地震が起っても決して不思議ではないと考えられている。

さらに、東海地域において測地・測量が始められてから最近まで80年間に、駿河湾西岸では約40cmの地盤沈下が観測されている。第3図は、1962年(昭和37年)から行われている掛川と御前崎間の水準測量による御前崎の上下変動を示したものであるが、1973年(昭和48年)頃から年1cmぐらいの沈下が現在も続いている。





第3図 掛川を基準にした御前崎の上下変動（国土地理院による）

また、三角測量などの結果によると明治の始めから最近までの90年間に、伊豆半島と駿河湾西岸との距離が約1 m短くなっていることが報告されている。このように、東海地域には、明治の始めから歪みが蓄積され続けており、安政地震から勘定するとかなりの量になっているものと考えられる。

以上のようなことを総合して、次にわが国及びその周辺に起る巨大地震は「東海地震」であろう、というのが学界におけるほぼ一致した意見である。

東海地震は、地震予知連絡会によって観測強化地域に指定されている。さらに、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月制定）に基づいて、昭和54年8月7日地震防災対策強化地域として、静岡県全県を中心とした170市町村が指定された。

#### 4 想定震源

近い将来東海沖に起きると考えられている「東海地震」は、次のようなものと予想されている。すなわち、

- (1) 断層の大きさは南北方向 100～120km程度、東西方向に約50km程度で、その東辺は駿河トラフの線に沿い、北は駿河湾奥までに達する。断層面は駿河トラフから20°～30°の傾斜で西にもぐり込んだ逆断層で、地震の規模はM8程度である。（第4図）
- (2) この地震が起った場合の地震動の強さは、静岡県をはじめ東京都、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重県の8都県にわたる263市町村では震度VI以上になり、その周辺地域では震度Vになると予想される。
- (3) 伊豆半島南部から紀伊半島南端にかけての沿岸では津波の来襲するおそれがあり、特に伊豆半島南部から駿河湾の沿岸では大津波になるおそれがある。

これに基づいて、震度VI以上になると予想される地域が、所定の手続きを経て、地震防災対策強化地域として指定された。

## 4-2 東海地震に係る地震防災対策強化地域（都総務局）

### 1 昭和54年8月7日付指定（総理府告示第26号）

昭和53年6月15日、大震法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、強化地域の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6弱以上と予想される地域（6県167市町村）が、強化地域として指定された。

### 2 平成14年4月24日付追加指定（内閣府告示第12号）

平成13年12月の中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会（平成13年3月設置）から、東海地震に係る想定震源域が見直され「震度6弱以上となる地域が西側に拡大するとともに、高い津波が発生する地域も拡大する」との報告がなされた。

平成14年4月の中央防災会議において、強化地域は、大震法第3条第1項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する地域」とされていることに鑑み、以下の基準に基づき、新たに96市町村が指定され、8都県263市町村となった。

#### (1) 地震の揺れによる被害

木造建築物等が一般的に著しい被害を被る揺れという見地から、震度6弱以上の揺れが発生する地域（この基準は、従来どおりであるが、想定震源域見直しに伴い指定地域が拡大した。）

#### (2) 津波による被害

大津波（3m以上）若しくは満潮時に地上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、地震発生から20分以内に津波が襲来するおそれのある地域

#### (3) 一体的な防災体制の確保等の観点

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制が執れる地域については、一体的な防災体制等を執るべき地域を併せて強化地域とするのが妥当。都においては新島村、神津島村及び三宅村が、上記(2)に該当するとして、強化地域に指定されたものである。

※平成24年4月1日時点 157市町村

都 県 名	市 町 村 名
東 京 都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川 県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山 梨 県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

都 県 名	市 町 村 名
長 野 県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐 阜 県	中津川市
静 岡 県 (全 域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛 知 県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三 重 県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

### 4-3 警戒宣言、地震予知情報について（東京管区気象台）

#### 1 地震予知体制

大規模地震対策特別措置法第33条に基づき、現在「東海地震」に対して気象庁が行っている地震の予知体制は、地震の前兆現象を捕捉するための各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合に、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについての判断をするための判定組織から成っている。

「東海地震」の前兆現象を捉えるため、東海地域及びその周辺に展開されている観測網から地震、地殻岩石歪、傾斜、伸縮、検潮及び地下水の各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、24時間体制で異常の有無が監視されている。

これらの観測は、気象庁のほか、地方公共団体、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院及び産業技術総合研究所などにより実施されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という。）が設置されている。判定会は、地震に関する専門家である、会長及び委員5名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。

#### 2 東海地震に関連する調査情報(青)

##### (1) 東海地震に関連する調査情報(青)

気象庁では、観測データに何らかの注目すべき異常が現れてはいるが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合などに東海地震に関連する調査情報(定例：青)を発表する。

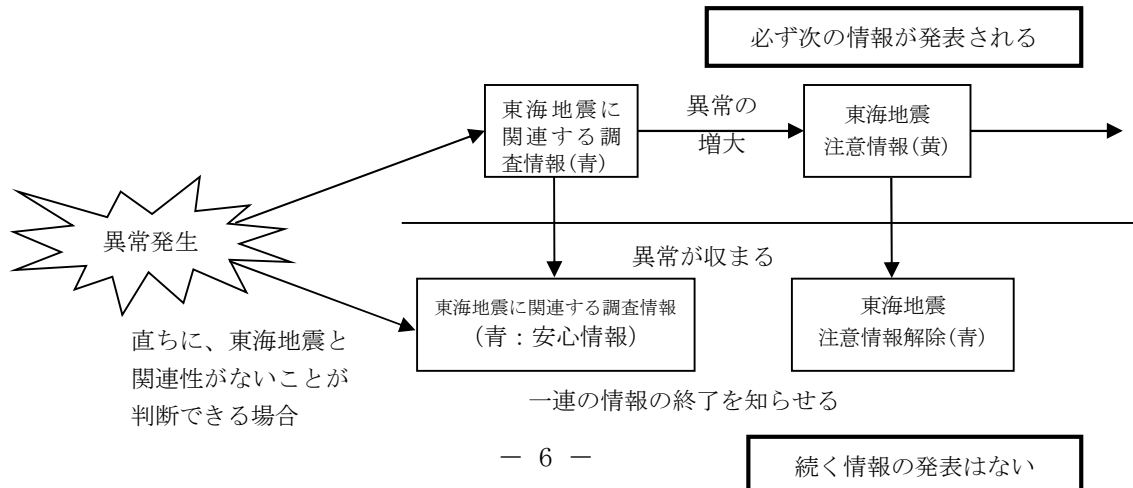
また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、あるいは直ちに東海地震と関連性がないと判断できる場合は、安心情報である旨を明記して東海地震に関連する調査情報(終了：青)を発表する。

##### (2) 東海地震注意情報

異常が進んで、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に東海地震注意情報(黄)を発表する。

また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、解除情報である旨を明記して東海地震注意情報(青)を発表する。

#### 東海地震に関連する調査情報(青)と東海地震注意情報(黄)の発表形態



## (3) 東海地震予知情報(赤)

東海地震予知情報(赤)の内容については、警戒宣言発令とほぼ同時に発表され、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われるが、これには、次のような事柄が含まれることになっている。

すなわち、

1. 地震が発生するおそれがあると認められる旨及びその理由
2. 地震が発生するおそれがあると認められる時期
3. 震源域
4. 地震の規模
5. 地震が発生した場合に予想される地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）における震度
6. 地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想
7. その他

このうち、第2項の「時期」を除いた第3項以下の各項目については、「東海地震」の項でも述べたように、一つのモデルが想定されている。

地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準で、これをはっきり予想するのははなはだ困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの時間は、短い場合で数時間、長くても、2、3日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「2、3日以内」と2通りの場合が考えられている。

異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態がひっ迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「2、3日以内」になるものと思われる。

ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは1日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言の発せられた時点から2、3日以内という意味である。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、「地震予知情報(赤)」を内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

(1) 予想された大規模地震の発生の時期がさらに遅れることが予想される。

(2) 異常現象が正常にもどるなど、地震の発生するおそれがなくなったと認められた場合である。(1)の場合には、状況に応じて臨機の措置が執られることになるであろうが、(2)の場合には、「警戒解除宣言(青)」が発せられ、警戒態勢は解かれ、応急措置は中止されることになる。

警戒宣言が発せられたあとでも、気象庁では観測データを24時間監視し解析・検討が続けられ、地震活動や地殻変動の状況や推移等を「東海地震予知情報(赤)」として関係機関や一般の利用に供するために発表する。

「東海地震予知情報(赤)」には事態の推移が説明されるので、このような場合は、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

### 3 警戒宣言

判定会が、強化地域に係る大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、これに基づいて、気象庁長官は直ちに「地震予知情報(赤)」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、閣議に諮ったうえで、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。

警戒宣言文の一例

#### 東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

警戒宣言が発せられたときの知事コメント案文

都民の皆様、東京都知事の○○○○です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、東京の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

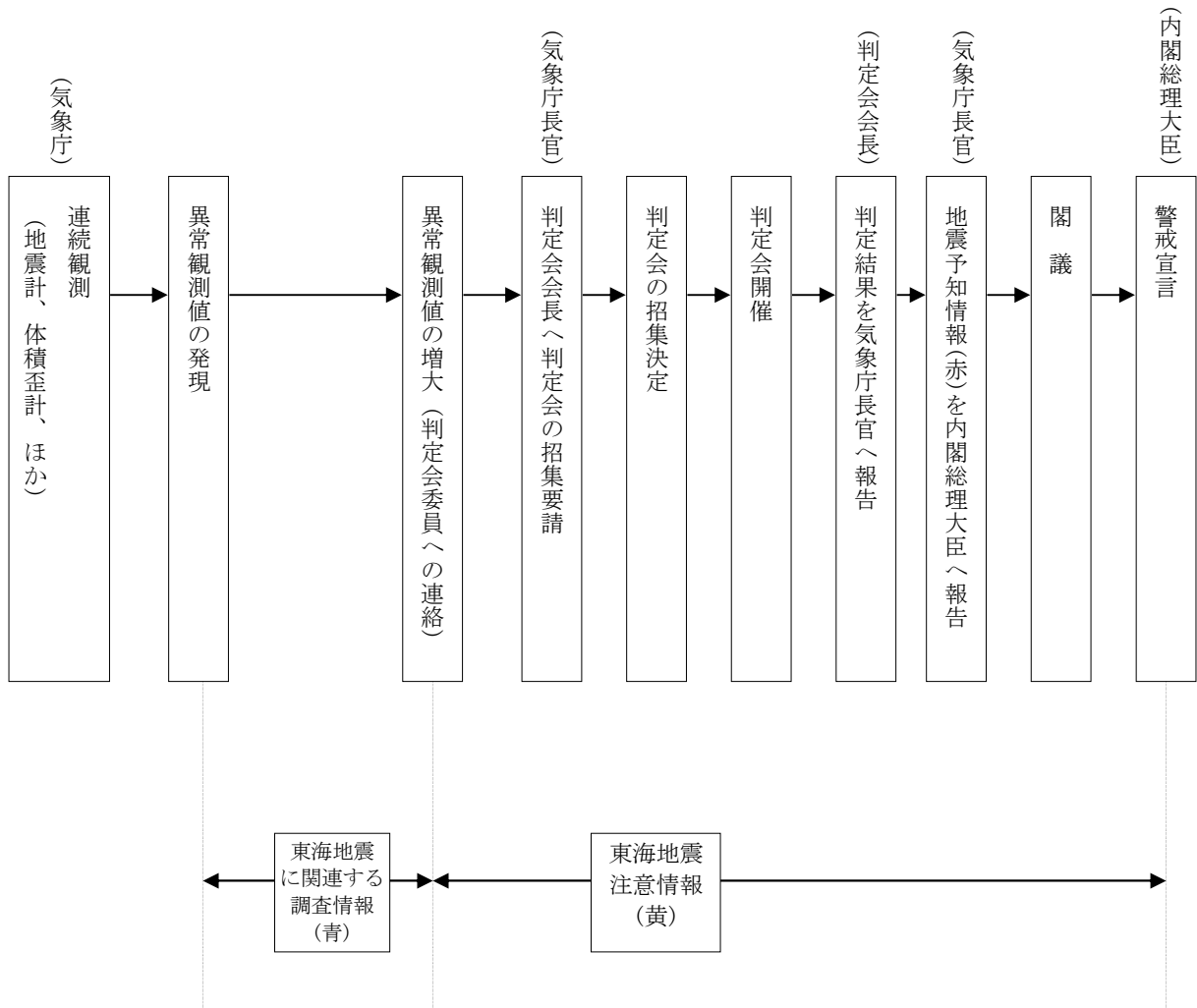
予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定も行って下さい。

東京都と各区市町村においては、すでに災害対策本部を設置しております。

地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震が起きましてもあわてずに落ちついて行動して下さい。

4-4 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（東京管区気象台）



## 4-5 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項	
(1)	気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
(2)	地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの大きさが異なります。
(3)	震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害を異なります。
(4)	この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
(5)	この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって、実情と合わなくなった場合には変更します。
(6)	この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。 ○「まれに」：極めて少ない。めったにない。○「わずか」：数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。○「大半」：半分以上。ほとんどよりは少ない。○「ほとんど」：全部ではないが、全部に近い。○「が(も)ある(いる)」：当該震度階級に特徴的に現われ始めることを表し、量的に多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。○「多くなる」：量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。○「さらに多くなる」：上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	地盤・斜面	ライフライン・インフラ	大規模建造物
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。							
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。							<ul style="list-style-type: none"> <li>・超高層ビルは固有周期が長い。固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期振動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所に居られない状況となる可能性がある。</li> <li>・石油タンクでは長周期新藤によりスロッシング(タンク内容液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</li> <li>・体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</li> </ul>
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。</li> </ul>	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。					
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)</li> </ul>	



震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	地盤・斜面	ライフライン・インフラ	大規模建造物
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	地盤については、亀裂や液状化が生じることがある。斜面等では、落石やがけ崩れが発生することがある。	・安全装置のあるガスメーターは、遮断装置が作動しガスの供給を停止する。 ・断水や停電が発生することがある。 ・地震管制装置付のエレベーターは、安全のため自動停止する。	
5強	大半の人が、物につかまらないうち歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。掘付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車に運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い建物では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。			
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の高い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。耐震性の低い建物では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きくなることもある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	耐震性の高い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地盤については、地割れが生じることがある。斜面等では、がけ崩れや地すべりが発生することがある。	・電話やインターネット等の通信事業者により、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の高い建物では、壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。耐震性の低い建物では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	耐震性の高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ、亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものもある。	地盤については、大きな地割れが生じることがある。	・広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い建物では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。耐震性の低い建物では、傾くものや、倒れるものが更に多くなる。	耐震性の高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものもある。耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ、亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。	斜面等ではがけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。		

